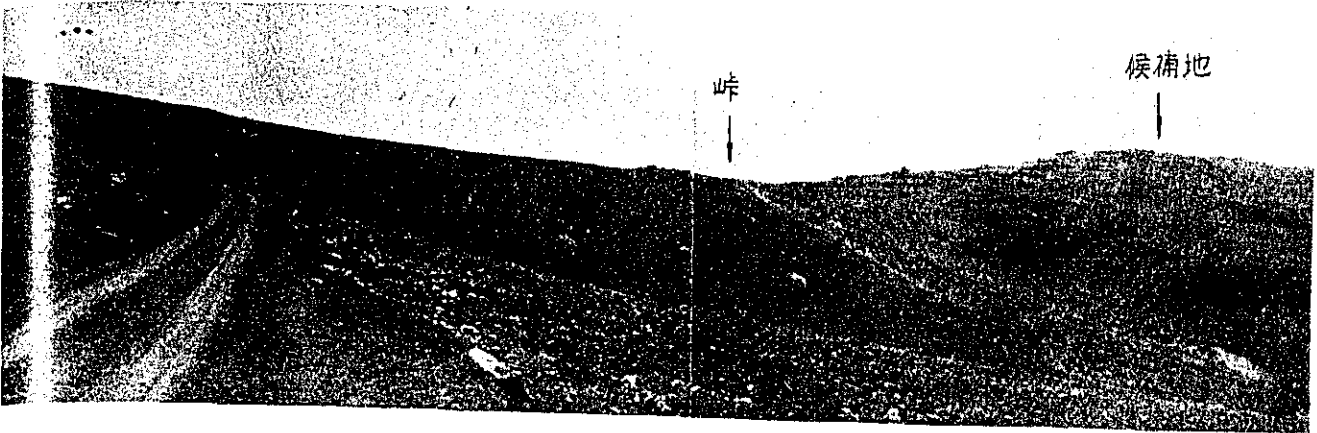


付 録

SUCHE 候補地



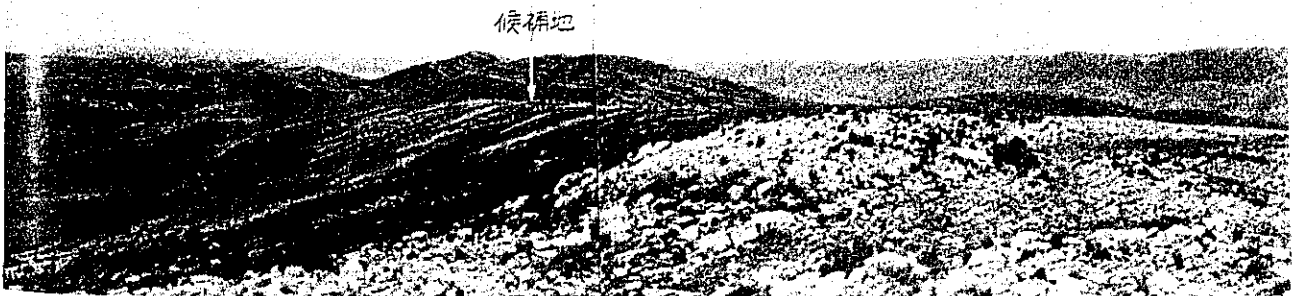
東側の道路から候補地を見たところ

CASAPALCA 候補地

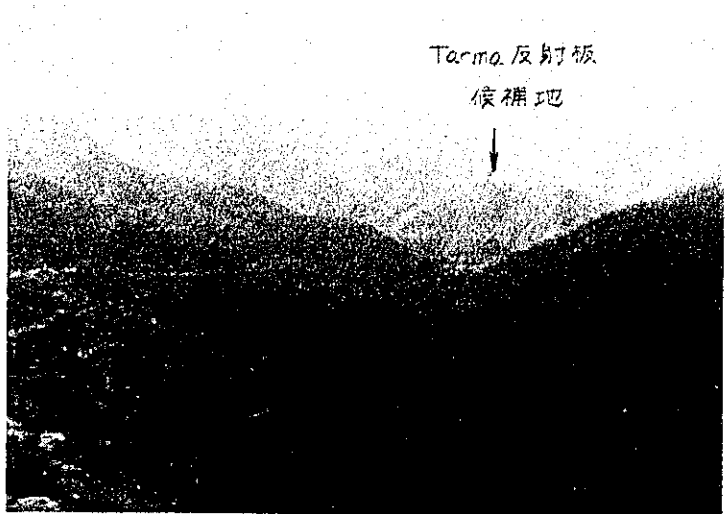


候補地付近を見たところ

CACHICACHI 候補地



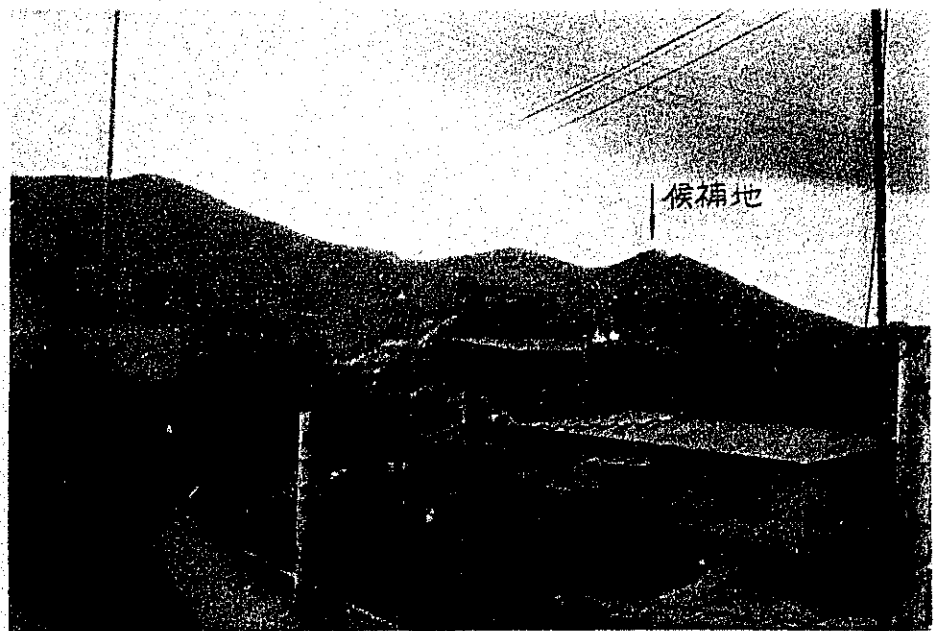
TARMA 候補地



HUABON 候補地

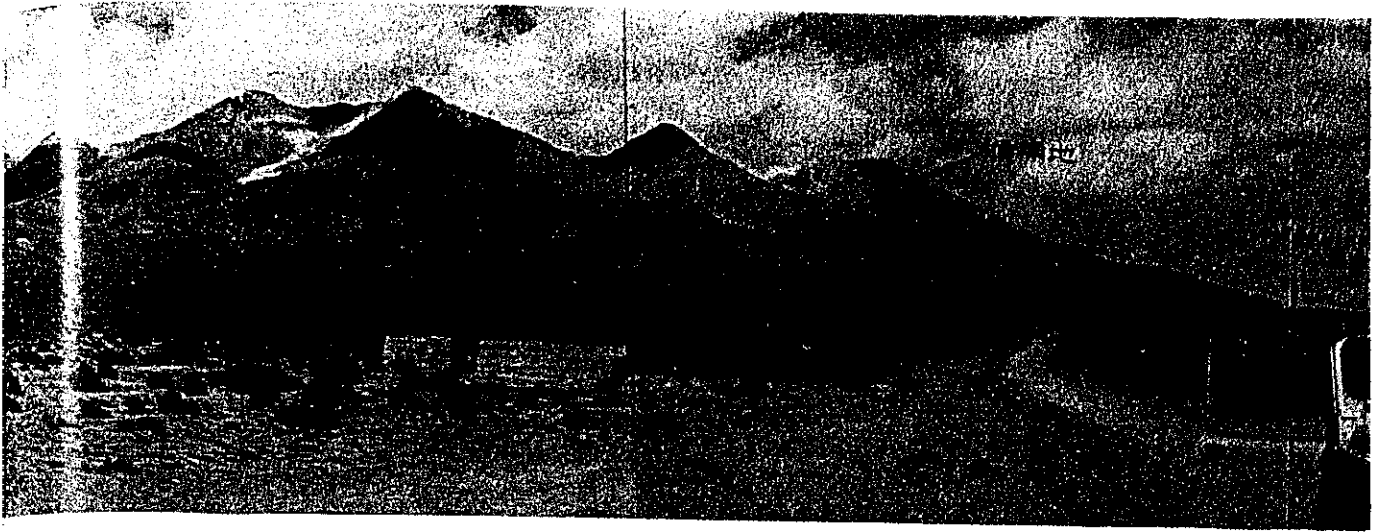


CERRO DE PASCO - 1 候補地



欽山から候補地付近を見たところ

PICHUPI CHU 候補地

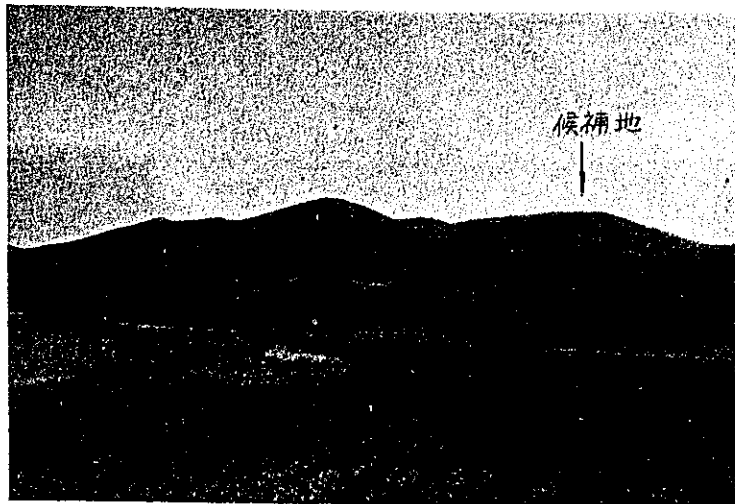


JAPU 候補地



裾野道路辺より JAPU 候補地を望む

YANAHORCO 候補地

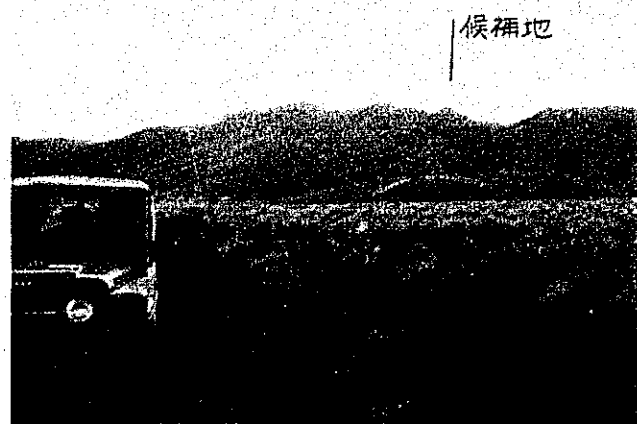


HUAHUACHUCHO 候補地

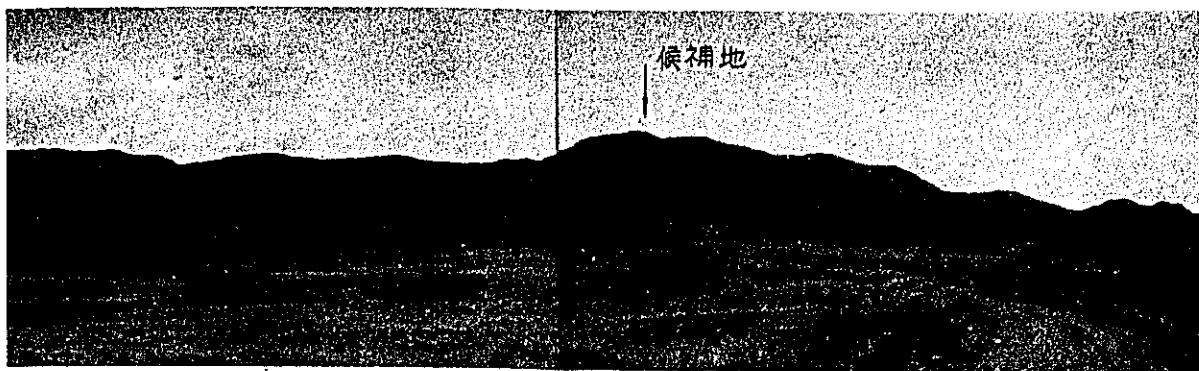


SANTIAGO 部落付近から候補地付近を見たところ

M. MALUCA 候補地



CHIARAJE 候補地



道路から候補地付近を見たところ

MUNIPATA 候補地



南側の道路から候補地付近を見たところ

無線中継所候補地の道路概況

1 LIMA - PUCALLPA 区 間

1 - 1 SUCHE

1 - 2 CASAPALCA

1 - 3 CACHICACHI

1 - 4 TARMA

1 - 5 HUARÓN

1 - 6 CERRO DE PASCO-1

2 AREQUIPA - CUZCO 区 間

2 - 1 PICHUPICHU

2 - 2 JAPU

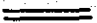
2 - 3 YANAHORCO


2 - 4 HUAHUACHUCHO


2 - 5 MAMALTA

2 - 6 CHIARAJE

2 - 7 MUNIPATA

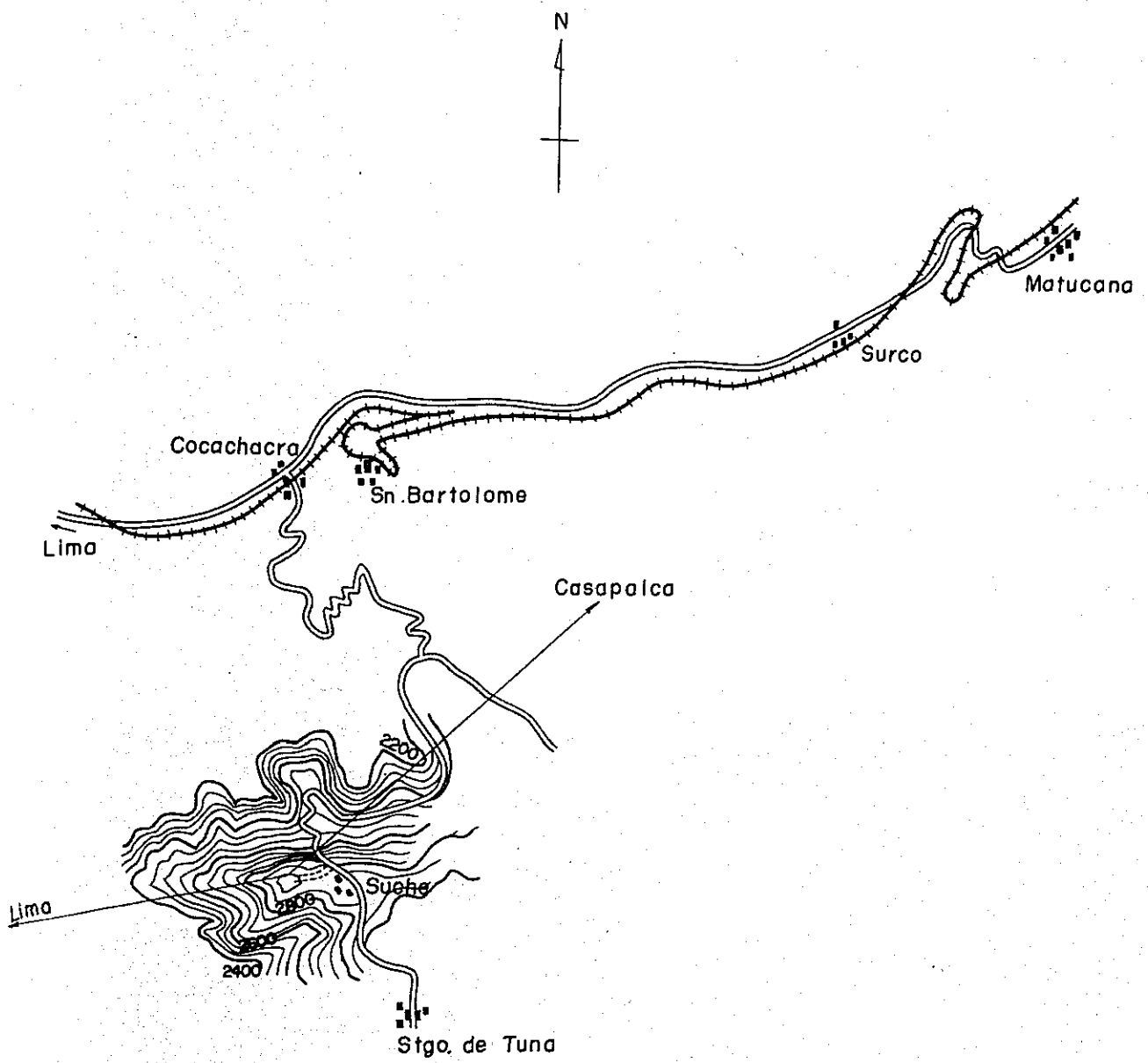
凡例  既設道路

 新設道路

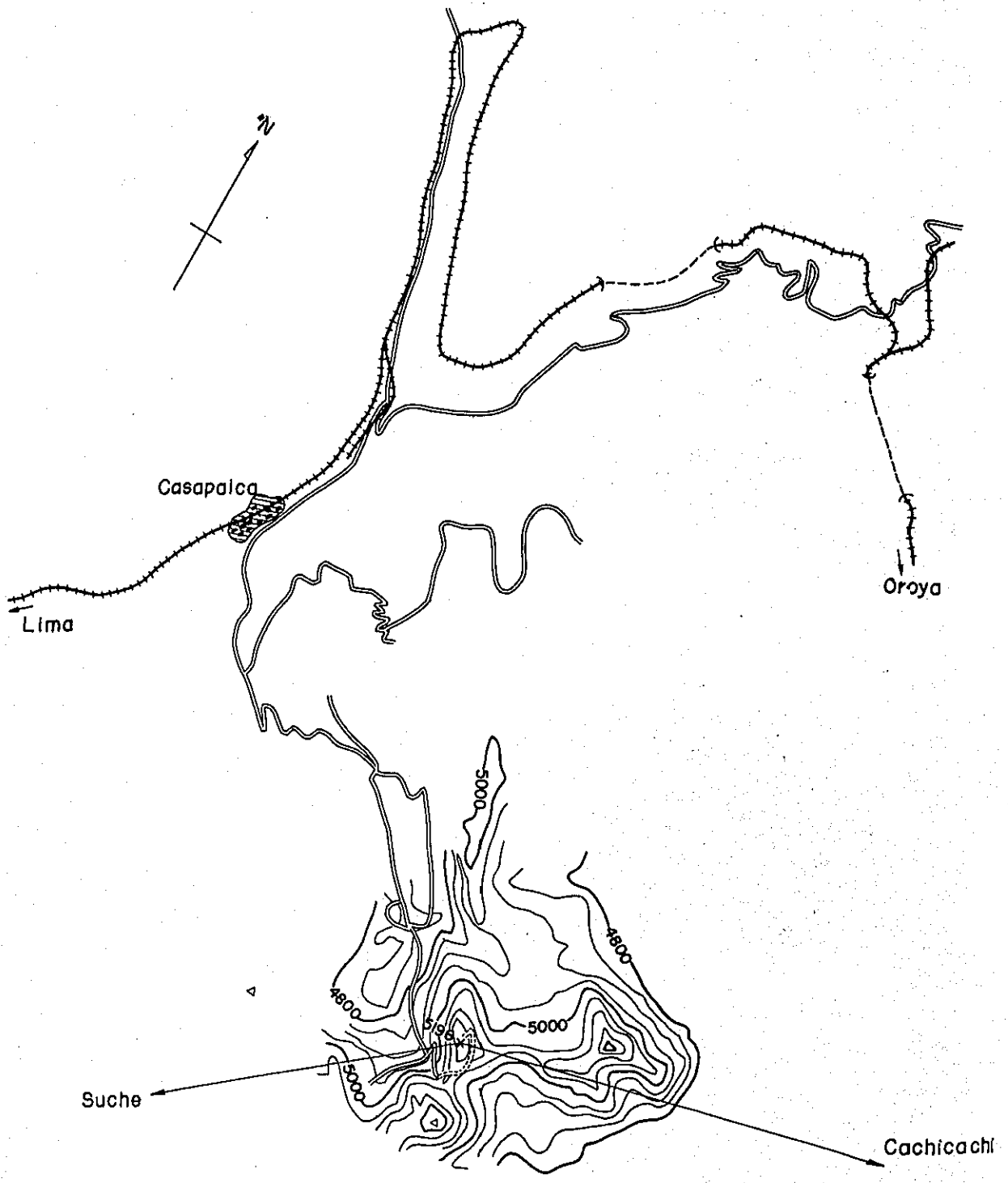
 改修道路

注 市街地及び地図のない区間

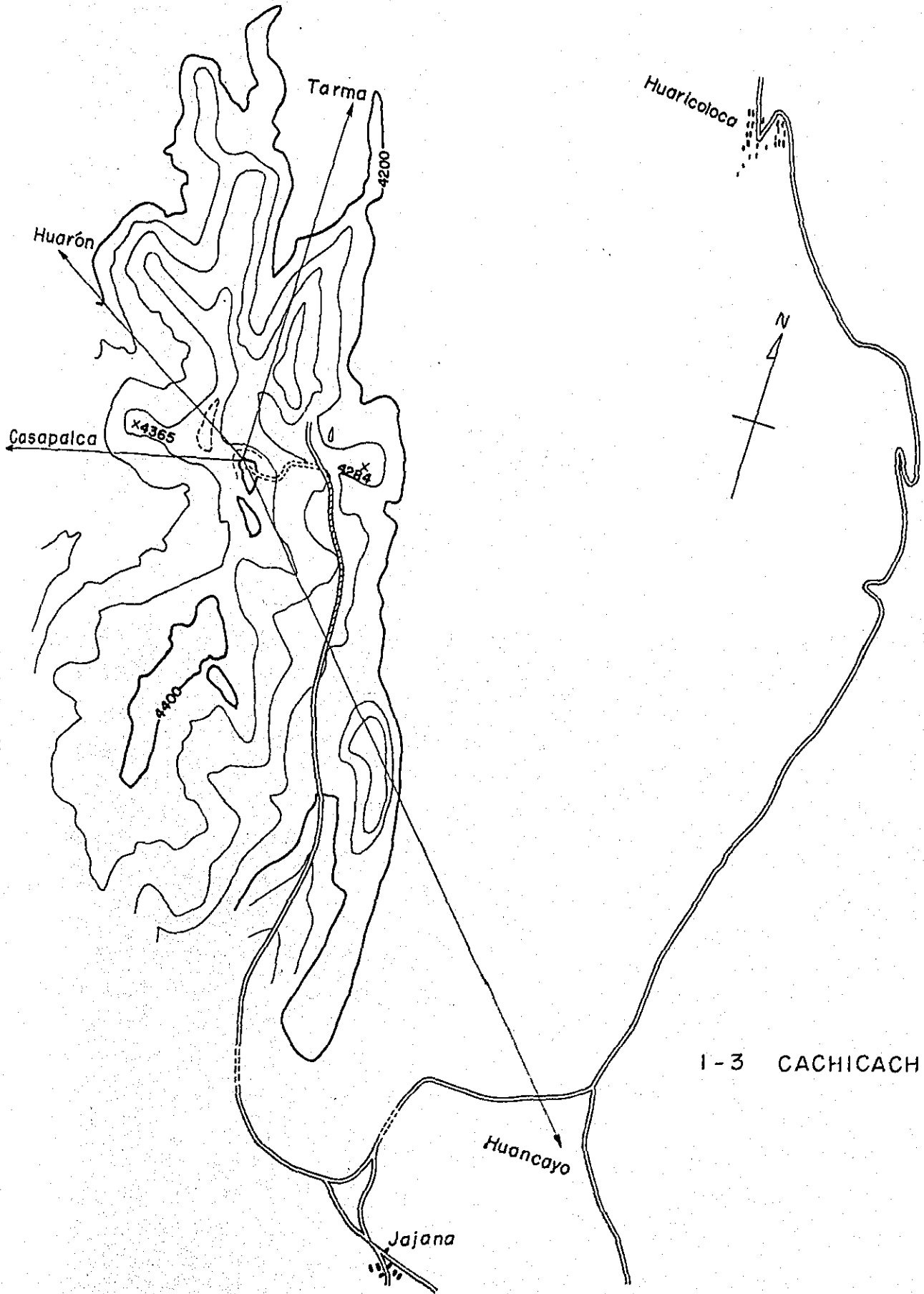
のものは省略した。



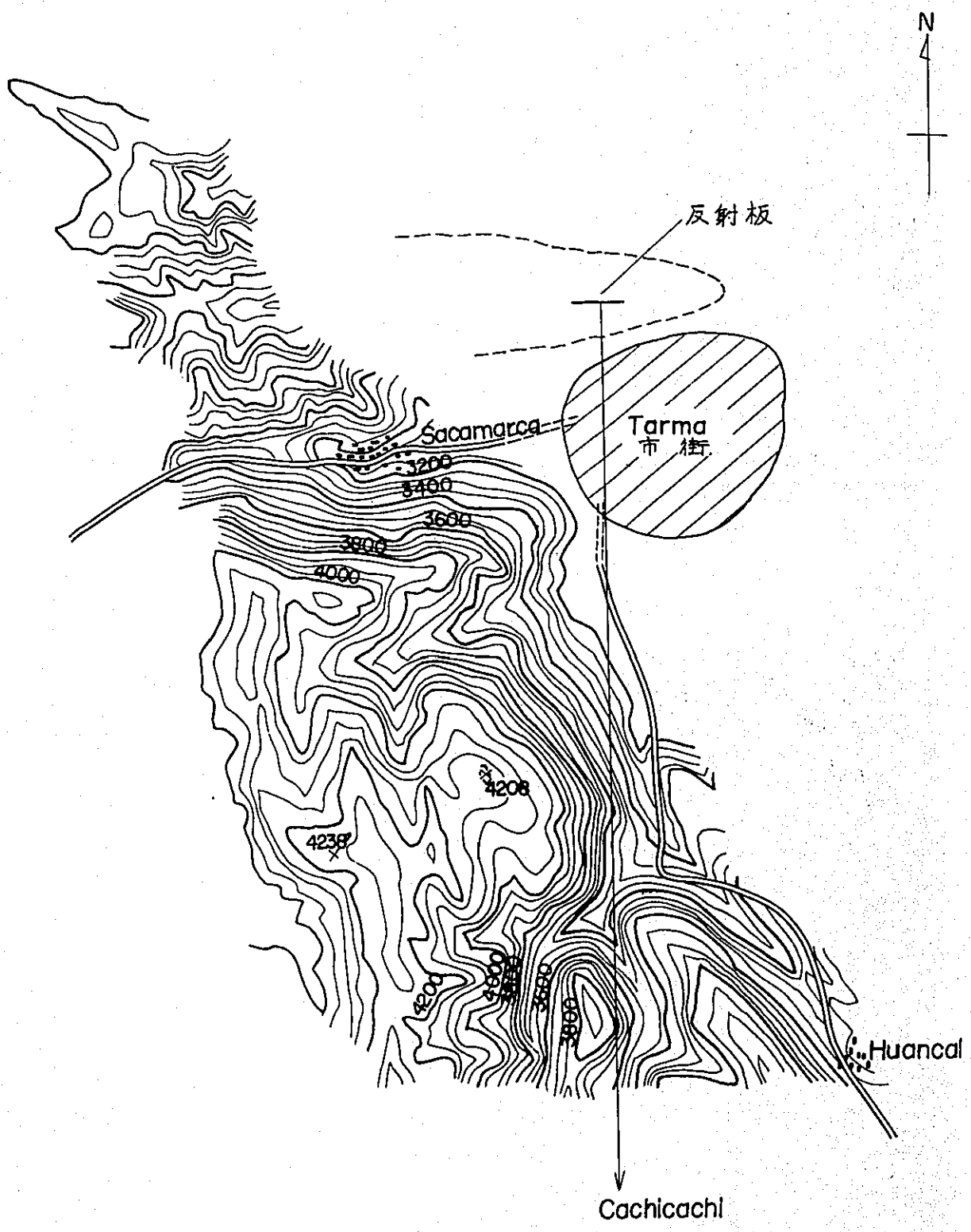
I - I. SUCHE



1-2 CASAPALCA



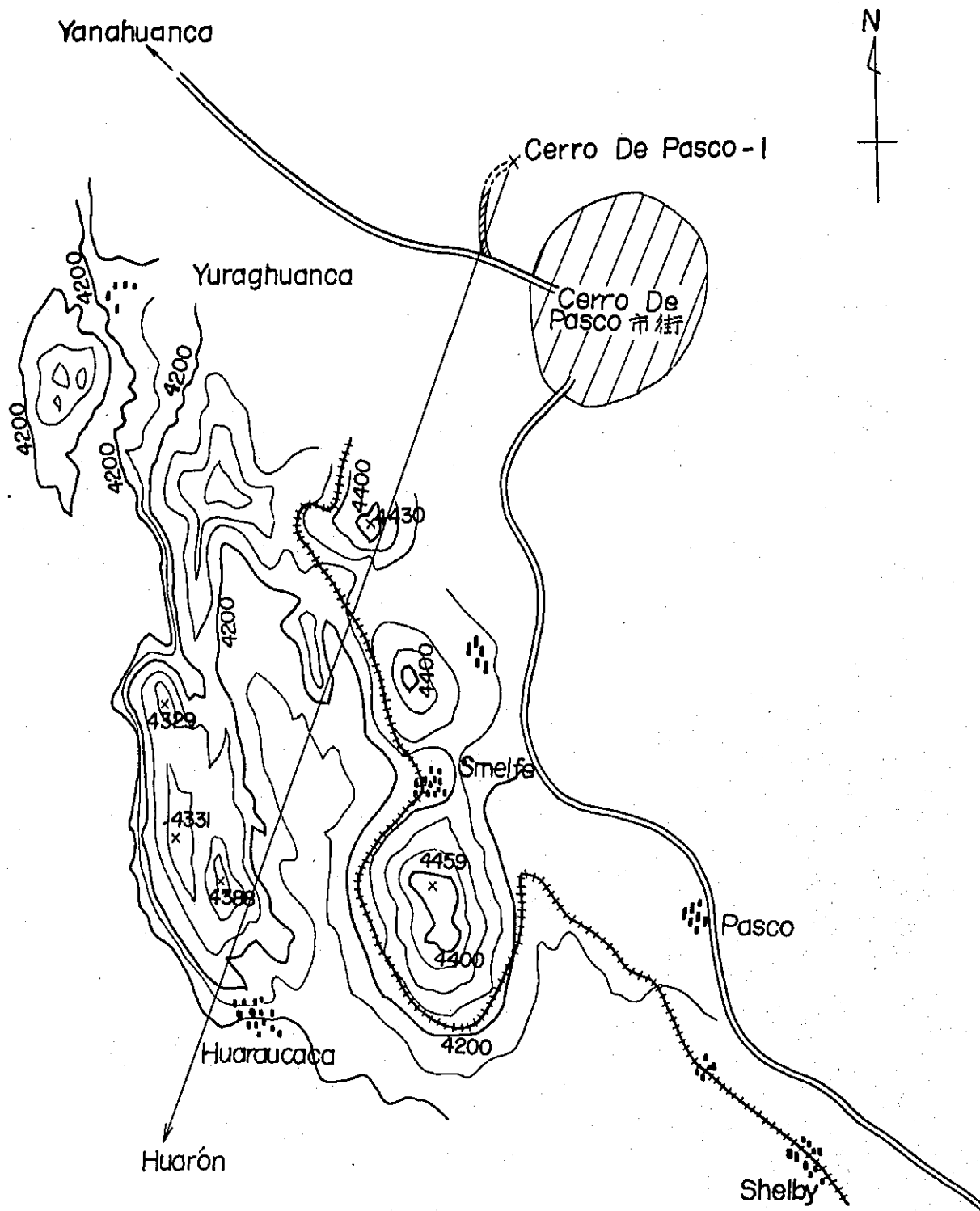
1-3 CACHICACH!



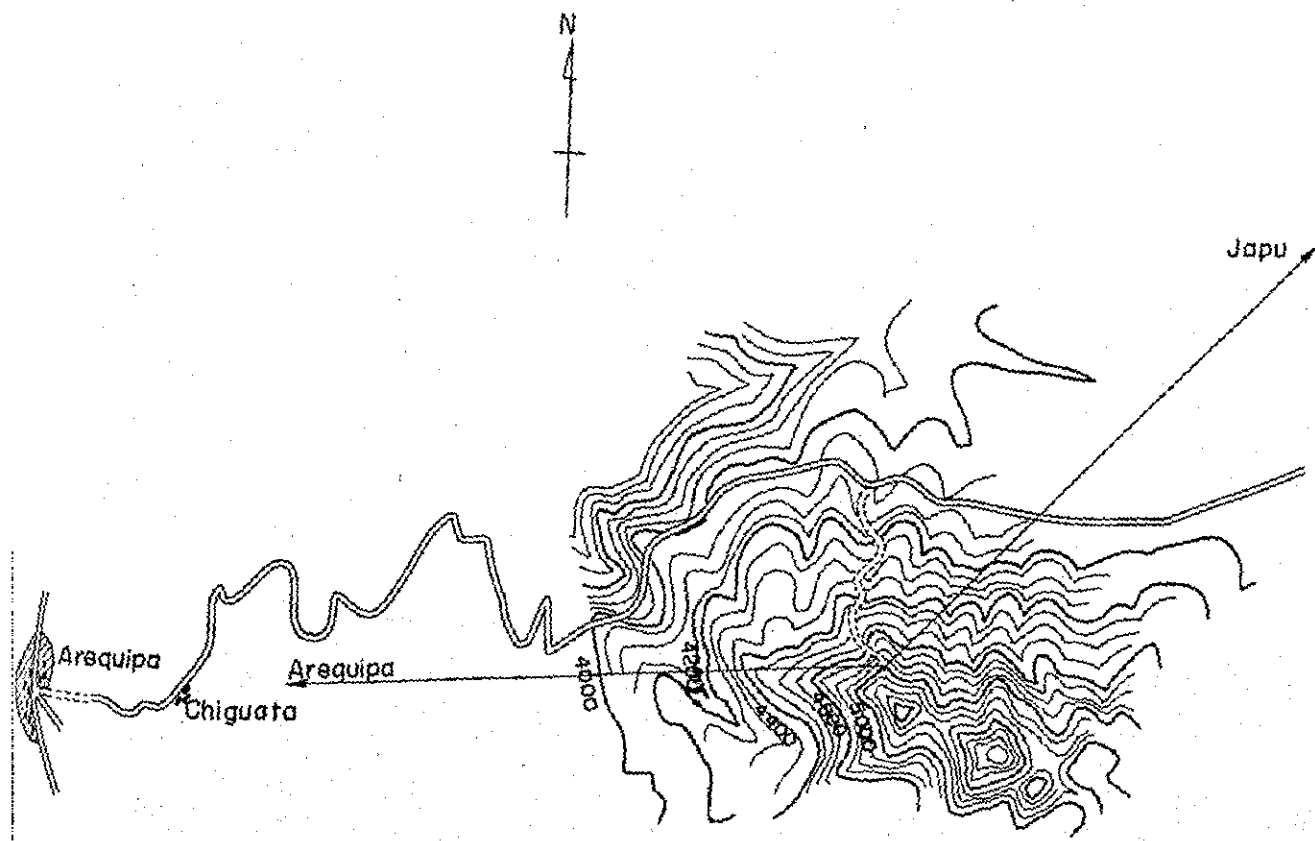
I - 4 TARMA



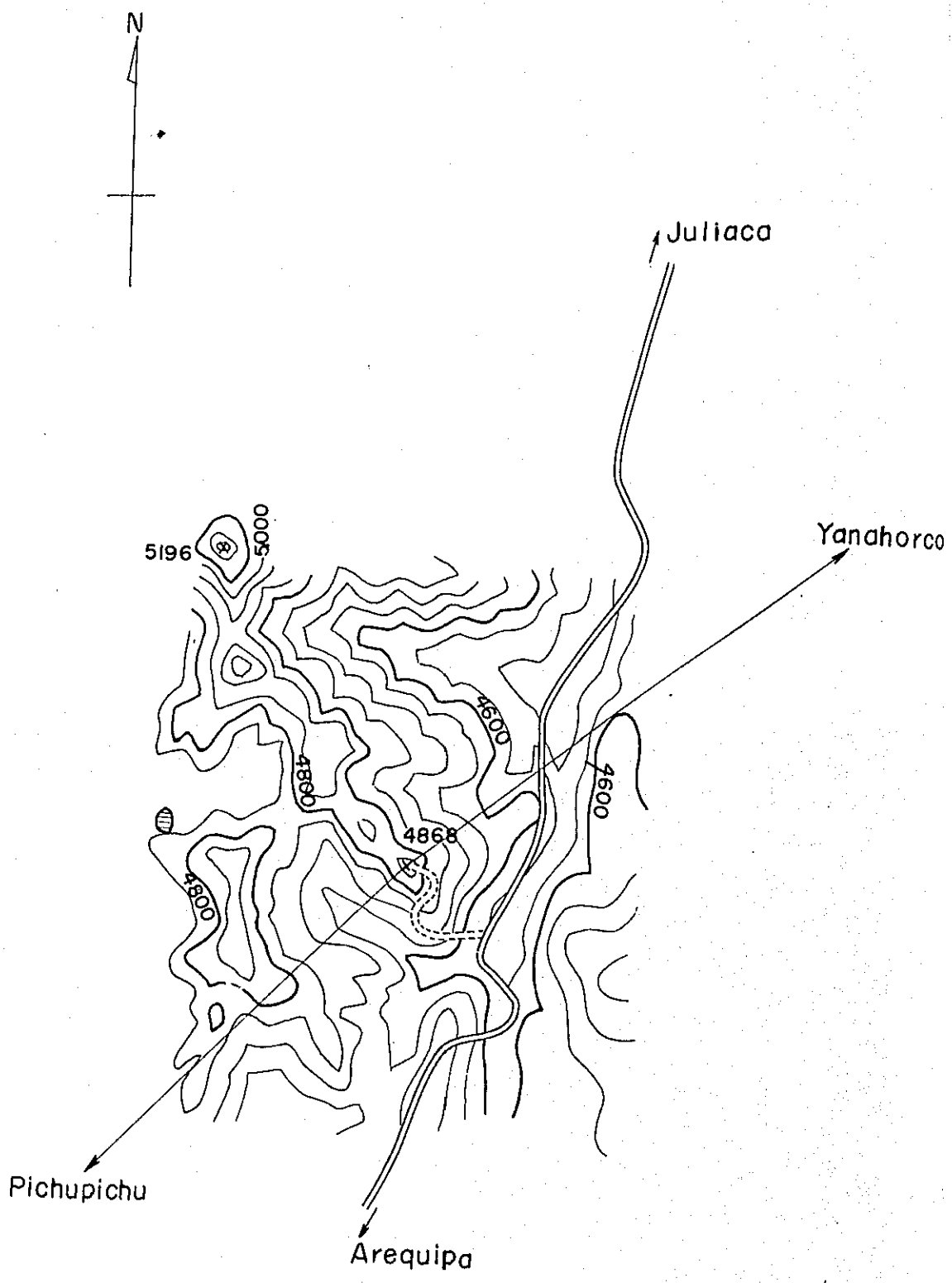
76° 25' 29" W
 11° 06' 42" S



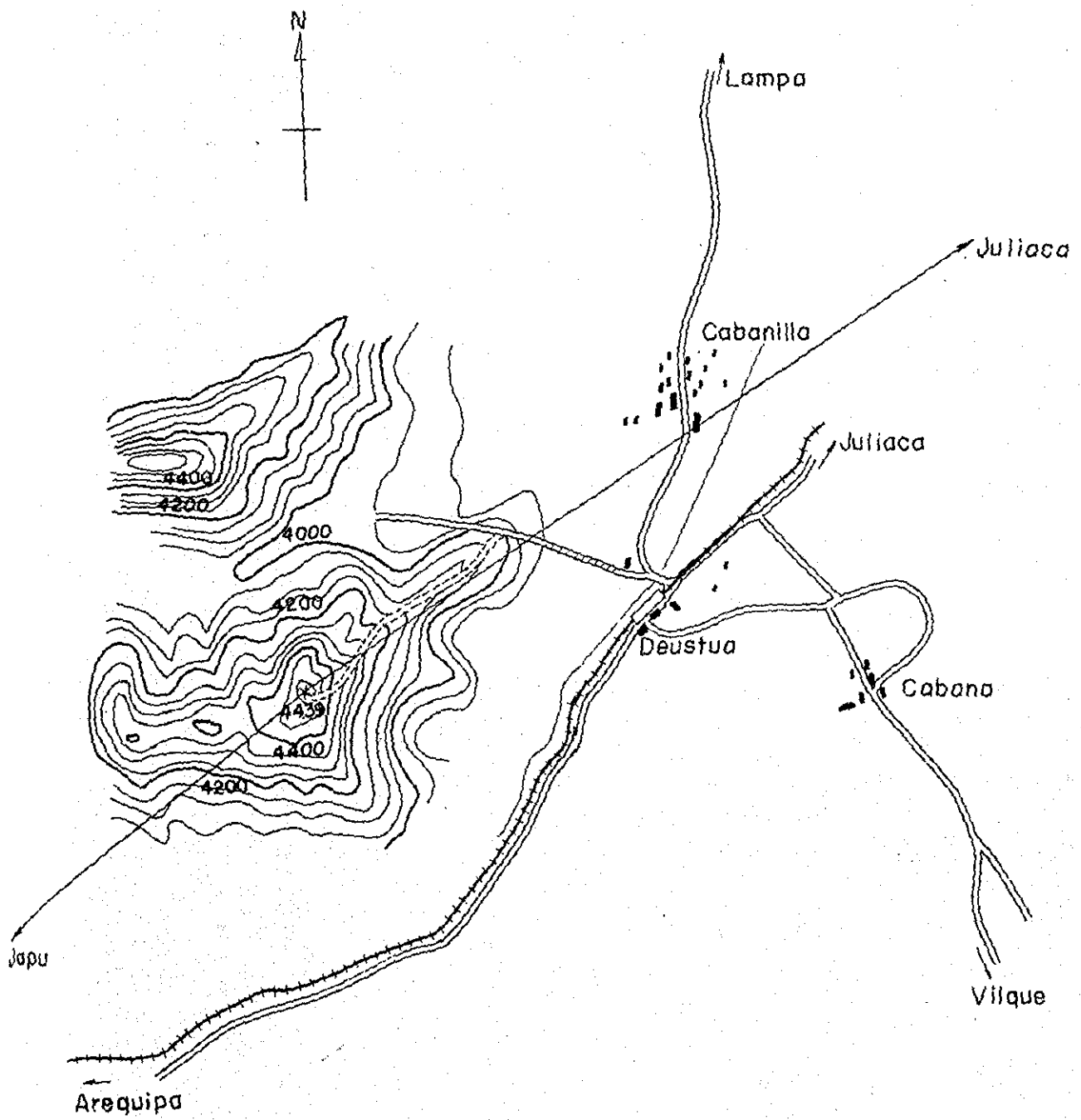
I - 6 CERRO DE PASCO - I



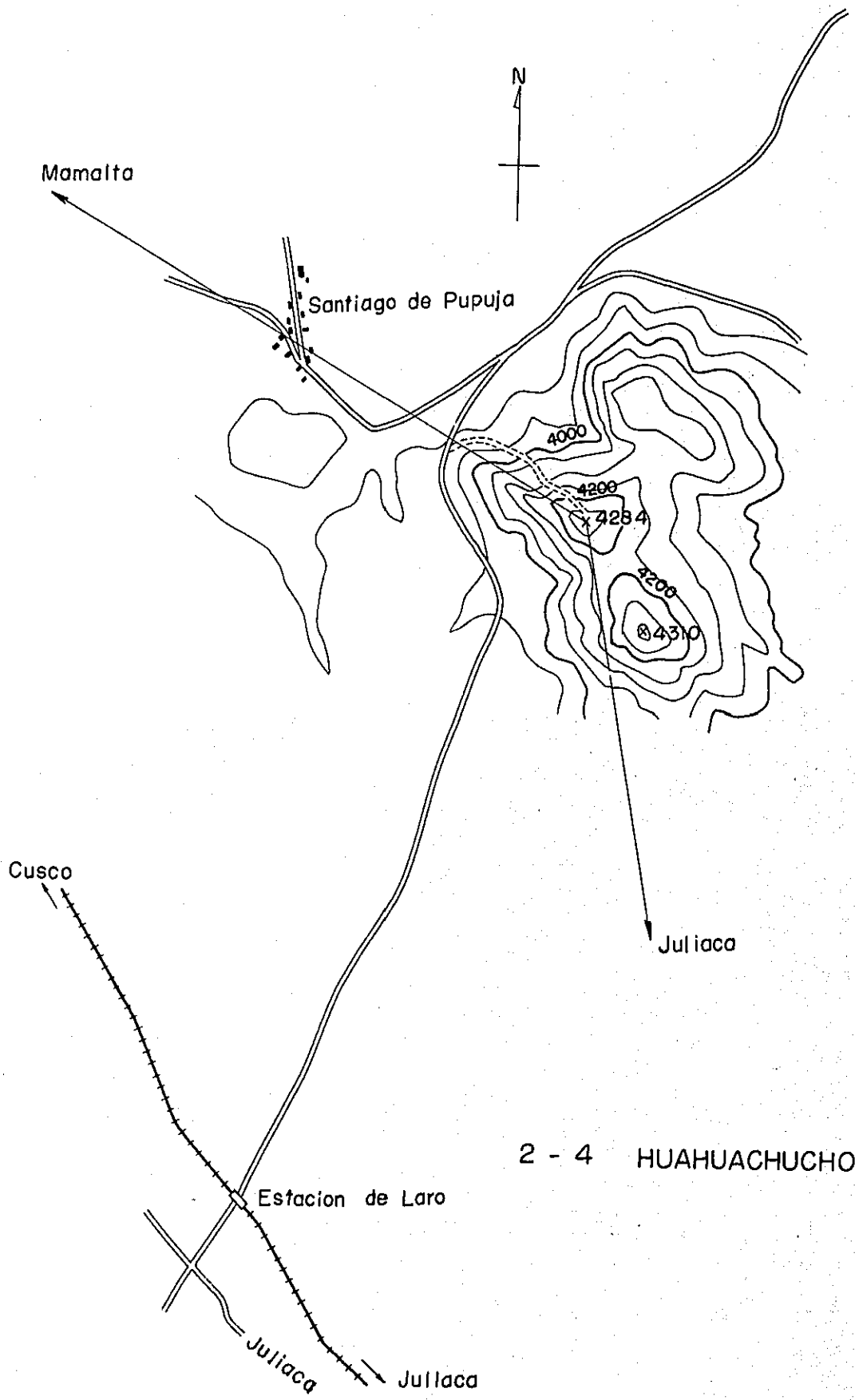
2 - 1 PICHUPICHU



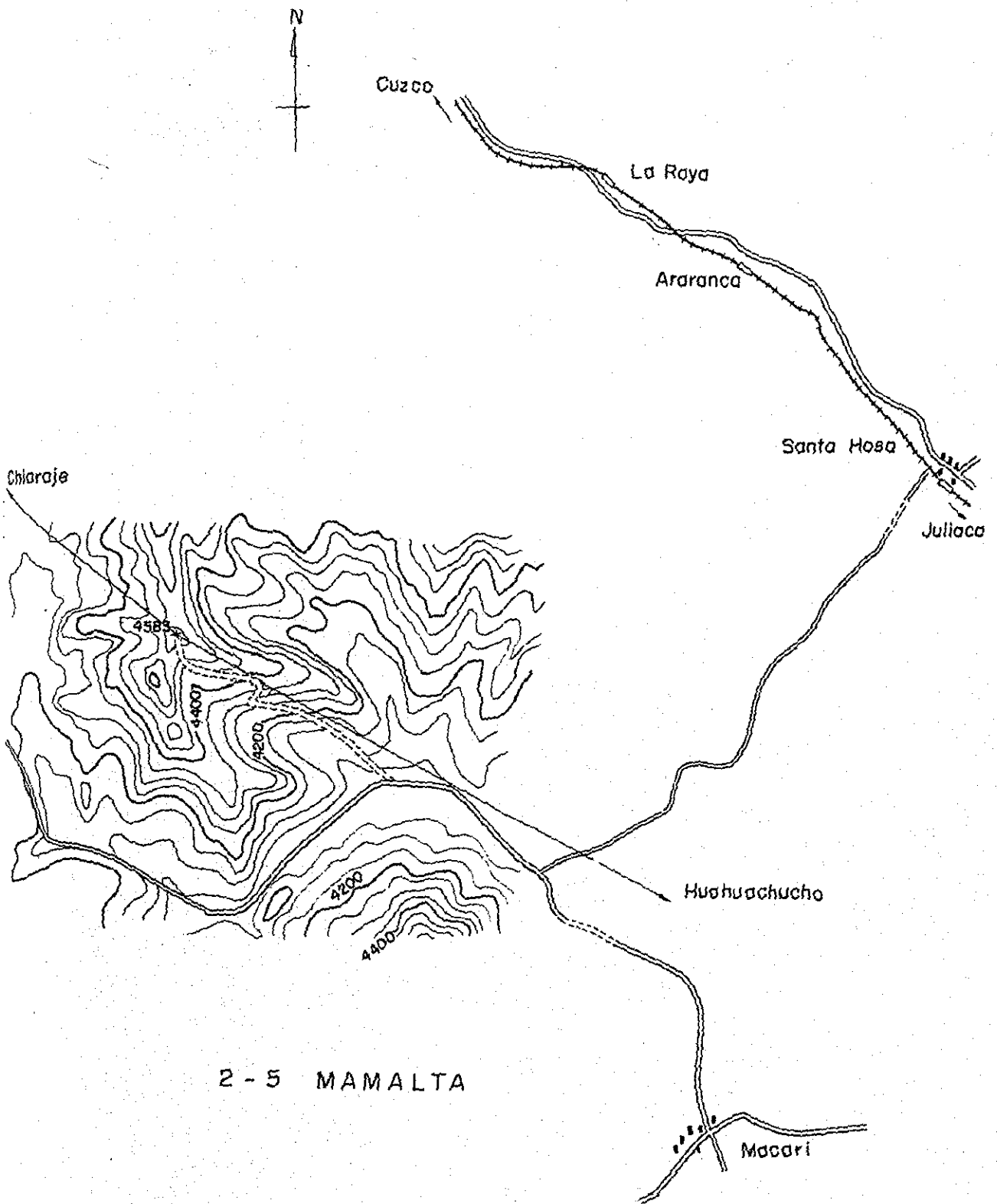
2-2 JAPU

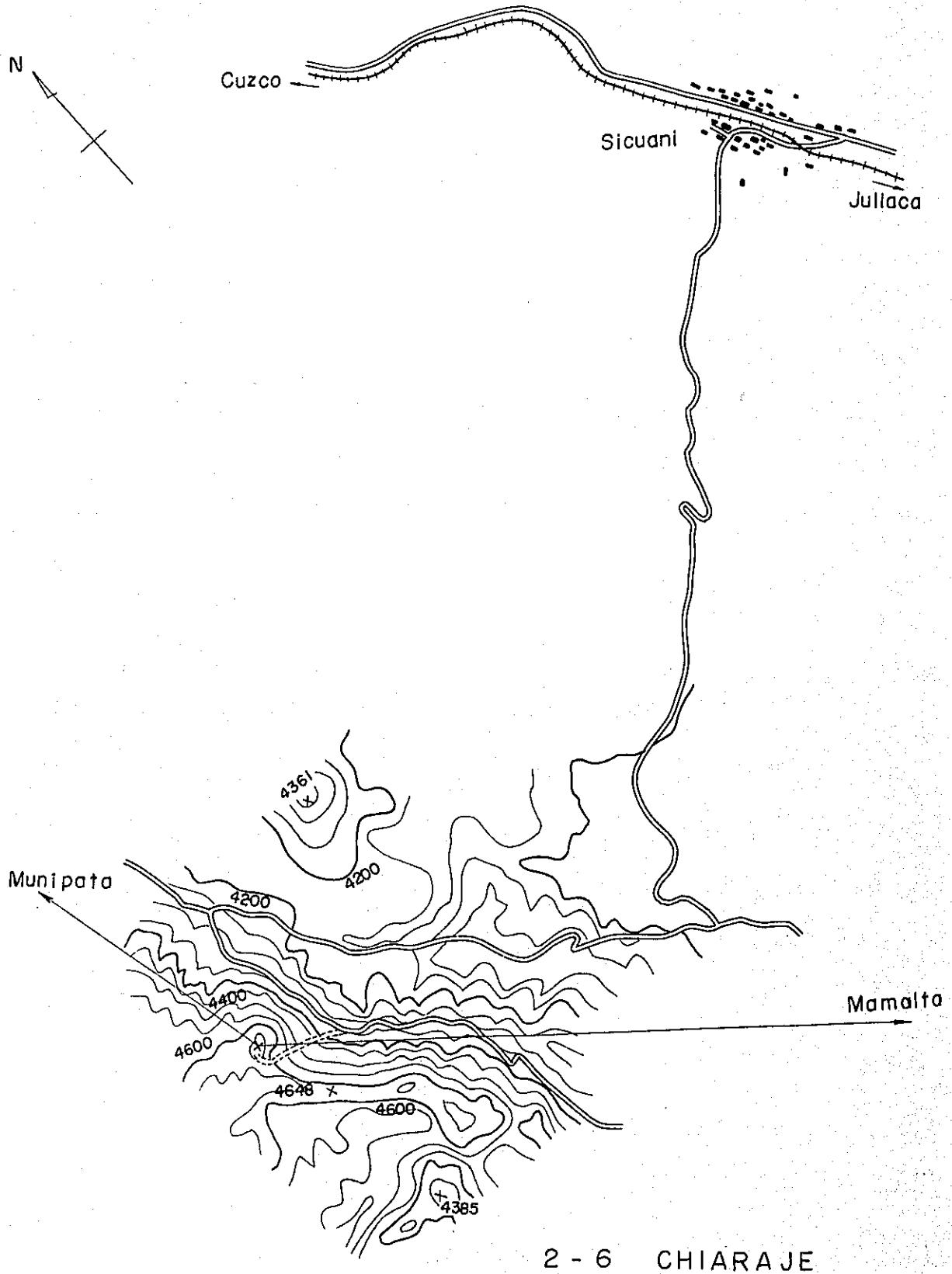


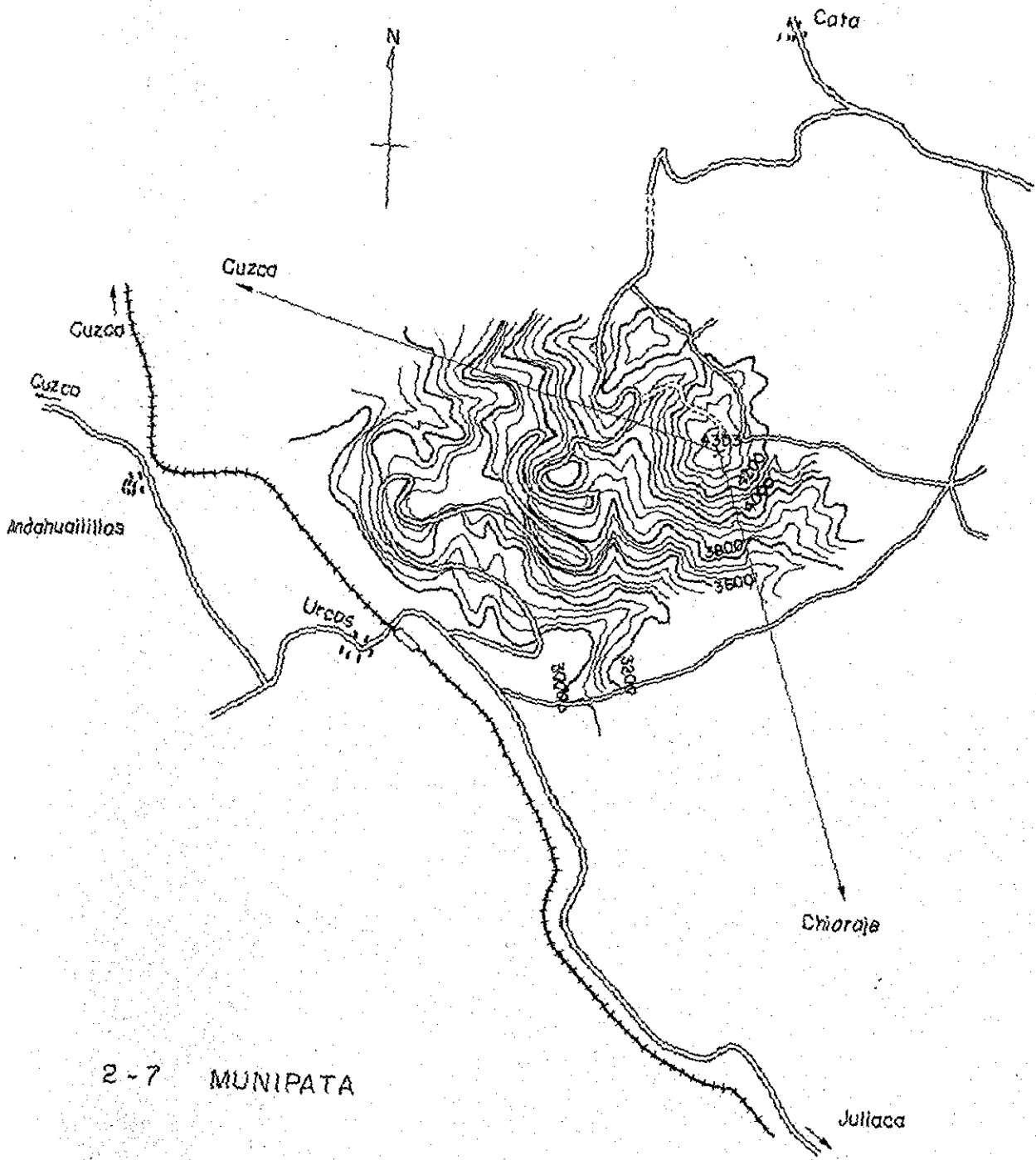
2-3 YANAHORCO



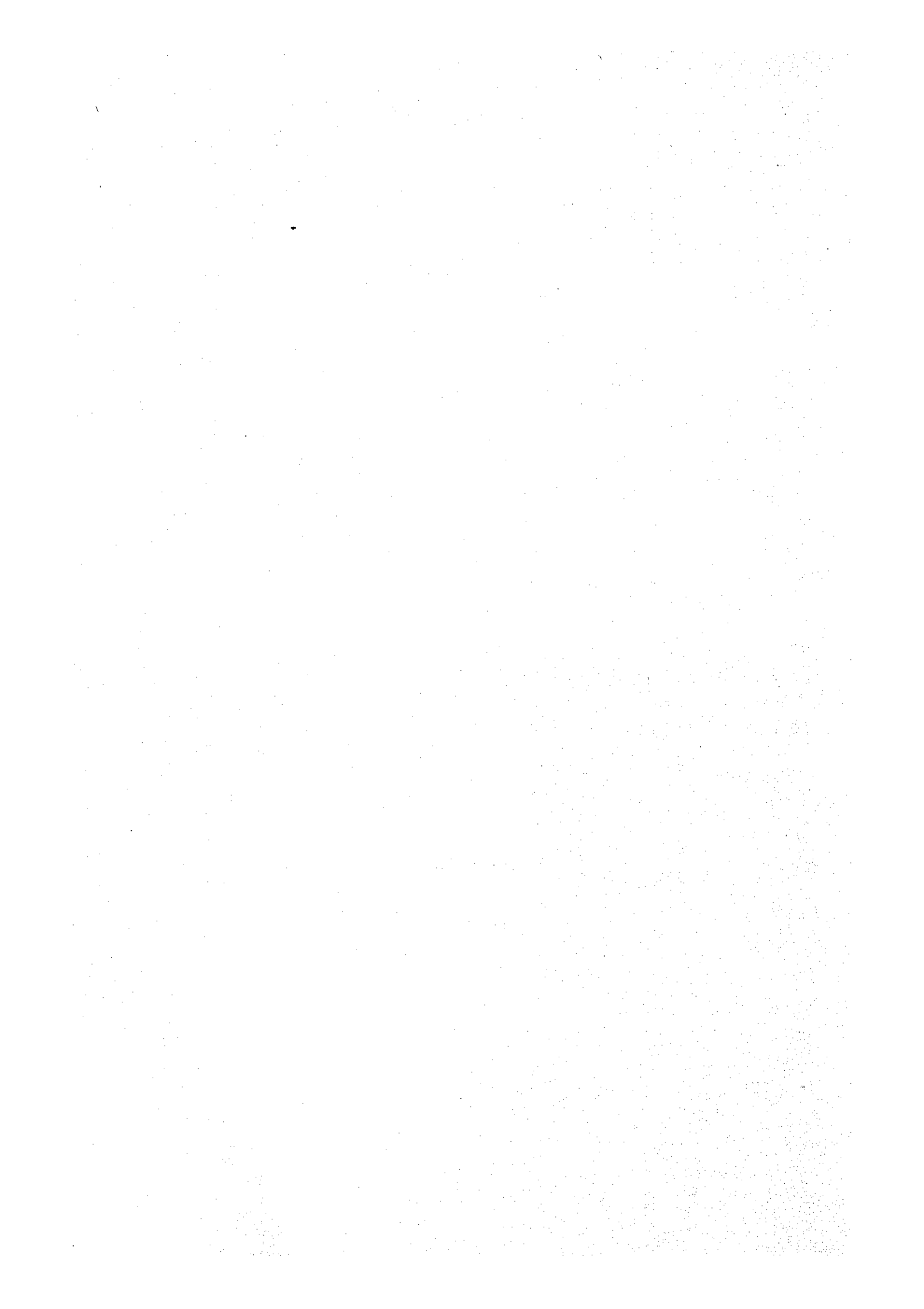
2 - 4 HUAHUACHUCHO







2-7 MUNIPATA



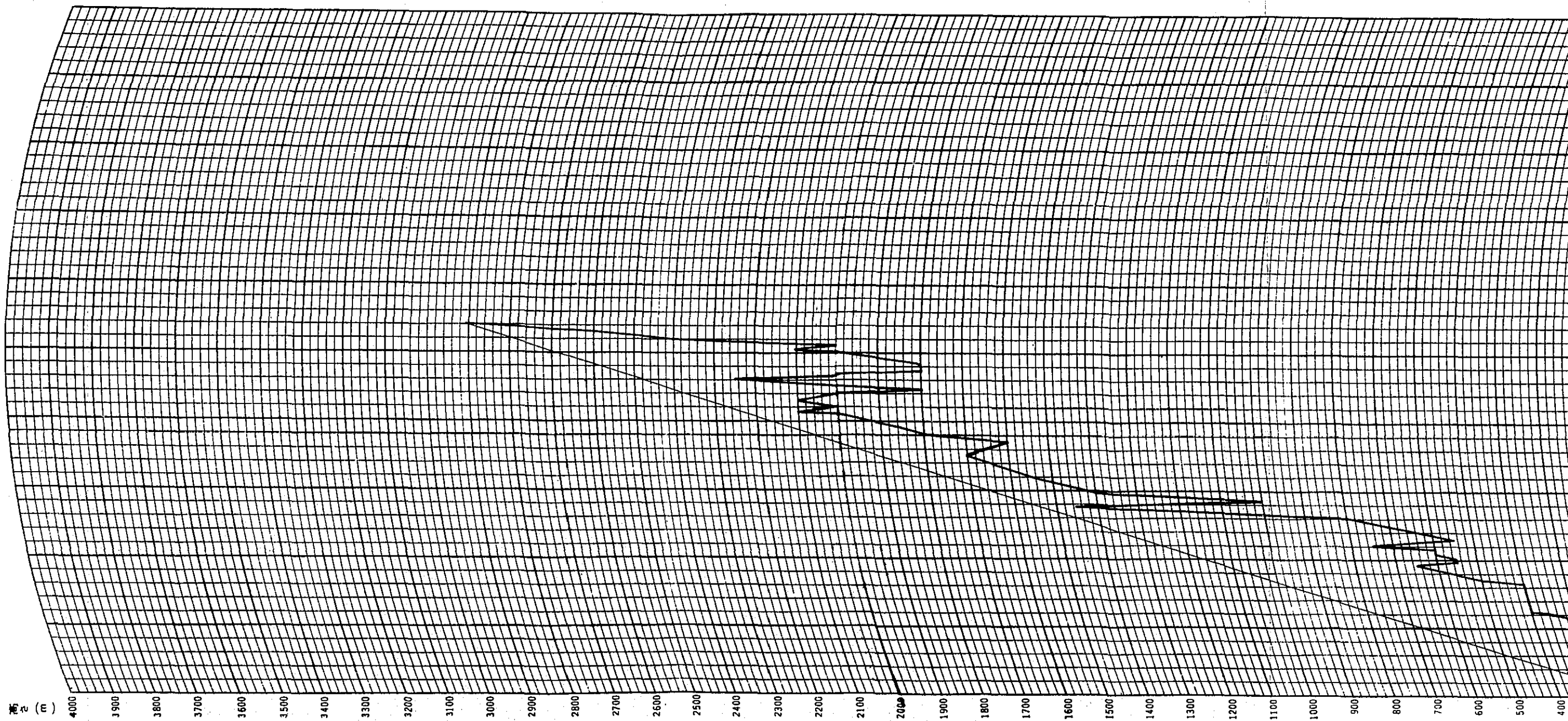
無線中継所各区間のプロフィール

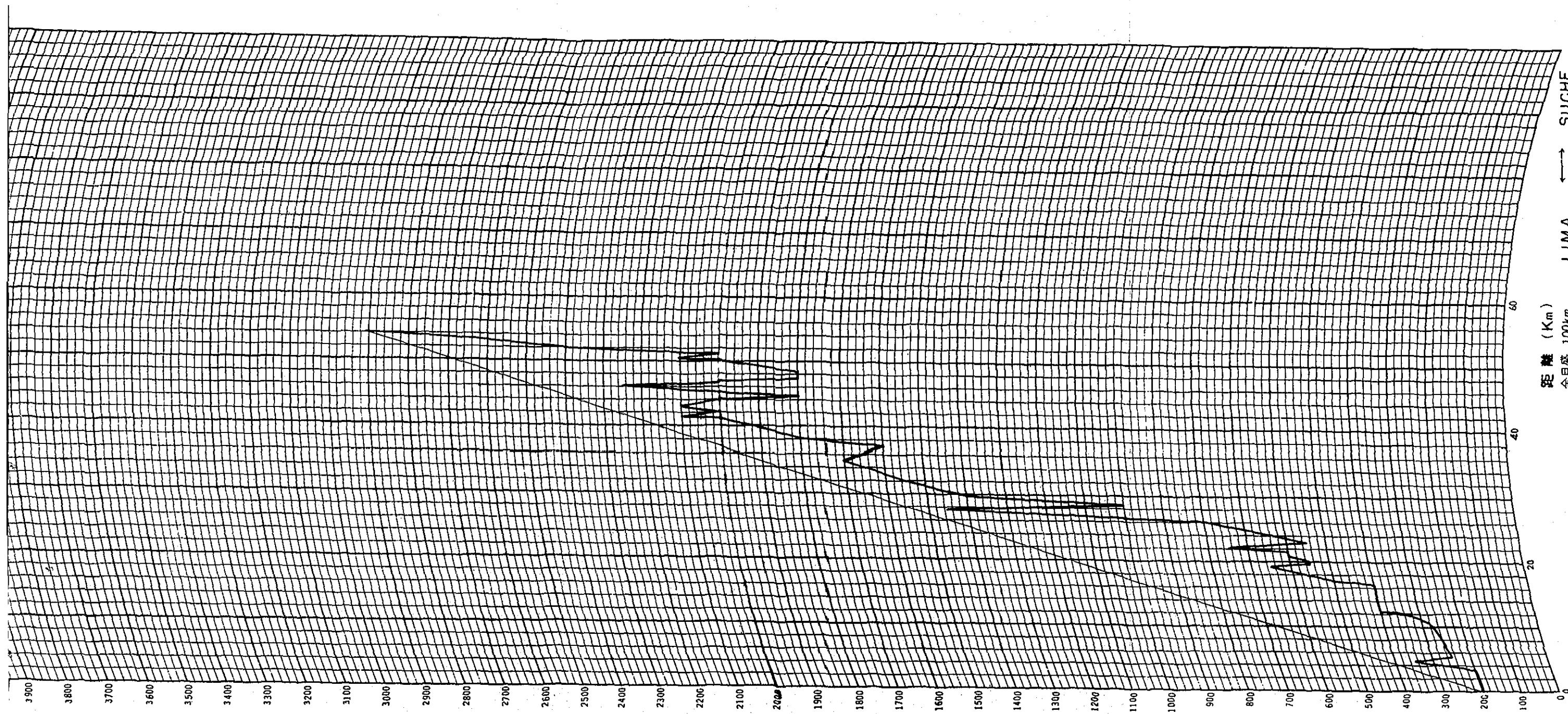
1 LIMA - PUCALLPA 区 間

- 1 - 1 LIMA - SUCHE
- 1 - 2 SUCHE - CASAPALCA
- 1 - 3 CASAPALCA - CACHICACHI
- 1 - 4 CACHICACHI - TARMA
- 1 - 5 CACHICACHI - HUANCAYO
- 1 - 6 CACHICACHI - HUARÓN
- 1 - 7 HUARÓN - CERRO DE PASCO

2 AREQUIPA - CUZCO 区 間

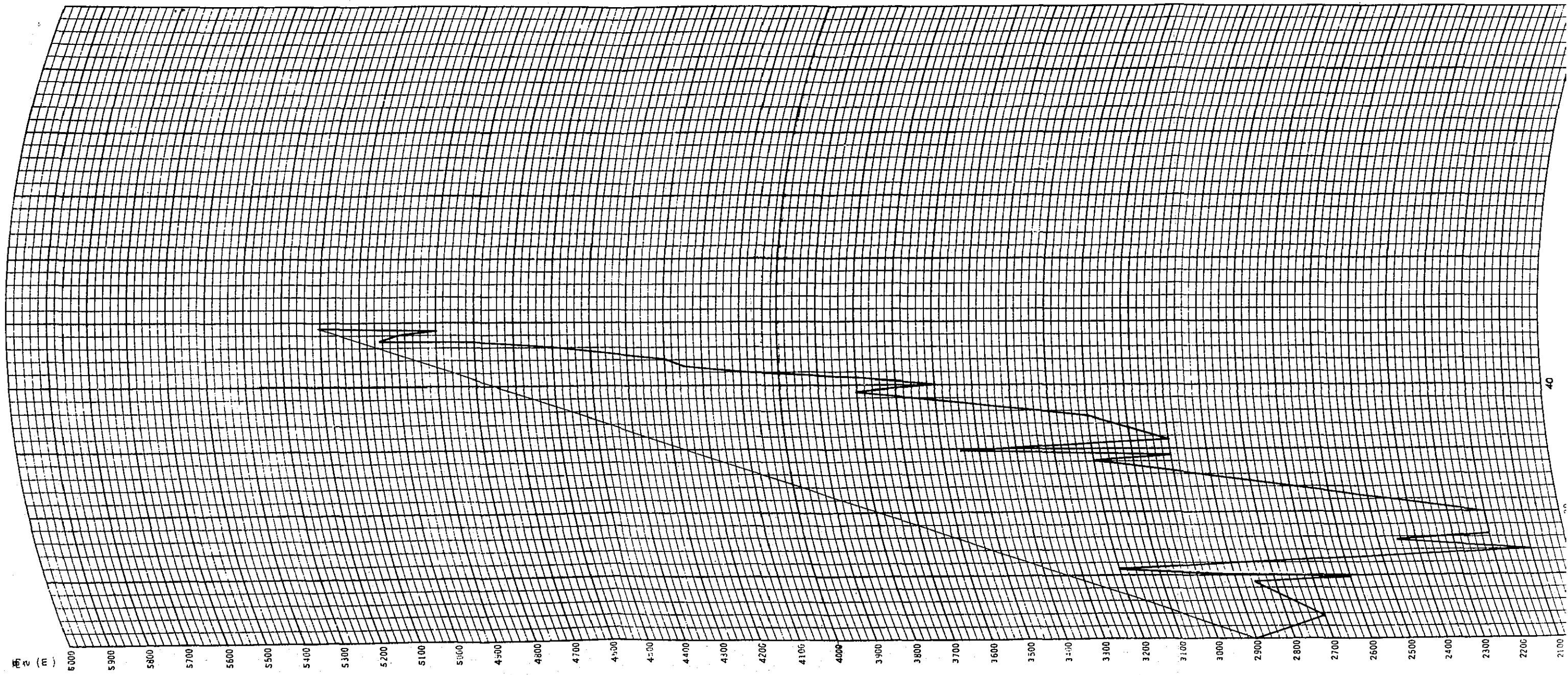
- 2 - 1 AREQUIPA - PICHUPICHU
- 2 - 2 PICHUPICHU - JAPU
- 2 - 3 JAPU - YANAHORCO
- 2 - 4 YANAHORCO - JULIACA
- 2 - 5 JULIACA - HUAHUACHUCHO
- 2 - 6 HUAHUACHUCHO - MAMALTA
- 2 - 7 MAMALTA - CHIARAJE
- 2 - 8 CHIARAJE - MUMIPATA
- 2 - 9 MUNIPATA - CUZCO

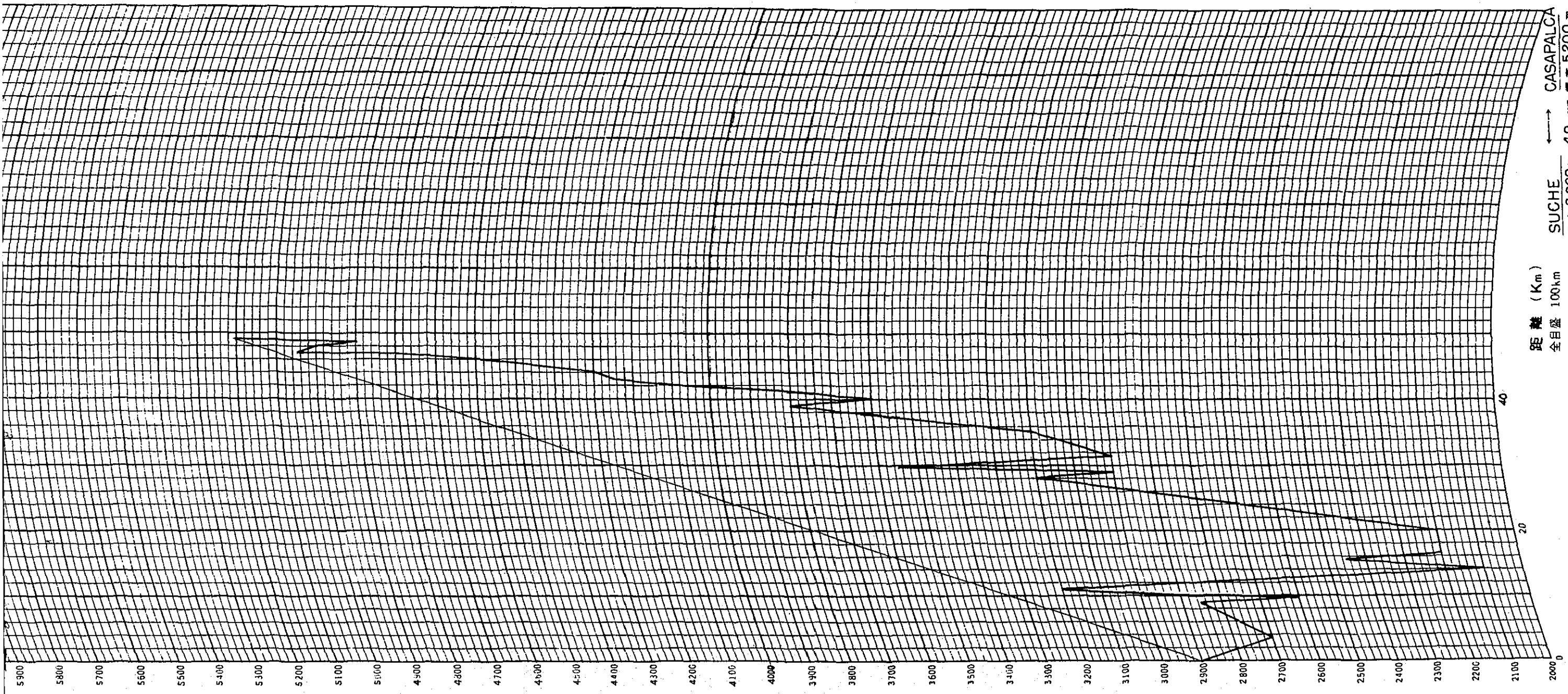




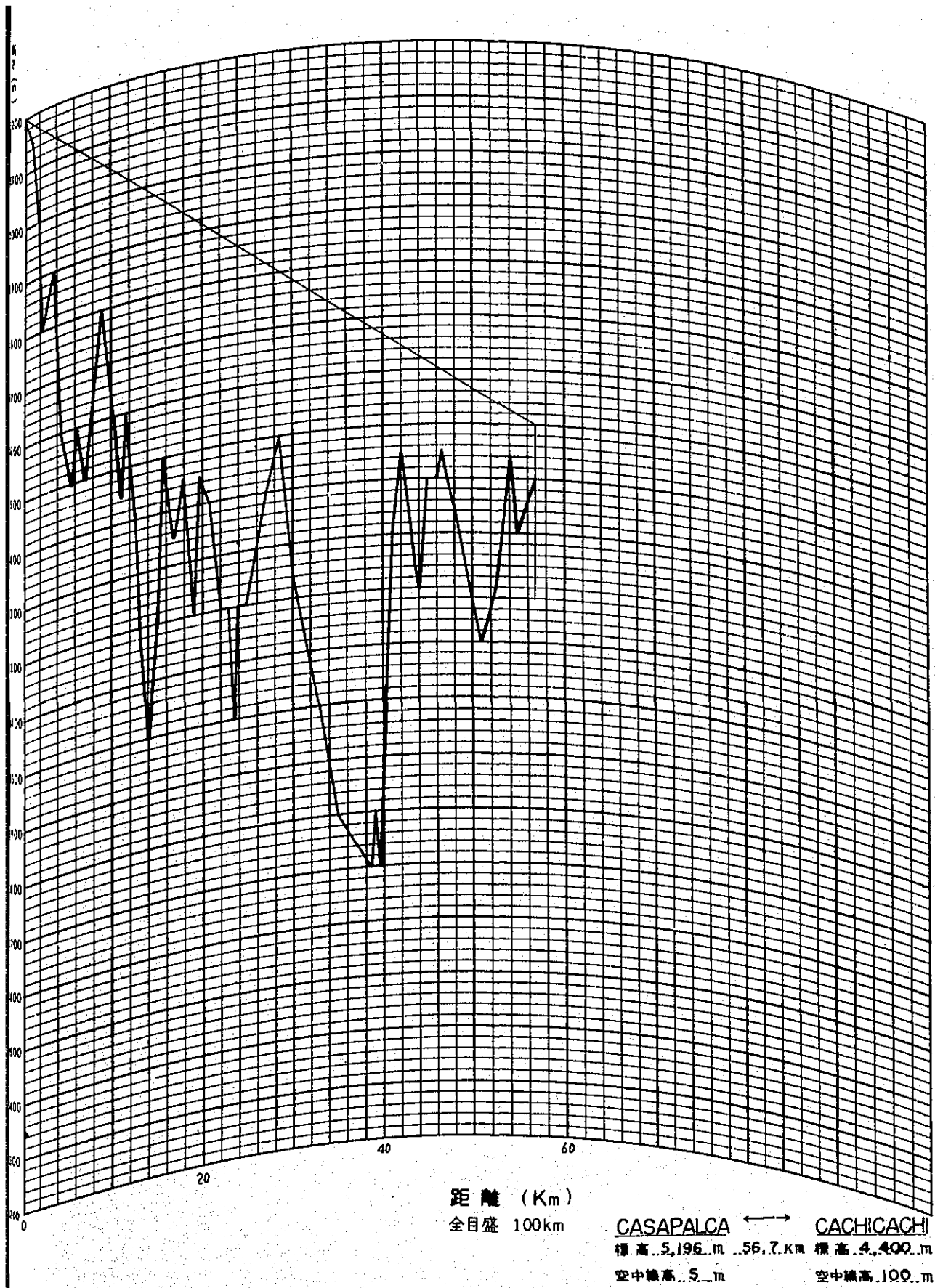
距離 (Km)
全目盛 100km

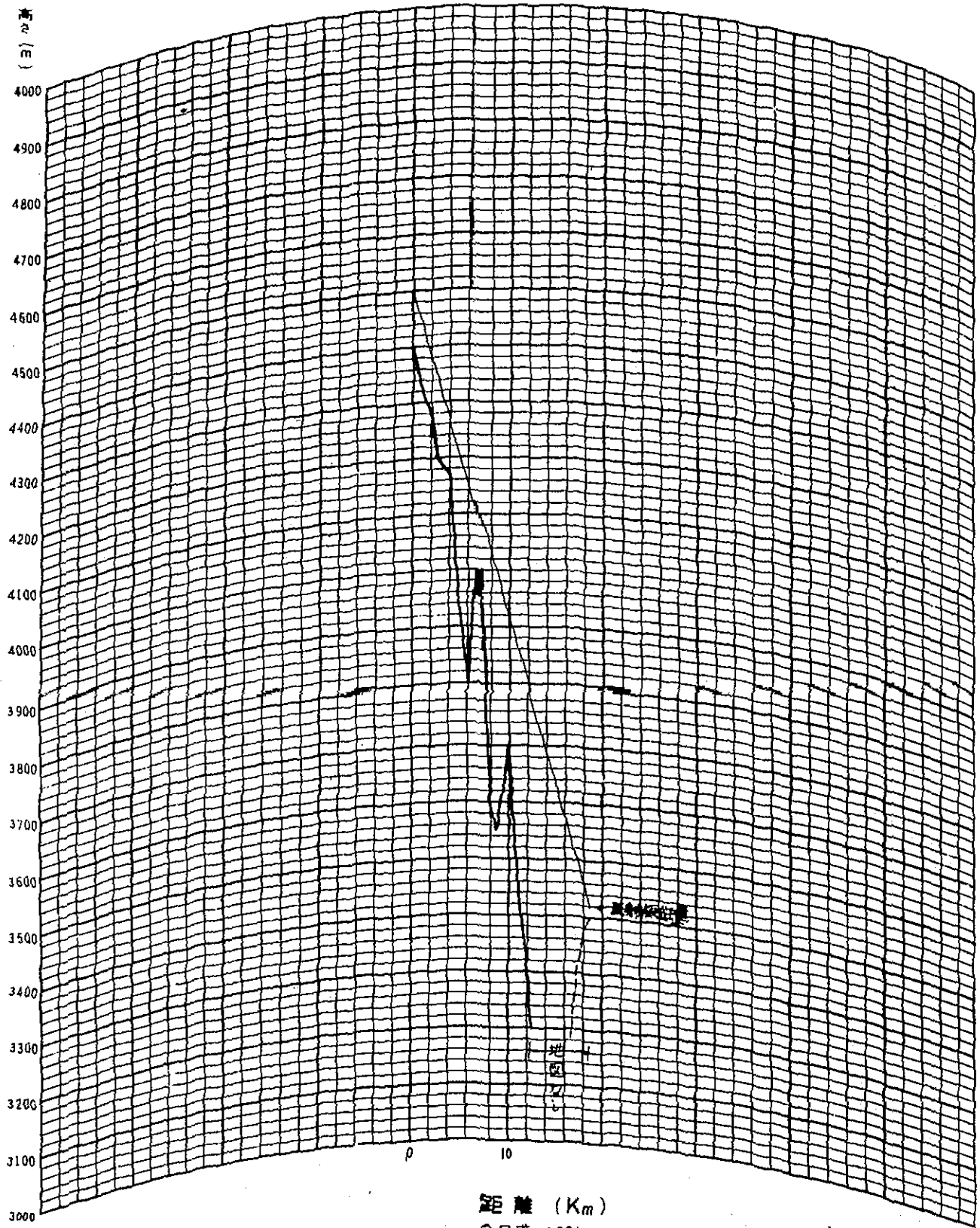
LIMA ←→ SUCHE
標高 200m 5.4 Km 標高 2,900m
空中線高 5 m 空中線高 5 m





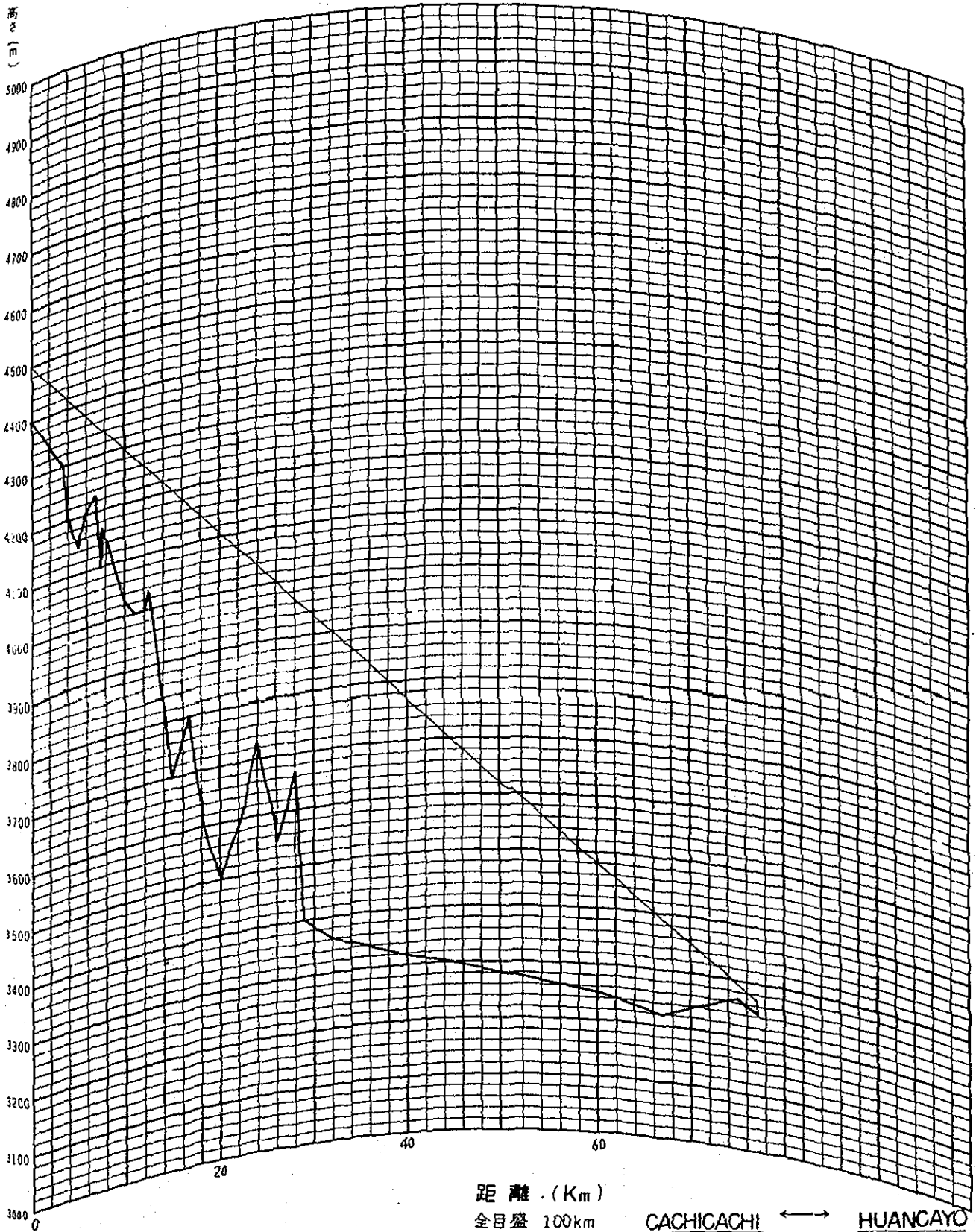
距離 (Km)
 全目盛 100km
 ← SUCHE 標高 2,900m 49 Km 標高 5,200m
 ← CASAPALCA 標高 5,200m 5 Km
 空中線高 5m





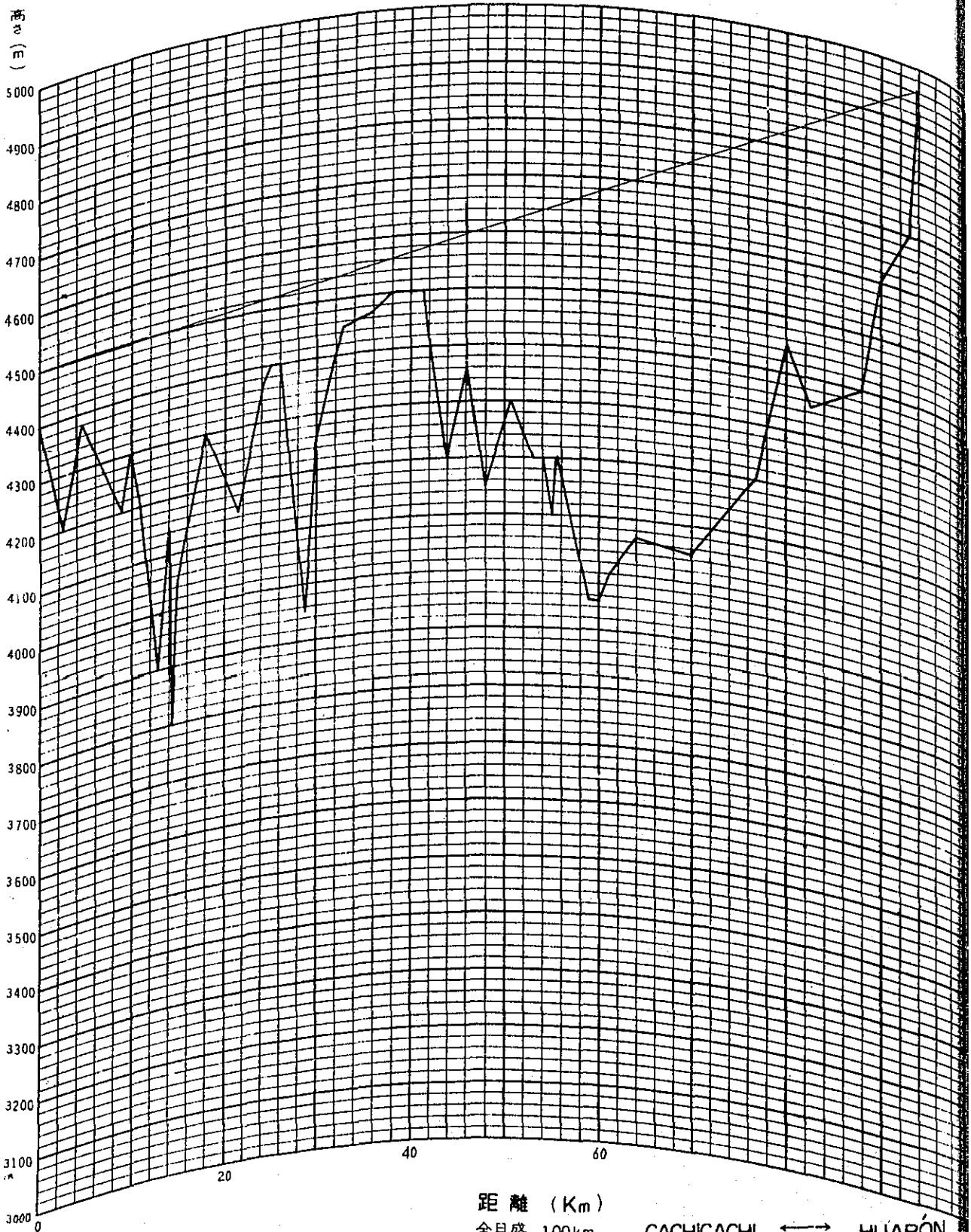
距離 (Km)
全日盛 100km

CACHICACHI ←→ TARMA
 標高 4,400.m 18.7 km 標高 3,400.m
 空中線高 100.m 空中線高m



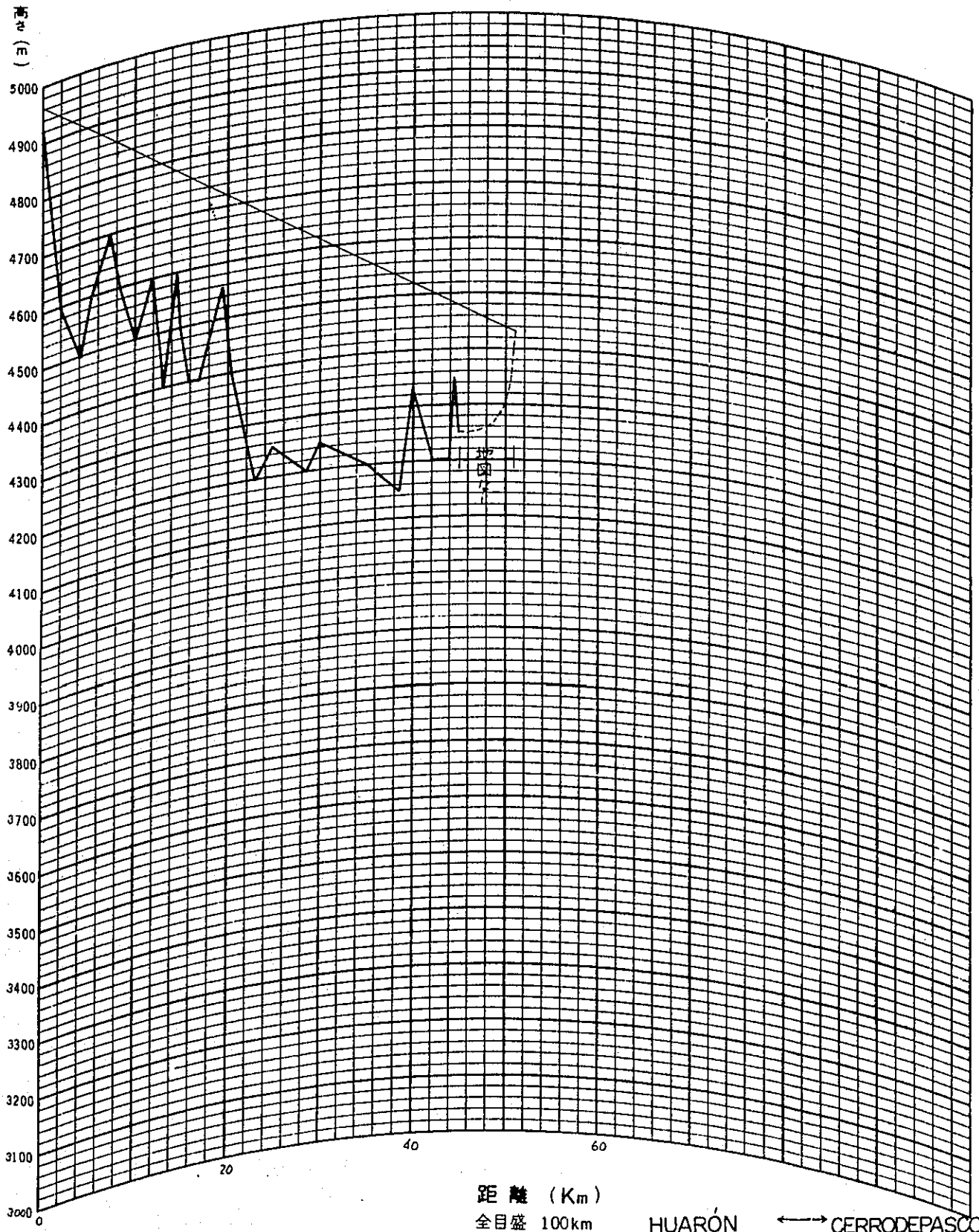
距離 (Km)
全目盛 100km

CACHICACHI ←→ HUANCAYO
標高 4,400m 77.3km 標高 3,245m
空中線高 100m 空中線高 20m



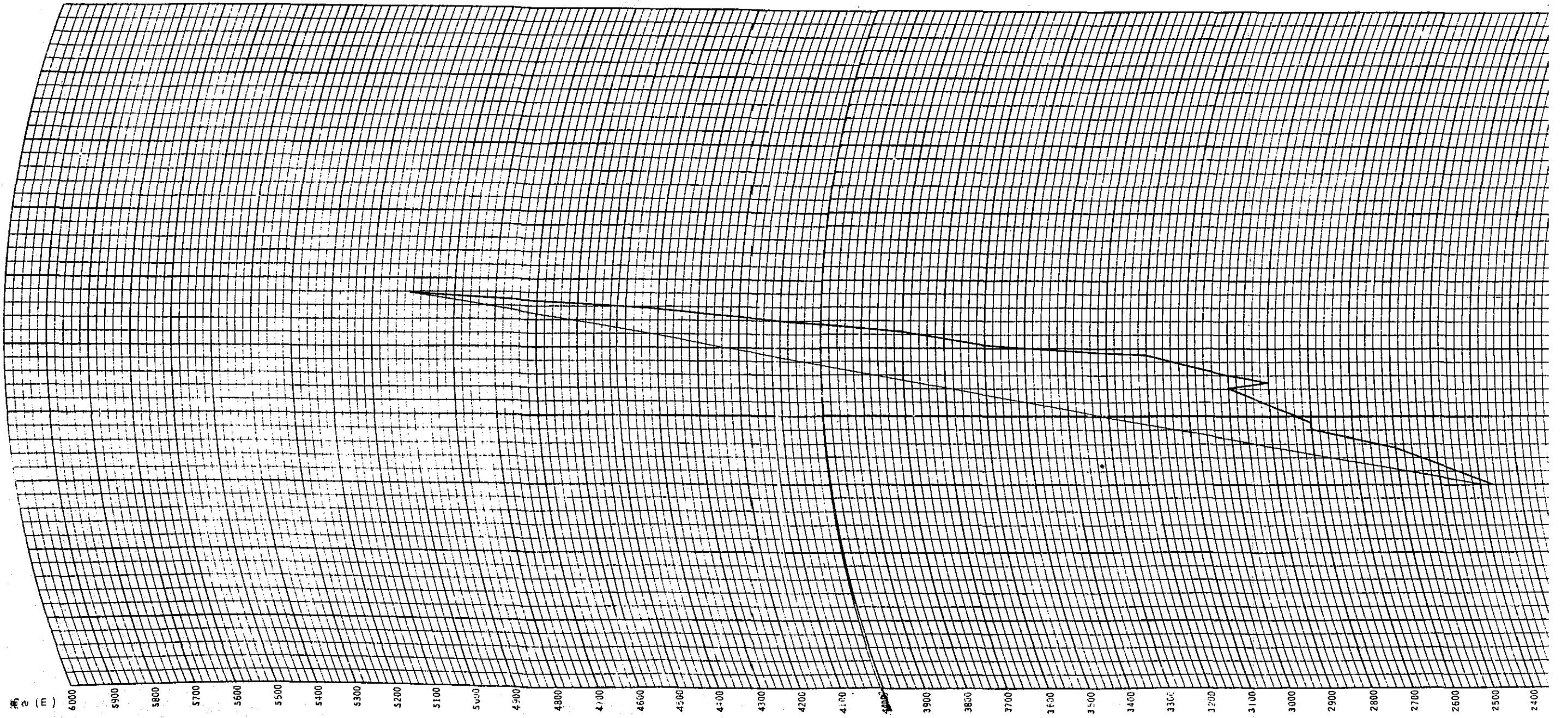
距離 (Km)
全目盛 100km

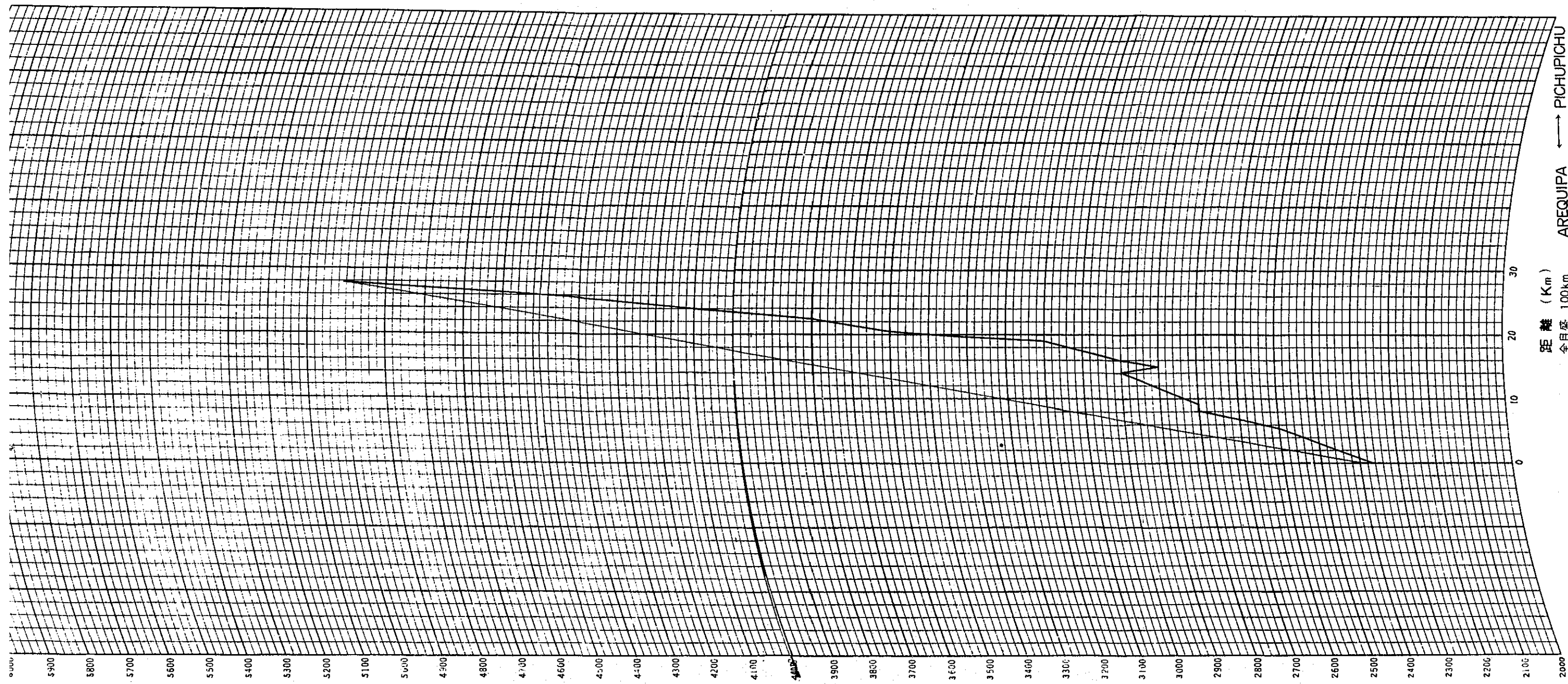
CACHICACHI ←→ HUARÓN
標高 4,400 m 93.6 km 標高 4,922 m
空中線高 100 m 空中線高 40 m



距離 (Km)
全目盛 100km

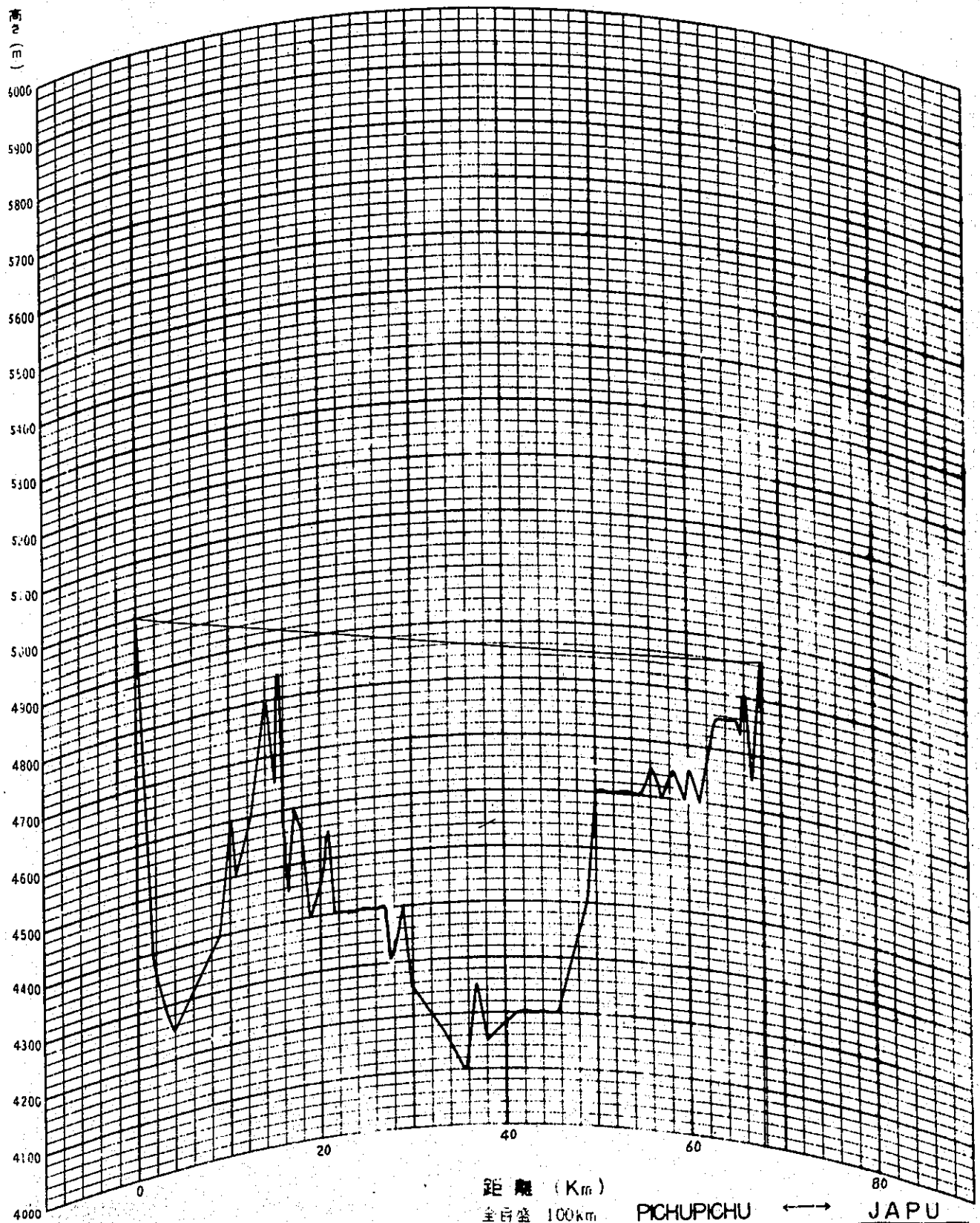
HUARÓN ← → CERRODEPASCO-I
 標高 4,922 m ... 51 km 標高 4,430 m
 空中線高 40 m 空中線高 5 m





AREQUIPA ← PICHUPICHU
 標高 2,363 m 27.8 km 標高 5,000 m
 空中線高 20 m 空中線高 5 m

距離 (Km)
 全目盛 100km



距離 (Km)

全日盛 100km

PICHUPICHU



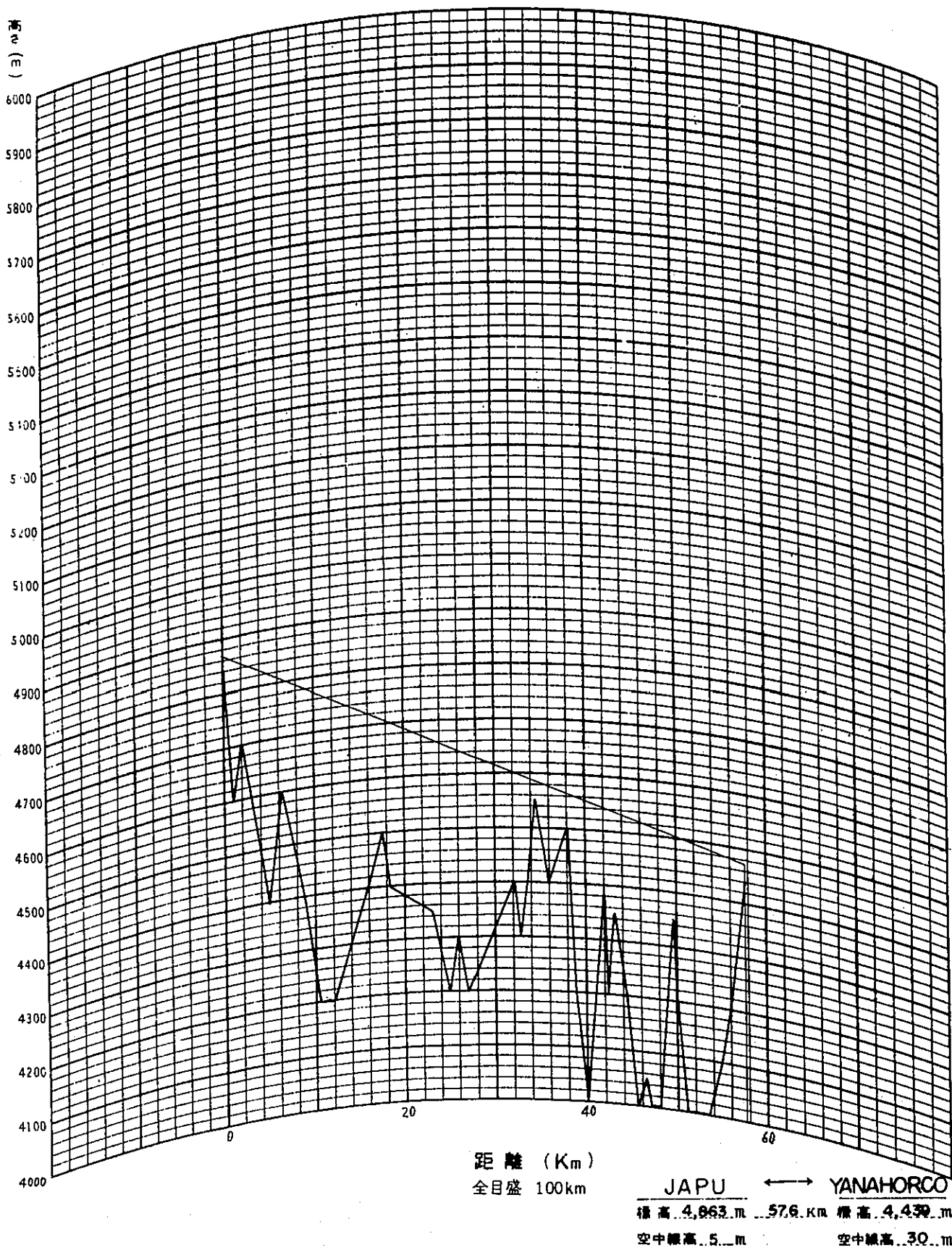
JAPU

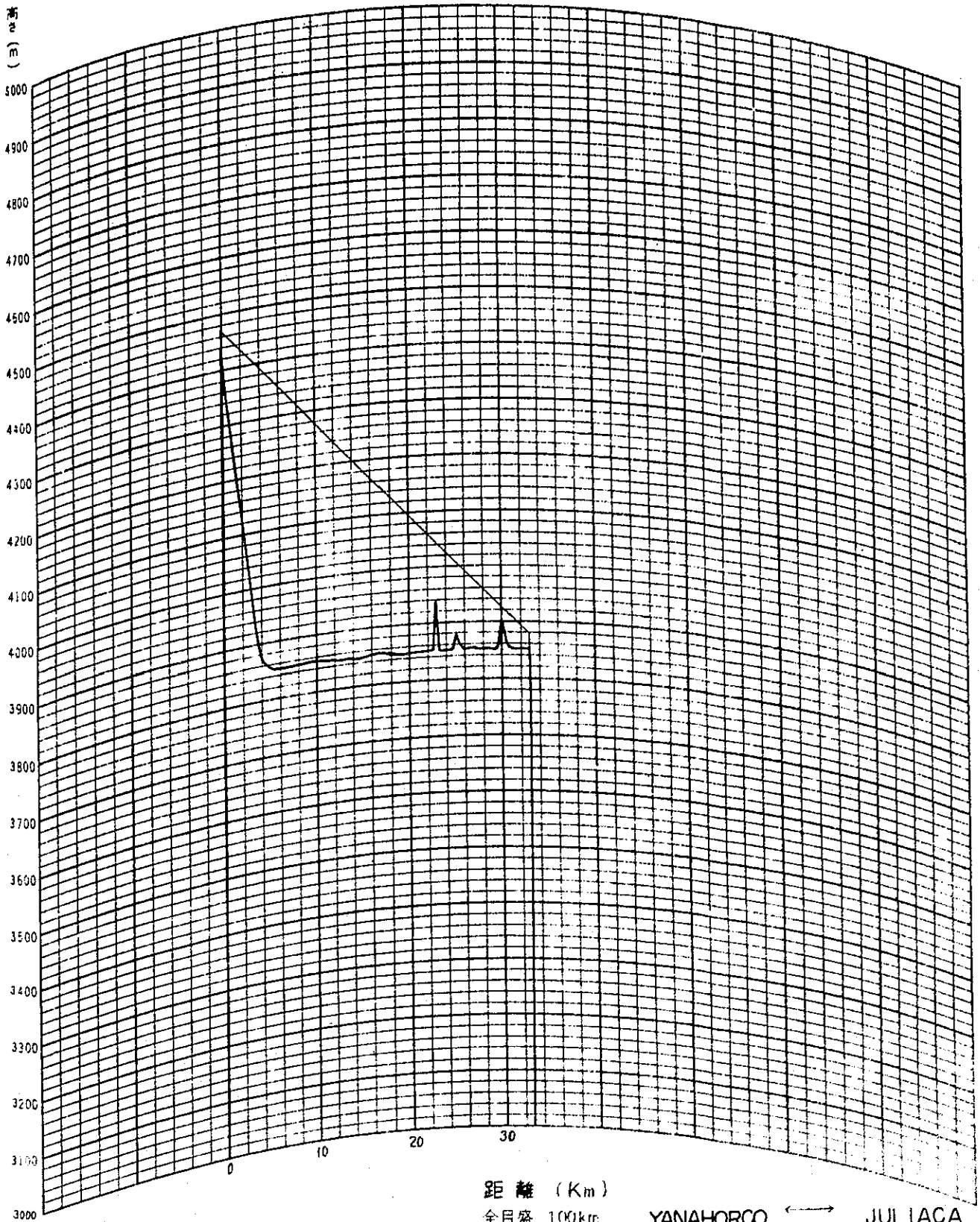
標高 5,000 m 67.7 km

標高 4,863 m

空中線高 5 m

空中線高 5 m





距離 (Km)

全目盛 100km

YANAHORCO

標高 4,439 m

空中標高 30 m

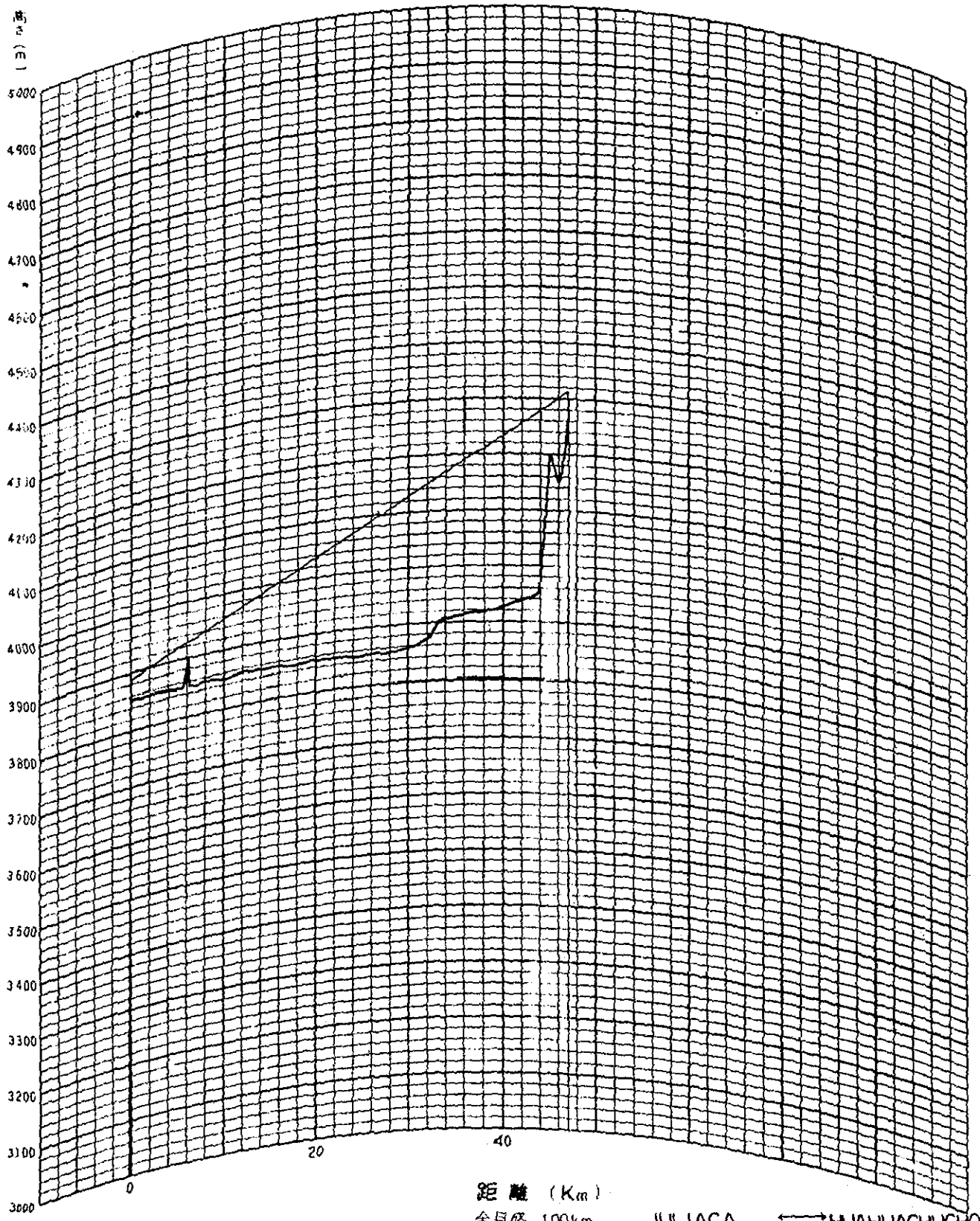


JULIACA

標高 3,850 m

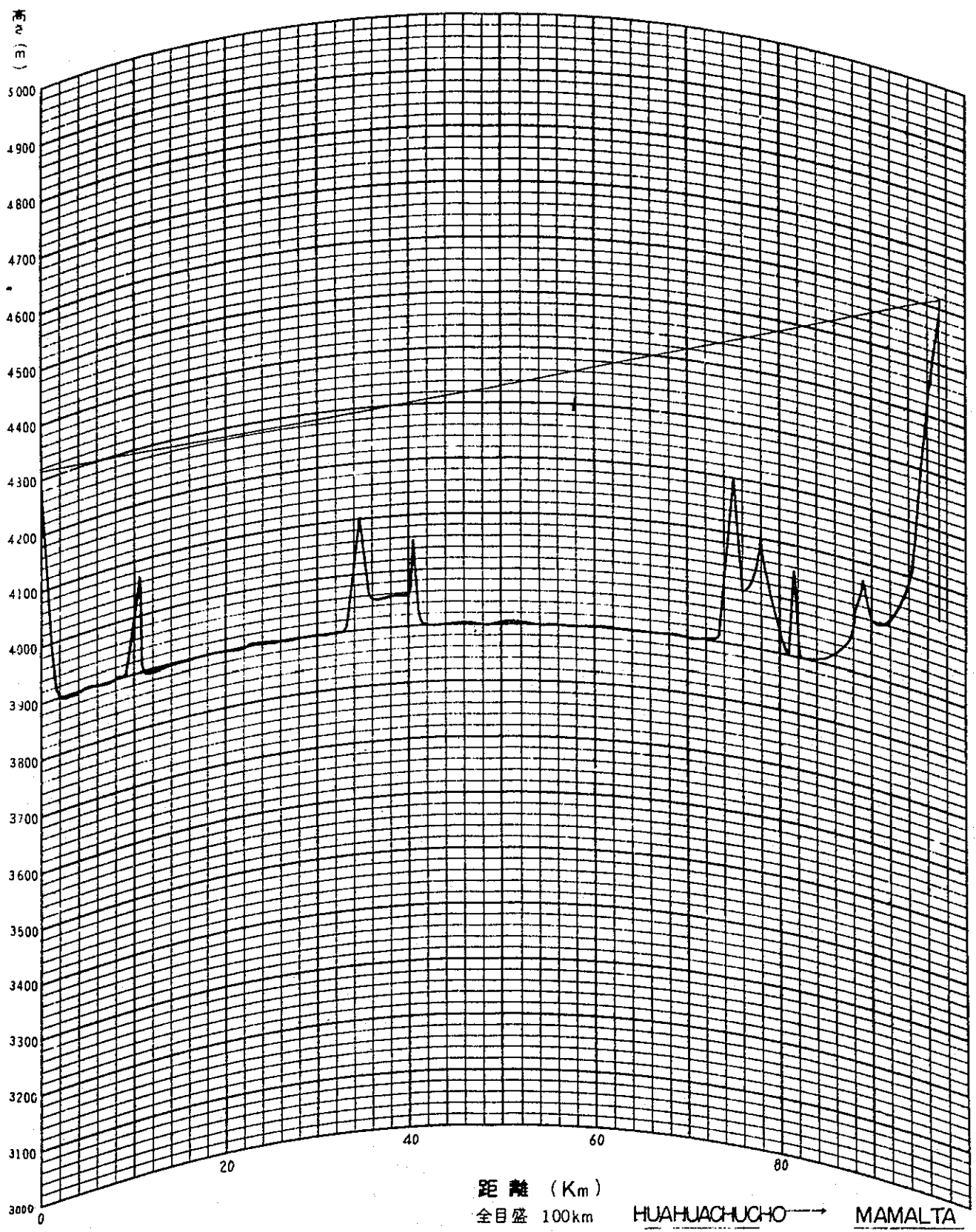
空中標高 30 m

33 km



距離 (km)
全目盛 100km

JULIACA ← HUAHUACHUCHO
 標高 3,850 m 47 km 標高 4,284 m
 空中線高 30 m 空中線高 30 m



距離 (Km)

全目盛 100km

HUAHUACHUCHO →

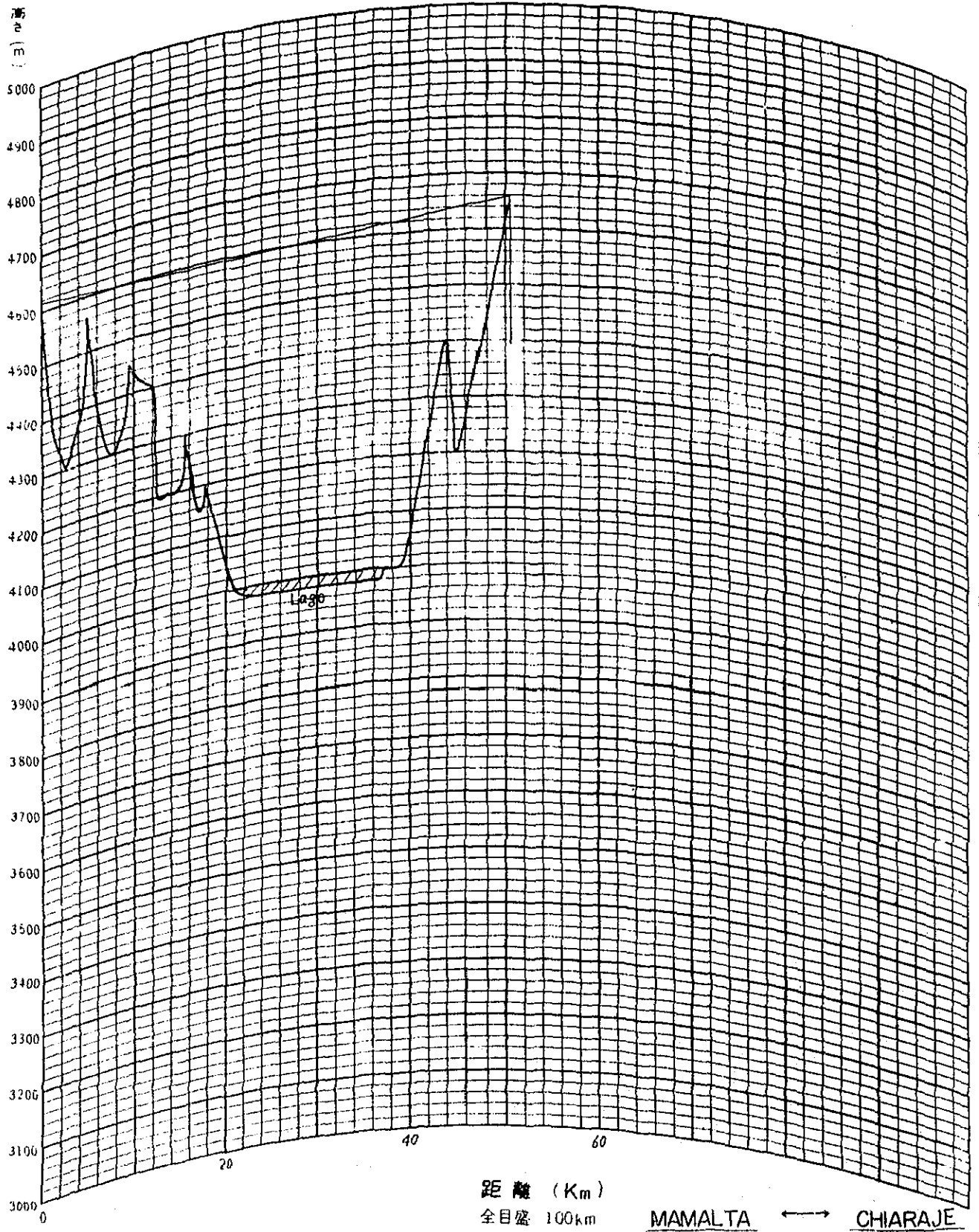
MAMALTA

標高 4,284 m 97.2 km

標高 4,585 m

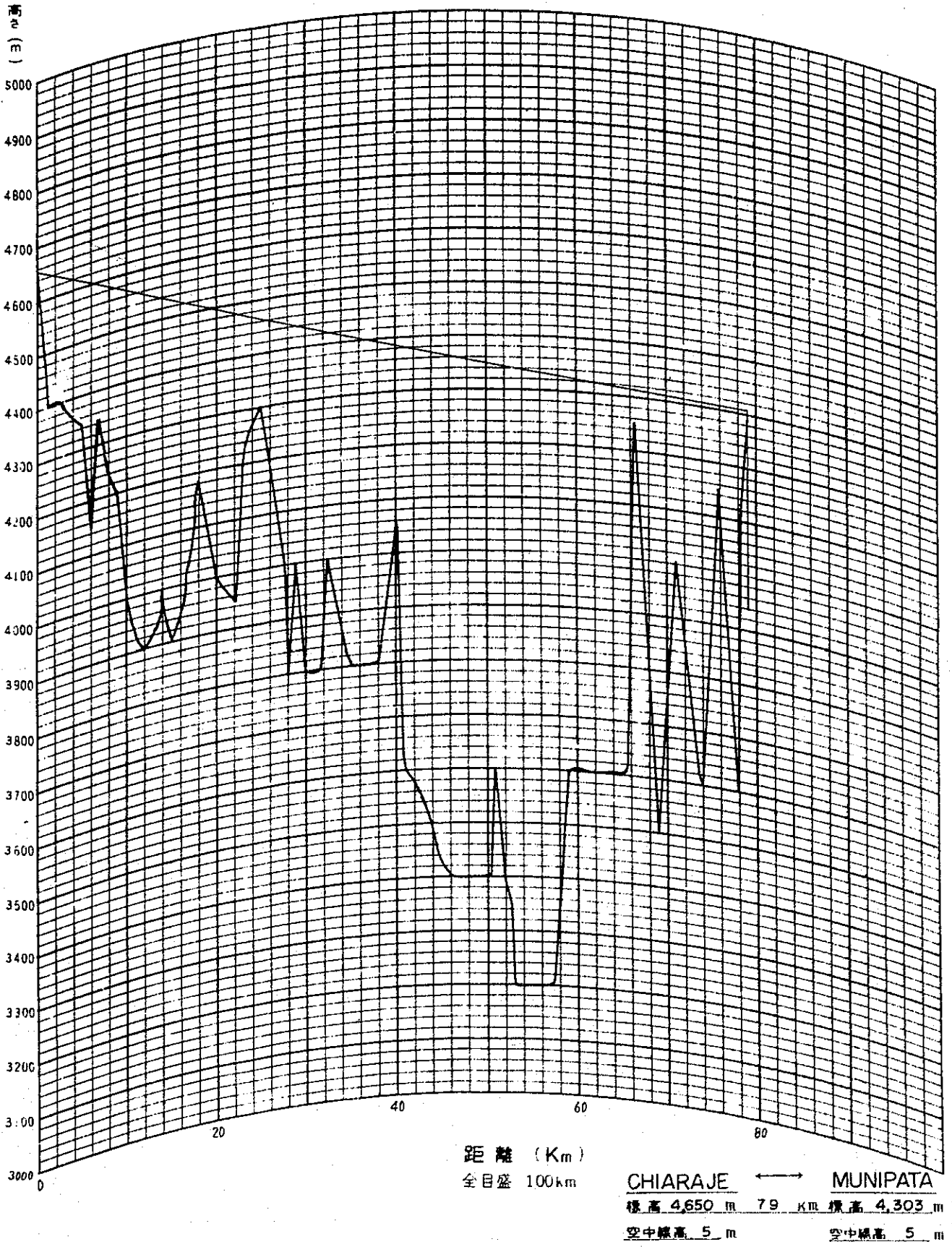
空中線高 30 m

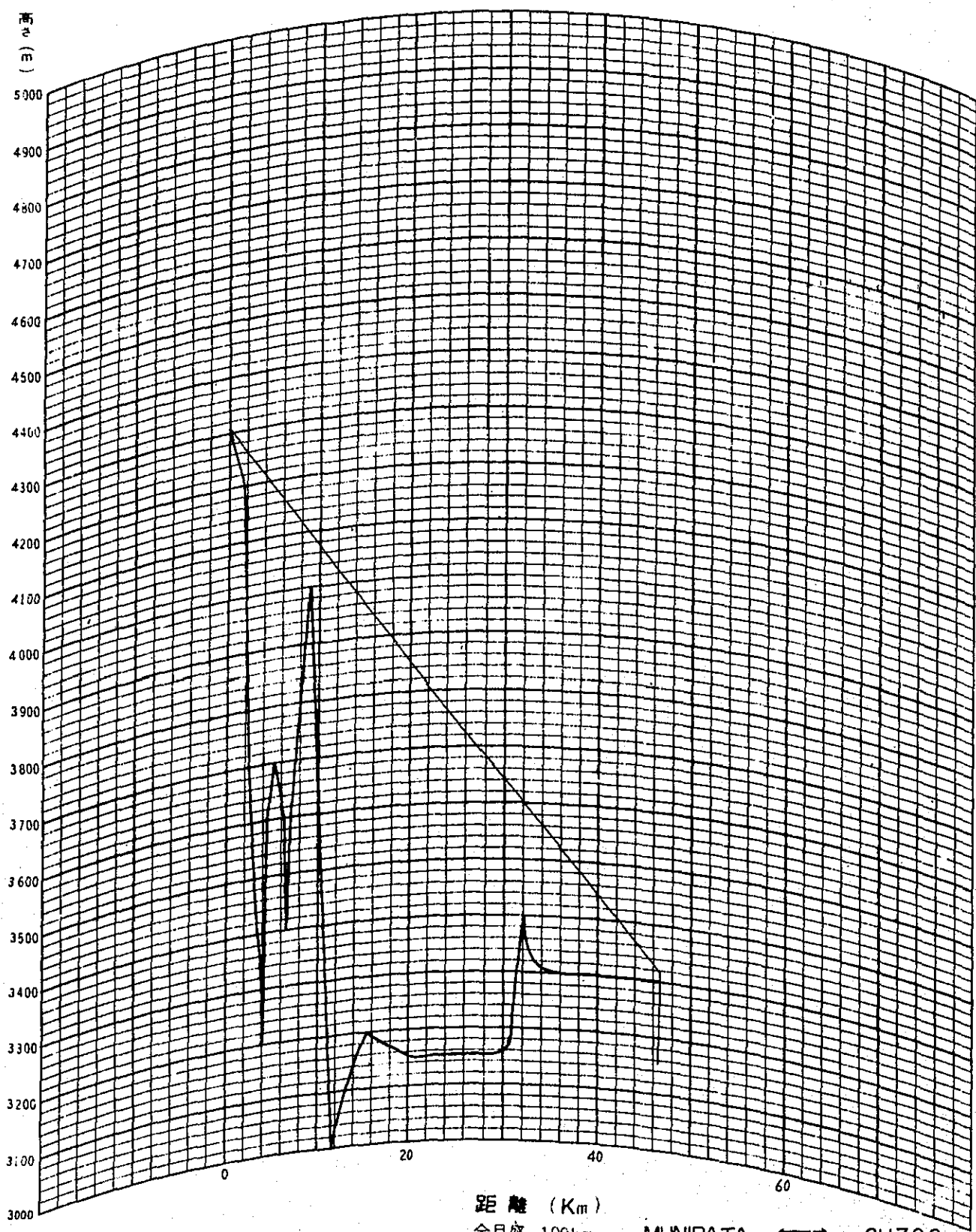
空中線高 30 m



距離 (Km)
全目盛 100km

MAMALTA ←→ CHIARAJE
 標高 4,585 m . . . 50.5 Km 標高 4,650 m
 空中線高 30 m 空中線高 5 m





距離 (Km)
全目盛 100km

MUNIPATA ←→ CUZCC
 標高 4,303 m 46.4 km 標高 3,300 m
 空中線高 5 m 空中線高 20 m

ペル - 国電気通信法規則 (仮訳)

政令第

1957年1月12日

マヌエル ブラード 大統領

第 一 章
一 般 条 項 総 則

- 01-01 本規則は、ペル - 共和国電気通信法規の一部をなし、国内無線通信における技術的標準の確立および運用業務の規正を目的とする。
- 01-02 国内において放射される電波の監理は、国家がこれを行なう。
- 01-03 電気通信は国家の利益に貢献し、それを規正する権限は国家が保有する。
- 01-04 郵便通信総局 (Dirección General de Correos y Telecomunicaciones) はペル - 共和国電気通信主官庁として国際的に承認され、国際的協定の締結および遂行を所掌する。
- 01-05 国内におけるすべての通信設備およびその運用は、この規則および国際的に締結された規則を適用する。
- 01-06 治外法権の場所にはいかなる無線局も設備できない。
- 01-07 国家緊急の場合、すべての無線局は国家の要請に従わなければならない。
- 01-08 国家の安全のため或いは戦争の場合国家は無線局の監督をする。
- 01-09 無線局の設置には免許を要する。
- 01-10 出力250ワット以上の無線局を設立、運用するための免許の申請書は、この規則に示す書式に従い、申請者およびD.G.C.T. より承認された技術者の署名を必要とする。
- 01-11 免許を持つた無線局は、許可された周波数以外に発信してはならない。
- 01-12 D.G.C.T. は陸、海、空軍および国家警察を除く、すべての通信業務を統轄する。
- 01-13 D.G.C.T. は免許の有無を陸軍省の無線課に通知しなければならない。
- 01-14 州における本規定遂行の監視は、通信次官 (Sub. Dirección de

Telecomunicaciones) を介して、D.G.C.T. によつて権限を与えられた郵便局長が行なう。ただしリマ、カラオ州に限り、通信次官がこれを行なう。

01-15 国家の放送局は、民間より周波数、場所などの割当について優先的に扱われる。

01-18 D.G.C.T. の担当官は、随時、無線局、放送局の内部に立入ることができる。

01-17 無免許で運用された無線局は罰金などの罰則を受けるほか、閉局を命ぜられ、接収される。

01-18 周波数の割当は、国際法ならびに、可能性よりきめられる。

01-19 無線局の呼出番号を定めるため、国内は次の九つの地方に分けられる。

1)

2) (省 略)

3)

4)

5)

6)

7)

8)

9)

Art. 01-20 各無線局は、各業務各この規則で定められている呼出番号 (indicacion de llamada) で自己識別をする義務を負う。

Art. 01-21 各無線局は、割当てられた周波数帯で電波を発射する義務を負う。また他の局の運用周波数帯および受信状態を妨害する電波を出さないよう、設備および機器を適正に維持する義務を負う。

Art. 01-22 電子機械、治療器または工業機、一般モーター、電気道具およびその他のものであつて、電波の受信を妨げるようなものは、混信を妨ぐフィルターまたは特別付加物を調製しまたは設置しなければならない。

Art. 01-23 新設計の無線受信装置の所有者は、妨害を受けることなく、それを利用する権利を有する。妨害を受けた場合、妨害の原因を有する当事者お

よびD.G.C.T. に対し、その調査を要求し、当事者に対し妨害の停止を要求する権利を有する。

Art.01-24 混信の原因となる設備または乗物の所有者に対しては、混信をなくするため、原因の性質に従つて適当な猶予期間を与えなければならない。期間終了後、混信が消えない場合、D.G.C.T. は当該局または設備の運用停止を講ずるため、必要な法的措置をとる。

Art.01-25 100ワット以上の電力の送信機を有するすべての局は、都市部を離れて設備しなければならない。

都市部とは町の建物が続く部分をいうものとする。

100ワット以下の局を都市周辺に設置する場合は、受信を妨害する電波の発射を避ける回路と素子を持たなければならない。

Art.01-26 妨害電波の発射を避けるため、すべての無線局は次の各号を満足させるものでなければならない。

a) 運用周波数は、それぞれに与えられた許容限界を越えてはならない。

b) 変調度は、AMの場合100%、FMの場合75KCを越えてはならない。

c) 送信機と空中線を結ぶ給電装置には、すべて同調した共振回路を挿入しなければならない。

d) 高調波および寄生放射は、それぞれに与えられた許容限界を越えてはならない。

Art.01-27 無線局の運用を行なう技術者は、通信次官の証明書を持たなければならない。

Art.01-28 無線局を經營するすべての会社は、法によつて定められた比率の国民を使用しなければならない。

Art.01-29 送信電力100ワット以上のすべての無線局は、D.G.C.T. によつて認められた特別の技術者によつて管理されなければならない。

Art.01-30 この規則に基づいて業務を行なうすべての無線通信、エレクトロニクスなどの特別技術者は、D.G.C.T. に登録しなければならない。

D.G.C.T. はそれを格付し、証明書を与える。

D.G.C.T. は格付し、資格を与える権利を保有する。

- Art. 01-31 免許証に定められた運用目的以外に無線局を使用してはならない。
- Art. 01-32 作意の有無にかかわらず、傍受した無線通信を公表してはならない。
また、どのような方法によつても、得られた情報を許可なくして利用してはならない。ただし、遭難、緊急通信、気象データ、報時信号はその限りではない。
- Art. 01-33 被免許人はD.G.C.T. が求めるすべての資料および情報を提供する義務を有し、かつD.G.C.T. が送るすべての通知に対し受領書を提出しなければならない。
- Art. 01-34 D.G.C.T. の許可なく電力、周波数、アンテナ輻射特性を変えてはならない。ただしアマチュア無線を除き、アマチュア無線は当該関係規則による。
- Art. 01-35 無線局のアンテナには、1939年2月14日付政令(Decreto Supremo)に示す塗色および標識燈を設備する。同政令は本規則の付則とみなす。
- Art. 01-36 違反した場合、無線局の被免許人は本規則あるいはその他の規則により罰せられる。使用人の行為もその責を免がれ得ない。
- Art. 01-37 アマチュア無線局を除くすべての無線局は、その送信機に水晶振子を使用する。
- Art. 01-38 生命、財産に危険を及ぼす災害の場合、すべての無線局は無料かつ差別なしに必要な通信を送信する義務を負う。
- Art. 01-39 すべての無線局は業務日誌を備えつける。それには局の開始および終了ならびにその運用に附随するすべての出来事を記載する。
- Art. 01-40 暗記メッセージまたは許可されない暗号による送信は禁止する。
- Art. 01-41 D.G.C.T. は電波監視局を設置し、本規則の遵守を計る。なお本局に設置された無線測定器は共和国の標準機とする。
- Art. 01-42 D.G.C.T. は、各無線局の所有するすべての測定器および機器を定期的に検査し、被免許人は無線局の送信電力、電気的特性の測定器および機器を定められた規格に調整しなければならない。

Art. 01-48 どの無線通信サービスを運用するための免許人もD.G.C.T.に対し、そのサービスを運用し維持するすべての人員を記述する。それには当該人員の名前をその地位、住所、軍隊および選挙手帳（市民の場合）およびパス・ポートまたは出生証明その他の事項とともに送る。この名前は毎年1月1日付で送り、かつ、その変更とともに送る。

第 二 章

商業放送およびテレビジョン業務

第 一 部

第 一 節

“定 義”

放送業務：－ 無線通信業務であつて、その送信が一般公衆によつて直接受信されるもの。この業務は音響、テレビジョンおよびフアクシミルの送信を含む。

この規則のためには、次の放送のタイプを考慮する。

- a) 国 営 放 送
- b) 商 業 放 送
- c) 文 化 放 送

国営放送：－ 情報、文化、公共の目的を以つて、政府機関によつて直接に行なわれる活動。

商業放送：－ 私的性格の活動であつて、その方向が商業目的を伴つた、娯楽、情報および文化に向けられるもの。

文化放送：－ 純粋に文化的性質の番組を放送する目的で、かつ、商業目的でなく、文化的な団体によつて実現される活動。

中波局：－ 現行国際規則に従つて、550から1,600 Kc までのバンドのチャンネルで番組の送信をする局。

中波帯：－ 550から1,600 Kc までのバンドの周波数帯。

中波チャンネル：－ 中央に搬送周波数のある、搬送周波数および二つの側波帯からなる周波数バンド、チャンネルはそのチャンネルを定める搬送周波数によつて指定され

る。各チャンネルの周波数は10の倍数である。

短波局：- 1949年アトランティック・シティー国際無線通信規則において定められた放送バンドで運用するため許可される局。

短波局は国内領域にサービスすることを定められた番組の放送のため(熱帯バンド)または国内領域の限界外に行動半径を拡げるため国際放送についてペルーにより署名された規則(国際放送)に従って定められることができる。

熱帯放送：- 熱帯放送は、国の地域用のための放送の特別なタイプである。

熱帯バンドで運用する局：- 熱帯放送であり地域使用のための放送のタイプである局の電力及び設備設計は局のサービスを国内領域に制限するようになければならない。

F.M.放送局：- F.M.放送に割当てられた周波数で運用することを定められた局。

サービス・エリア：- サービス・エリア、その局の波でカバーをされるエリアまたは面積をいう。

エリア、チャンネル：- 一局に専属的に割当てられたものであつて、混信から全く自由なもの。

共用チャンネル：- 異なる地域に位置する各局により共用されるため割当てられたもの。しかしながら、各サービス・エリアにおいては混信から自由である。

Principal局：- クラス1の局であつて、その番組が、他の地方にある中継局(repetidoras)によつて受信され、送信されるもの。

ネットワーク：- (Cadenas) Cadenaとは同一方式で同一時間に同一番組を放送する連結である。

a) 永久的形態でCadenaで運用する局は、予めD.G.C.T.の許可を必要とする。

b) いかなる局も二つの送信が同時でないときは、他の局とCadenaで運用されている。すなわち、同一時間製作であるとアナウンスしてはならない。

再送信(Retrasmision)：-

a) 再送信とは、一局における最初の番組の無線による受信および他の局による同時または後でその送信。

b) いかなる再送信も有効ならしめるためには、番組を作り出すentityの許可(permission)が必要である。

中継(Repetidoras)：-

a) Principal局の番組を同時かつ引続いて受信し送信する中継局である。

- b) 中継局システムにより行なわれる番組の送信は、再送信とは考えない。
- c) 中継局は Principal 局の番組から独立的な運用はできない。
- d) この規則のためには、中継局は独立局とは考えない。
- e) 中継局は Principal 局と同一周波数で運用する。

リモート・コントロール：- 商業放送局は公もしくは私の電話線を使用して、または固定・ポータブル・移動局を使用してリモート・コントロールによる送信を行なうことができる。

番組の作られる所と送信機所との間の連結送信のため、使われる固定・ポータブル・移動局は免許状の内容にあるスペックに従って運用する。

サービス・エリア：-

第一サービス・エリア その局の地上波が他の局と混信もせず、消波（フェーディング）もしないところのもの。

第二サービス・エリア 反射法によるサービス・エリアで強度が変わらないもの。

間歇サービス・エリア 第一サービス・エリアの外側のエリアで若干の混信および消波のあるもの。

局の出力：- 局の出力とは次のスペックを持つ。

- a) 運用出力またはアンテナ出力：- 実際に送信機のアンテナに受ける出力であり、同時にアンテナ抵抗によつてアンテナ電流の Cuadro に生ずるものである。

「アンテナ電流」とは、変調のないアンテナ入口における中波無線周波数の電流である。「アンテナ抵抗」とは運用周波数で、アンテナ電流を調節する点におけるアンテナ・全システムにおける抵抗である。

- b) Placa の entrada の電力：- R.F. の最後の etapa 管の placa に直接ヴォルターを応用した成果のその意味であつて、放送機からの全電力によつて、これらの管の placa が受ける、変調なしの量。

運用 Power の決定：- 局の運用の Power は次のようにして決定できる。

- a) アンテナにおける電力の直接的な平均測定。
- b) 最終段階の placa entrada の power の位を基礎にした間接的平均測定(a)および(b)に従つた power の決定式は第二章および Normas técnicas が与える。

変調：- 次の結末は変調の広さにおける特徴に関して用いられたもので、

- a) 変調度：- これはラジオ、フレクエンシーの etapa が変調する Audio 波

の最終 etapa の拡大である。

- b) 変調した etapa: - この etapa は変調器が組合わせてあるラジオ・フレクエ
ンシーであつて、変調波の特徴と一致して変調した Portadora。
- c) 変調の porcentaje: - これは Portadora の高さ と低さの強度間の差を半分
に分けた結果である。
- d) 変調の最高 porcentaje: - ある一送信機が最高パーセントとして得られるも
のであつて、ただしこの規則で定められた許容限度において、その出口に変調フレ
クエンシーの調合を生じないこと。
- e) 標準の高さの変調: - これは送信機の R.F. の最終 etapa の placa の
circuito において変調が生じること。
- f) 標準の低さの変調: - これは一 etapa の終る先に生ずる変調である。
- g) Placa の変調: - これは変調した etapa の placa の circuito における
変調波が干渉するために生じる変調である。
- h) Grilla における変調: - これは変調した etapa にどんな Grilla にしろ
circuito において変調波が干渉するために生じる変調である。

第 二 節

“ 技術 定義 ”

Art. 02-02 変調の許容: - 全ステーション運用の変調の porcentaje は 100
% を越さないよう、できるだけ高く保持すること、その上優秀な放送
をするように注意すること。

85 % 以下を下らない—変調でもつて電力を許可されている局に渡す
こと。

Art. 02-03 Audio の調合の porcentaje は次ぎのとおりである。

- a) 割合における調合は広さの 2 次方程式半根元の 5 % で、変調の 85
% まで。
- b) 85 % および 95 % 間に含まれた一つの変調のためには 7.5 % より
小さく。

Art. 02-04 Portadora の底の音のレベルは 50 db 以下でなくてはならず、
150 から 5,000 サイクルの変調フレクエンシーの音階における 100

の変調で、それから少なくとも前バンド外側の Audio フレクエンシーには 40 db でなければならない。

Art. 02-05 送信の特徴として：- 一答線状から Audio フレクエンシーの間が 100 と 5,000 Ciclos/seg の間であつて、1,000 サイクルに対する 2 db の最高の軽減を要する。

Art. 02-06 Portadora の安定度は 20 サイクル/seg の中に在る。

Art. 02-07 フレクエンシーの安定度のコントロール：- 全局に割当てられたフレクエンシーを保持する目的とし、混信または排量を防ぎ、送信機のラジオ・フレクエンシーの全発振器を配置し、電流部水晶でコントロールができるようにし、その切り方および組立ては、次ぎに示すように、発信器の安定度が維持されることを固定し：-

- a) 中波電信機においては 20 サイクル。
- b) 1,600 から 4,000 Kc までのフレクエンシーのチャンネルにおける運用送信機の場合のフレクエンシーは 0.005%。
- c) 4,000 Kc 以上のフレクエンシーのチャンネルにおける運用送信機の場合は 0.008%。

Art. 02-08 計量と指示する道具：- 全ラジオ放送局は、その放送所に次ぎのような指示器具を備えること。

- a) 変調度のモニター。
- b) アンテナの電流を登録するための電流計。
- c) R.P. の最終の etap における placa の電流とヴォルテージを見る電流計とヴォルターメーター。

Art. 02-09 信号の最小限レベル：-

- a) 5 mv/m 第一サービスのエリアのため。
- b) 0.5 mv/m 第二サービスのエリアのため。

Art. 02-10 反対的 - 混信：- 望む信号から望まない信号の時は：

同じチャンネルのためは 10/1

異なるチャンネルには 2/1

Art. 02-11 熱帯ラジオ放送のバンド：- 次ぎの如し。

BANDA-1-2,300 から 2,495 Kc (120m)

BANDA-2-3,200 から 3,400 Kc (90m)

" - 3-4,750 から 4,995 Kc (82m)

" - 4-5,005 から 6,060 Kc (59m)

Art.02-12 国際ラジオ放送：- 全局国際ラジオ普及サービスをするのは次の

ように解する。運用バンドとして：-

6 Megaciclos (49メートルのバンド)

9 " (31 " ")

11 " (25 " ")

15 " (21 " ")

17 " (17 " ")

21 " (13 " ")

26 " (11 " ")

第 三 節

" 総 則 "

Art.02-13 チャンネルの割当ては、地域の広さ、人口、文化程度、商業量の要素およびその他注意すべき公共関係要素と、決定すべき場所において、放送局が過度にあるか、適当な程度にあるか、または全くないかを考慮する。人口センサスが行なわれている間は、こと割当は、其のセンサスの結果および上に述べたその他の要素に注意し、人口に関する表を利用して、政府が注意深く行なう。

Art.02-14 中波帯におけるクリアまたは共用チャンネルの裁量行為は、無線の南アメリカ協定(1940年チリー、サンティアゴで検閲)に従い、その割当は、署名した他の国と共同使用の限界に服し混信に関する同規定にも従う。

Art.02-15 現行協定の改訂によりまたは、他の協定の署名により、ある局の割当周波数を取り止めとなりまたはどのような形でも運用の便宜が縮小されたときは、交代に最も早く利用し得るものの中から、前との代わる別の周波数を得る権利を持つ。

Art.02-16 国際放送バンドにおけるチャンネルの割当は、ペルーで署名された国

際放送に関する協定に従う。

Art. 02-17 国際放送波における局の運用は、他の国の事項について干渉を行わないという原則の下に立つ。D.G.C.T.は他の国のこの権利に関する侵害があつた場合干渉する権利を保留する。

Art. 02-18 変調フレクエンスー：— 各200Kcの幅で、88.1mg, 16201チャンネルから107.9mgの16800チャンネルまでの割当てられた100チャンネルで運用するため、F.M.放送局を免許する。

Art. 02-19 F.M.放送局は、送信の良好な質と両立する限りにおいてできる限り高い変調パーセンテージを維持するものとする。どの場合においても、定期周波数、ピーク等で85%を下らず、100%を越えない。どのサンプルをとつてみても通常において、今まで考慮した番組の最も高い水準で送信される。

Art. 02-20 変調の100%は75Kc/sの偏差に対応する。

Art. 02-21 周波数の許容度：— 各F.M.放送局の中心周波数は、割当てられた中心周波数の2,000サイクルの内に運用する。

Art. 02-22 オーディオ周波数の応答：— システム、送信機は、50から15,000サイクルの周波数バンドを送信する能力のものでなければならない。インダクティブ—レジステイブ回線に比較した応答を伴つたプレゼンフアシスを使うその時間の恒常性はインダクタンス出口において75サイクル秒である。

Art. 02-23 Audio frecuenciaのゆがみ：— 音声周波数に結びついた調合の最大電圧平均2次式電方根は：変調信号のアンプリチュードの3%以下。

Art. 02-24 送信機の設置所：— 放送局のための送信機と輻射系は人口居住地外に設置しなければならない。その距離はタイトルVIII技術規定に示す電力に従つて固定する。

Art. 02-25 予備送信機：—

a) 放送局は主送信機と同一周波数で運用するため、一つ以上の予備送信機を持つことができる。免許人は便宜と考えられる度に用いられる。

b) 予備送信機はどんな場合においても、主送信機の最大電力を越え

てはならない。

タイトル IV

“ 局の分類 ”

Art. 02-26 局の分類：- 周波数バンドおよび変調方式に従い、放送局は次のように分類する。

- a) 中 波 局
- b) 短 波 局
- c) F. M. 局
- d) テレビジョン局
- e) ファクシミリ局

Art. 02-27 局の分類：-

1. クラス- 国内の広い地域にサービスすべき、Clear チャンネルで運用するすべての局、この局の電力は、10 から 50 Kw である。

Art. 02-28 2. クラス- 国の州または地方で混信なしにサービスすべき共用チャンネルで運用するすべての局。この局の電力は 0.5 から 5 Kw である。その地方では、住民が 50 万人を越える。2 クラス局の最少電力は 1 Kw である。

Art. 02-29 3. クラス- ローカル地方にサービスすべき共用周波数で運用するすべての局。その電力は、250 Watt 以下で 100 Watt 以上である。

Art. 02-30 チャンネルのセパレーション：- 1 クラス局に割当てられたチャンネルは同じ処にある局に関しては、最少 40 Kc、国内の他の地方町村にある局に関しては、最少 20 Kc のセパレーションを持つ。

Art. 02-31 2. クラス局に割当てられたチャンネルは、同じ所にある局に関して、最少 80 Kc のセパレーションを持つ。

Art. 02-32 3. クラス局に割当てられたチャンネルは、同じ所にある局に関して最少 20 Kc のセパレーションを持つ。

Art. 02-33 同じ所の中で、第 2 高周波による混線を防ぐために、他の割当周波数の倍、または半の周波数は割当てない。ただし免許人がこの混信を避けまたは無効にするとか、必要な要素を準備したことを示した場合を除く。

タイトル V

“ 免 許 ”

Art. 02-84 同じ場所内では、各自然人または法人に対し、一以上の放送の設立または経営のための免許は与えられない。同じく放送局は局バンド一以上の周波数で運用することはできない。

配偶者、親、子および兄弟または第2親等血縁者については同一人の如く考える。当局が本質的に考える関係がある者の間では、一以上の自然人および法人は一人格の如くみなす。

同じ関係がある一以上の法人は同一人格とみなす。

Art. 02-85 商業放送サービスの経営は専らベルギー国籍の市民または法律に基づいてベルギー人によつて設立された商社に対してのみ許可される。

Art. 02-86 放送サービス経営のため株式会社を作る場合において、その株は記名で、株主は前項で規定したと同じ条件を備えなければならない。

Art. 02-87 免許手続： - 中波、短波およびF.M.局のためには、申請者はD.G.C.T.に対して、電気通信局により特に支給された書式に従つて放送局を選定するための免許を得るための申請を提出する。

この申請には、下記の事項を明記する。

- a) 免許を申請する人または会社におけるグループの人名、会社設立の公正証書および商業簿における登記の文書証明の写。
- b) 運用を希望する局のクラス。
- c) 送信機所およびスタジオの設置場所、 の免許に相当する管轄の中で、設備する位置の平面図で示したもの。
- d) 送信機の電力、マーク、設備の一般特性。
- e) アンテナのクラス、アンテナの設置場所の地理的標示、高さ、輻射、指向性のグラフ（ある場合）とサービス・エリア。
- f) 送信所およびスタジオの平面図、設備の設置場所および記述事項。
- g) スタジオ設備の関係および特性。
- h) 投資総額。

Art. 02-88 すべての設備平面図および記述事項はD.G.C.T.によつて認められた無線電気技師の署名がなければならない。（平面図3枚）

平面図は 1/25 縮尺で、記述事項はスペイン語でタイプライターで打つこと。

Art. 02-39 申請者は申請書に、申請書に示された細目を 次を示す額を D.G.C.T. の名義で Caja de Depósitos y Consignaciones に預託したことを証明する受領書を同封しなければならない。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| a) 1 Kw またはそれ以下の局。 | 1 0 0 0 0.- |
| b) 1 Kw 以上の局。 | 基 本 料 1 0 0 0 0.- |
| 1 Kw 増すごとに | 2, 0 0 0.- |

Art. 02-40 申請者の示した条件が満足か否か、および周波数があるか否か、電気信局により、関連審査を行なわれれば、省令に従つて局に関する作業開始日及び試験期間のための許可を与えるか却下するかのため、省に協議のため当該申請を上にあげる。

Art. 02-41 局の設備作業を遂行し、局の試験を開始のため免許する最大期間は、省令の発送のときから 1 年である。

Art. 02-42 設備を設備することが不可能であることが、不可抗力であることを証明された場合、申請者はそのケースの大きさに従い設備および試験期間の延期を申請する。

Art. 02-43 1 年たつても、送信機設備および局のその他の機械が開始しないときは、設備および試験の許可は取消され、保証金は国家のものとなる。

Art. 02-44 設備を行なつた後、申請者が設備および試験の再調製を行なうために期間の延長を必要とする場合は、D.G.C.T. は関係人の申請によつて 80 日の延期を免許することができる。その他の延期は省のみが許可し得る。

Art. 02-45 すべての局は試験において少なくとも 15 日間 0 0 0 0 から 0 8 0 0 時間の間隔で運用しなければならない。

Art. 02-46 申請者が局を検査に服させる準備ができたときは、D.G.C.T. にその旨通知する。そして技術者は、局の検査および試験を行なう。

Art. 02-47 試験が満足なものであれば、局の運用の免許を許可する Resolución Suprema の手続をとり発送するため申請を政府に上げる。

保証金は申請者に返す。

Art. 02-48 申請者は当初の申請に示されたスペックを設備で果た義務を負う。

- Art. 02-40 重要な変更は、その変更が許可か却下か、D.G.C.T.に予め許可を必要とする。
- Art. 02-50 申請に示された送信機電力は大臣の許可なしに変更できない。
- Art. 02-51 固定局、ポータブル局、移動局の設備または運用の申請は、次の情報を含まなければならない。
- 設備の技術特性。 -
 - 設備の使用予見。 -
 - 移動局の場合、設備される乗物の登録番号。 -
- Art. 02-52 ポータブルまたは移動局の運用の都度、その運転を許可された免許を持つていなければならない。
- Art. 02-53 Repetidoras 局の免許を得るための申請は、この規則に制定されているすべての情報を明記する。
- ただし、人口の比率に関する規定は守らない。
- Art. 02-54 Repetidoras 局は、送信機の電力に従い、かつ Capitula 09- 料金、- 商業放送局に関する事項に制定された減額に従って払う。
- Art. 02-55 免許の譲渡 - D.G.C.T.は同一場所で同一の自然人または法人により1以上の局をコントロールすることになる放送局の経営を示す商業会社の株または参加の譲渡を許可することはできない。
- この処置は局の作人的を所有および経営に関し、放送ネットワーク形式には制限がない。
- Art. 02-56 免許人は予め正当な許可を得なければ、免許された局の経営のため免許をすべてまたは部分的に譲りまたは貸与することはできない。
- Art. 02-57 免許は、関係放送人の証明された運用の引渡し5年前は譲渡、または貸与できない。
- Art. 02-58 免許は次のような場合にのみ、前条に述べた5年以内に譲渡することができる。
- 1) 名義人の死亡。 -
 - 2) 証明された永久的な肉体的不能。 -
- Art. 02-59 免許の移転および変更は設備の同一管理に従う。

タイトル VI

“局の人員”

Art. 02-60 放送局の設備および運用は、関係法規（総則 Art. 28）の定めるところに従つて、ペルー人のサービスを使用しなければならない。

Art. 02-61 無線局を運用するための免許の免許人は、D.G.C.T. にそのサービスにつく人間の関係を送り、同人が代わつた場合提出しなければならない。この関係においては名前、国籍、軍隊手帳、選挙手帳、旅券、住所、道行なる在中および *Direccion* により免許とされた証明または許可を示す。

Art. 02-62 放送局は *Director* と運用に責任をもつ技術員とを持たなければならない。総則 2730 項に従う。

Art. 02-63 アナウンサー：— その労働を行なうことができるためのアナウンサーは、次の要件を満たさなければならない。

- a) ペルー国籍および法律的に無資格でなく遂行する市民の条件を証明する。
- b) 資格の講習を終つた証明書を提出する。それには1年の実務を含む。
- c) 中学卒業または、少なくとも専門職業として5年を有すること。資格講習会はD.C. のコントロールの下に放送局で催され、それはまたアナウンサーの希望者がそれに従うことを証明する。

この必要条件なしには、それぞれの学歴証明書は効果がない。

Art. 02-64 アナウンサーのための資格講習プログラムはD.G.C.T. の承認に従う。

Art. 02-65 特別の場合において、D.G.C.T. は、特別プログラムに出演する外人のアナウンサーに更新、または取消しのできる許可を与えることができる。

タイトル VII

“警備の日誌”

Art. 02-66 送信所における登録：— 送信所は運用の警備日誌を備えなければならない。それには次ぎの情報を記入する。

- a) 放送機の動作開始時間。

- b) アンテナにエネルギーを供給した時間。
- c) プログラムの開始および終了時間。
- d) 中断の場合の理由とその時間。
- e) タワー標識または輻射アンテナの電灯をつけた時間。
- f) 警備の交代時間、交代運用者の名前および免許番号の記入。

Art.02-67 更に 30 分ごとに記入すること。

- a) 最後段階のプラカの電流および電圧の標示。
- b) アンテナ電流の標示。
- c) 周波数モニターの標示。

Art.02-68 スタジオの登録：- スタジオは警備日誌を備えつけ、それに記入する。それは：-

- a) ステーションがその特色信号を知らず時間。
- b) 送信する番組の短い記述、その扱うスペクトルを含み。
- c) 中継放送の開始および終了時間。
- d) スタジオにおけるあらゆる故障、各アナウンサー、司会者、講演者およびコントローラーの名前およびその参加時間を記入する。
- e) アナウンサー、芸術家、講演者、その他において放送される通信、演説および一般的話など、そのテキストが保存される。D.C. は放送のどの部分をもまた、放送のどの Serie をも吹込み、およびこの登録の annex として保存するよう命令することができる。

Art.02-69 タワー標識灯または輻射アンテナ灯が消えた場合はただちに航空会社 (Corpac) および D.G.C.T. にその機能場所とともに知らせなければならない。

Art.02-70 識別 (識別番号) のアナウンスは、長い演説、ラジオ劇、宗教サービス、シンフォニー・コンサートまたは 30 分以上続くものを中継しなければならない時には行なう必要がない。その番組の開始および終了の時にアナウンスすれば十分である。

Art.02-71 放送所およびスタジオの警備日誌は、D.G.C.T. に求められたときは何時でも検査できるようにしておかななければならない。

タイトル VII

“ 雑 則 ”

- Art. 02-72 放送局は官報またはその他の政府の情報を放送することを、義務つけられる。それは緊急の場合、共和国大統領書記局、情報局または直接もしくは間接にD.G.C.T.から、内務省本局、支局によつて渡される。同様の便宜は、D.G.C.T.のニュース、インフォルマティブにも与えられる。
- Art. 02-73 政治的特質のNoticeおよびComentaryまたは公権力もしくはその代理を害するようなニュースまたはComentaryの放送の場合には正確に情報の出所を示す。国際政治のニュースおよびComentaryについても同じ方法をとる。
- Art. 02-74 道徳および良き習慣に対する攻撃的または不法な送信は禁止する。不当な警戒を起こすようなもの、国の良い国際関係を害しまたは危くするようなものおよび第三者に対する精神的または肉体的偏見を起こすことを目的とするものも同じ。
- Art. 02-75 講演、論文、および情報またはニュース・サービス（国内または国際〇）を放送するときは、90日以上期間にその情報の出所を示す、解説収込みを保存して置かなければならない。
- この送信は免許人の絶対責任であり、この規則に違反した場合、その点につき法に服さなければならない。
- Art. 02-76 放送局による個人的メッセージの放送は、個人から個人にあてた祝および挨拶の場合もその放送を禁じる。
- Art. 02-77 D.G.C.T.は8ヶ月ごとに発行する運用の指導によつて放送の指示作用を行なう。
- その中には、この規則に示せない技術および支配営業の細目をのせる。
- Art. 02-78 此の運用指導はD.G.C.T.により編纂され、Resolucion ministerialによる省の承任に服す。
- Art. 02-79 放送局は電気通信局にその執務の時間制を通知し、どんな変更の場合においても同じく通知しなければならない。

Art. 02-80 商業放送局を運用する、すべての免許人は、D.G.C.T.に対し、送信の停止を通知する義務があり、その停止の理由を説明し、90日以上続く期間の送信の停止は免許取消しの原因となる。但しD.G.C.T.にその原因を時期に適して通知した場合はこの限りでない。

Art. 02-81 識別信号および局名は、その位置および呼称とともに、30分以内ごとに送信の間、アナウンスしなければならない。

タイトル IX

" 技術的条項 "

Art. 02-82 放送所の位置について：-

- a) 各ラジオ放送局は、特にその都市の郊外、周辺に設置すること。
(郊外を境として)
- b) 放送局を設置するには、その周辺との距離による結果、アンテナの周囲に250ミリヴォルター / 1 mtr 能力の地盤郊外であること。
- c) アンテナの中心からの最低距離は郊外の周辺から一番近い所。

<u>送信機の電力</u>	Km.
500 Watt	1.00
1,000 "	1.5
5,000 "	2.5
10,000 "	3.5
10,000 " 以上	5.0

Art. 02-83 アンテナの方法：-

- a) 中波放送の場合は義務的に直立のラジスターを使用する。
- b) アンテナの位置と放送所間の最低距離はステーション運用フレクエンスの波の1/4 以上でなければならない。
- c) 電流線とアンテナの波長調整器部品はラジスターの足元に設置して、小舎で囲んで保持すること。
- d) 送信機の出口とラジスターとの組合せ方法は光射を防ぐために完全に比較しなければならない。

- e) ラジスター地盤のシステムは少なくとも 90 Radial の銅線で一致しなければならず、そしてアンテナの脚部の下に組合わせ経度 $1/4$ の周波数であること。
- f) ラジスターが 80 mt. 以上越した場合は、縦にオレンジ色と白色で塗ること。
- g) 中波用ラジスターの高さは $1/4$ から 0.5 経度で、地盤強度として、アンテナから、1 Km であつて電力は下記の如し。-
- | | | | | | | |
|----------|----|----------|----|-----|-----|-----------|
| 100 watt | から | 500 watt | mt | につき | 240 | mili volt |
| 500 " | から | 5,000 " | " | " | 280 | " |
| 5,000 | | | " | " | 360 | " |
- h) 地域の強度(単位)は有効なサービスをするために第一サービスとして。
- 1) 都市の商業界、および工業界向けには 10 から 50 miliwatt x mtr.
 - 2) 高級住宅地向けには 2 から 10 miliwatt x mtr.
 - 3) 郊外向けには、0.1 から 0.5 miliwatt x mtr.
- i) 国際放送の場合は直立または水平でも良し、できれば、サービスをしている方角に向ける方法でやること。
- j) F.M. のアンテナとテレビジョンの設置は、方法または所は適当に、サービスする地域にすればよい。

Art. 02-84 研究または事務：- (スタジオ)

- a) この規則を実施するには、考慮する事務所で、行政中央研究所と呼ぶことにする。
- b) 事務所は主なるサービス地域内に設置すること。
- c) 研究所の装置は、ビル内または他の建物でかまわれないが、安全、衛生的で係員が便利に従業できるように備えること。
- d) 研究所は音響樂的で雑音とか色々うるさい音のしない処でプログラムに影響しない。重要拡声機から計つて少なくとも 55 db 以下の普通のプログラムを標準とする。
- e) 研究所には次のようなものが含まれると考える。

- a) マイクロホン, 大体 2.5 db で 50 から 15,000 サイクルの反響のあるもの。
- b) Console - 前拡声機を用意し, 標準コントロールとして, 一般のマイクロホンと複製機も必要とす。
- c) 方向転換機
- d) 吹込み機
- e) 交互通信および研究統制の方法。
- f) 放送所に伝える電話など。
- f) 聴感周波数の返答は, Console に入ってから, 送信機に出る迄, 大体ユニフォームでなければならない。
かれこれ 2 db で 50 から 8,000 サイクルの余白をおくこと。
- g) スタジオから送信所まで, 声もしくは音響を送る線は, 次のような特性を要する。
 - 1) 送信機の横にある音響標準線は約 40 db のプログラムの標準以下とする。
 - 2) 線はバランスされていて, 返答するためには, かれこれ 20 db であり, バンドにおいては大体 500 から 8,000 サイクル。
 - 3) プログラムに入る電話線最高標準は 0-db であつて, 0-db の照合標をとつて 6 milliwatt である。
- h) 送信所における出線は, 送信機の前に, 加度変調を防ぐ自動式リミテーションを付設すること。
- i) フレクエンシーに変調のある場合は, 送信機に入る最高音標準は 50 db のプログラム標以下でなければならない。
- j) 聴感周波数の返答は大体 2 db 内でユニフォームでなければならない。
- k) 最高捻転の全部の方法は 2% を越してはならない。

Art. 02-85 運用電力：- 間接の測量-

電力の作用は一定の間接測量によつて, ラジオ etap の最終 Placa に入り, その Placa (EP) の投ずる効果でラジオ etap (IP) の最終の全 Placa の電力および正しい Factor (F) は次の枝状において与えられる。というのは, 作用電力 $E P \times I P \times F$ である。

“ 原 動 力 ”

- a) ラジオの最終 etapa における Placa の変調を使用する局には次
ぎの原動力を使う。

送信機の運搬機最高電力：Factor(F)

1.00, 1.000 watt	0.70
5.000 watt 以上	0.80

- b) 水平以下の変調で、すべての電力を使用する局の原動力は：－（ラ
ジオの最終における電力の拡大機の級）

B 級	0.85 (F)
BC 級	0.65 (F)

- c) ラジオの最終 etap における Grilla の変調に全体の電力を利用す
る局に使う原動力は

ラジオの最終 etap における管のタイプ。

製造者の特徴を相談すること。……………

3.54 力の運用：直接測量，直接測量によつて決められたアンテ
ナに入る電力は，その電力を計る点における，アンテナの抵抗によ
る倍にしたアンテナの電流の角であり，および運用のフレクエンシ
ーにである。

アンテナに入る直接測量は，局の運用動力と考えてよい。ただし
アンテナの抵抗力を示す資料を，測量によつて確かめられた場合
による。アンテナ動力は信用のできる正確な，電流計で計る。

タ イ ト ル X

“ 一時的な条項 ”

此の規則を施行する目的として，今に至り技術的な設置のできていない他の放送局に
何らの性質もない害を起こさないように次ぎの仮の条項に注意を払うこと。

Art. 02-88 100 watt 以上の送信機を使用し，そして郊外周囲内に在る放送局は
第 02-82 条に従い 2 ヶ年の期限内に他地に移動すること。

Art. 02-87 放送局の技師および係員は法規第 01-27, 01-80 および 01-48
に従い，3 ヶ月間に，D.C.T. の技倆信認を得，その証明書を取ることに。

Art. 02-88 局の能力または各技術的指標が項目第Ⅱと第Ⅲ通りになつていない場合は1ヶ年の期限内に適合する。その上変更または前の転置許可などは80日間内に申請すること。

Art. 02-89 測量器具とか調和フィルターなどを取り付けていない局は前記の条規に従い6ヶ月間内にその器具装置をすること。

Art. 02-90 D.G.C.T. が異議なく新しい規則に調節するために自由チャンネル或いは普通チャンネルを離別に等しい相関的な現在指定を維持し、法令02-18, 02-14, 02-15および02-16に従い、各局拡大の設計および新しいequiposの技術的特徴を2ヶ月間内に提出するように公表している。(設計された作業には1年の期限を与える)

Art. 02-91 前述の一定の期限はこの規則が現行に入つた日から計算される。

第 0 3 章

商業ラジオ普及およびテレビのサービス

第 二 部

テ レ ビ シ ョ ン

タ イ ト ル I

" 決 定 "

Art. 03-01 テレビジョン局：- テレビ局とは、一般の公衆が受ける見聞の信号と同時に送る場所である。

テレビのバンド：- バンドにおけるフレクエンシーは、54 から890 のテレビ・ステーションに指定してある。

メガサイクルにこれらのフレクエンシーが54 から72 メガサイクル(チャンネル2から4まで)76から88メガサイクル(チャンネル5と6)176から216メガサイクル(チャンネル7から13まで)と470から890メガサイクルは(チャンネル14から83まで)である。

テレビのチャンネル：- 6メガサイクルの広さのフレクエンシーのテレビのバンドであつて、番号の指定、もしくはフレクエンシーの最高か最低である。テレビの送信機：見聞の送信、信号する機。

送信の側面バンド：- 送信の方法は，送信機の側面バンドによつて，一部分的に減縮される。

ビデオ・フレクエンス：- テレビの探險した結果のフレクエンス信号。

ビデオ送信機：- ラジオの装具であつて，唯ビデオの信号を送信するための機。

ビデオ送信機の能力：- スタンダード，テレビの送信に出る端の力。

フレクエンスの変調 (F.M.) 変調の方法においては，瞬間ラジオ，フレクエンスが割合に変化し，その変調信号の瞬間広さ（使用するならば "Pre-emphasis" の後に変調信号の広さを計れ）とラジオフレクエンス瞬間は，変調信号のフレクエンスと別々である。

フレクエンスの動揺：- 送信した波のフレクエンスの瞬間アバートメントはフレクエンスの中部の変調の結果である。

変調の広さ：- (A.M.) 送信した，包まれ安い波に分子に似た波形の含まれ安い波に分子に似た波型の含まれた信号を送る場合における変調の一方法である。

地面上のアンテナの平均高度：- アンテナから，8キロメートルより16キロメートルにおける地上のアンテナの平均高度。（一般におけるアンテナは各方向により違つた高さに決める。色々な平均高度については，地上アンテナを考慮する）

アンテナ強度の利益：- 水平線上における，1マイルに生じる自由空間においてキヤムプの強度の効力単位が四角である理由は，milli-volt/mt.における，アンテナに入る電力の1キロワットにつき1876 mv/mt. である。

この理由は db において指示され，特別な，ある方向に類別すれば，アンテナ強度の利益は，その方向だけのキヤムプにおける強度に基づいている。

Audio の送信機：- 唯聴き取り信号を送信するための，ラジオの器具。

中央フレクエンスー（聴き取り）：-

a) 送信された波の周波数の平均は，Sinsidal 信号によつて変調された場合。

b) 変調されないで，送信された波のフレクエンスー。

キヤムプ：面積探査の図形は，1回と1色，一つから二つの交線探査においての方法。交流した線の探査図形面積は1回で1色。

形 (Cuadro)：1回1色の全面積探査。

1線から2線の交線においての探査方法は，一つ形がこの界 (Compo) に形成される。

自由空間における界の能力：- 或一定の処に界の能力があるとみて反射した波が不在であつて，Tierraのためもしくは他の反射作用を起す物界。

外觀の理由：- 形の広さの数字上理由および送信する形の高さ。

黒のレヴェル：- 送信した形状における，1黒面積の探査に対する，変調信号の広さ。

有効放射力：- アンテナに入る電力の尖端の生産およびアンテナ強度の利益，この生産を K_w において示し，そして K_w に対するデシベルス (DBK)。一定した一方向のために類別されている場合は，放射力の有効は，唯その方向だけのアンテナ力の利益に基づいている。

許可されている有効放射力は，アンテナ力の利益に基づき，1水平面における，各方向のためである。

カラーにおける送信：- 色々におけるテレビの送信信号は，色々な価格音調で複製され，飽和化合や，光形もできる。

カラーの形：- 形姿の全面積の探査は，第1色にそれぞれ1回だけ。

カラーのキヤムプ：- 形姿全面積探査が選ばれた探査形に入れたのと，各第1カラーにおいて，2から1の交線探査の方法と，交流線の形姿面積の探査は，それぞれ第1色の1回だけ。

交線探査：- 探査法の一つとして，相続探査をされた線は，分積の数字的に伸ばす広さで，そして近くの線におけるキヤムプのフレクエンスーは，サイクル相続間に探査する。

単色の送信：- 唯一色の音色における，再製のできる，テレビ信号の送信。

強度の尖端：- ラジオ・フレクエンシーにおける1サイクル上の力に相応する，広さにおける尖端同時併発。

変調の Porcentaje：- フレクエンシーの変調に応用してあり，フレクエンシーの現動揺の理由は，フレクエンシー“動揺”と100パーセントの変調に等しく決まり，パーセントに表現する。

テレビジョン局のオーディオ送信のためには，25キロサイクルのフレクエンシーの“動揺”のように100パーセントの変調に決める。

偏極：- 電流キャンプの方向は送信機のアンテナに従って輝す。

現実的な送信：- 送信能力が増加する原因は，開始灯の強度における増加である。

進歩的な探査：- 探査方法の一つとしていづれ探査線の考案の一つの広い本位的な平行線が，形姿面積の横と考案された線の附近に相続している時。

探査：- 相続き分解する方法として，あらかじめ決定された方法と一致し，光線価格の形姿の要素は，形姿の全面積が組織される。

探査線：- 唯一つの引き続き飾総と，せまい形姿の面積にある烈しい音調，影および中音調は，探査法によつて決定される。

スタンダード・テレビの信号：- テレビ送信の原則に従う1信号。

シンクロニゼーション：- 1運用を他の運用と同時に保持すること。

タイトル Ⅱ

“技術原則”

Art. 03-02 テレビジョン送信の原則：- 或るテレビ局で送つた，テレビ信号の特長を決める原則は下記の如し。

- a) テレビ・チャンネルの広さは1秒間に6メガサイクルである。
- b) Audio の中央フレクエンシーよりも，フレクエンシーにおける4.5メガサイクル以下にVideo の Portadora は位置される。
- c) Audio の中央フレクエンシーの位置はチャンネルの最上の境の

025 より下。

- d) 単色送信には, Cuadro に就いての探査線番号は 525 で相継ぐキヤムプにおいての交線は $2 = 1$ である。
- e) カラーにおける送信には, Cuadro に対する線は 405, 同じカラーの相継ぎキヤムプにおいては交線 $2 = 1$, Marco のフレクエンシーは 72, キヤムプのフレクエンシーは 144, カラー Marco のフレクエンシーは, 1 秒につき 29,160。
- f) 送信されたテレビの形姿光景の理由は, 標準的に 4 単位で, 従には 8 単位である。
- g) 活潑探査の間隙中においては, 劇は左から右にと利用し, そして上から下にと直立に, 一定のスピードで作用する。
- h) 調合信号にも, 形姿のためにも, テレビジョンの唯一つのチャンネルの中で, 1 Portadora は変調される。広さにおける変調の段階は違つた二つの信号に了解す。
- i) 初光線の能力における減少は放射した能力を増し刺戟させる。(不定送信)
- j) 黒点標準は, ある決定した標準の 1 Portadora によつて代表されていて, 形姿における, 影と光線には独立されている。
- k) 礫石の標準は(自然な黒標準) 75% で送信され(かれこれ 2.5% ぐらいの許容で) Portadora の尖端の広さで。
- l) 光線の最高標準は 15% で, Portadora の Pico の標準以下である。
- m) 放射された信号には水平線的な偏光がある。
- n) Video の送信機の Pico の放射された能力の 50% 以下でもなくまた 150% 以上でもない。
送信機の 1 放射能力を利用する。
- o) SALIDA の変化: - 先から先へと出る, 送信の変化は, Cuadro 中の Video の信号に各種の原因があるからで, 殴打, 雑音, それとも低いフレクエンシーの答を入れて, 調合先の寸法と礫石の標準は調合先の信号広さの平均 5% を越してはならない。

p) 黒標準：－ 黒標準は大體礎石に等しく、技能が許される程度で作成する。

作成するならば、本質的に同じく、機関における十分な結果を生じ、また技術的に必要な場合に建設許容を与えることになる。

q) 光彩の特徴：－ 一送信機の出口は光採題目とは反対に実体的に変化される。

今日に至り寛容は未だ決定していない。

r) カラーの送信における色の順序は、次のような順序に繰り返す。赤、青、緑、ただし相続くキャンプにおいてだけである。

タイトル III

“アンテナの位置”

Art. 03-03 アンテナの位置が或る一点の高い処にある場合は、波及における影の結果のため、減らす必要がある。これは山とか建物のために、ステーションの信号の能力が物質的に減る場合がある。これがためにラジオ・ステーションの送信アンテナの位置は、中央点と高い処に備えるべきで、これは勿論最良度合のサービスを送信増化能力を与えるためである。

設置場所を選択するのは、アンテナから全影を得るため、重要都市または、これからサービスされる市のためであつて、どんな理由があろうと、閉塞があつてはならない。

次の規項を承認する、アンテナの建設は、建物とか、他の色々な障害物が影問題を起こさない自由な所にする。測地学とか、サービスする面積の形式、またはその地の配分などに、送信機設置撰別に困難な場合、こゝろ云う場合は、指向アンテナの方法を使用することを、考慮するべきだが、一般に指向アンテナでないのを使える所を探すべきである。

タイトル IV

Art. 03-04 能力の働き：－

a) 決定 - 1) Video 送信機：－ Video 送信機の能力の働きは *termonal de Salida* の側面バンドのフィルターにおいて決定され

る。送信機の Salida de terminal におけるこのフィルターを使用する場合、もしくは他の方法には、Rastancia 0 の仮電力で働く内は能力の平均は中間で、抵抗力は impedancia に等しい送信線で、自然黒のテレビ形姿を送る巾は Pico 能力は、この方法からとつたもので、1.08 原動力の割合で倍加する。この側量の間は連続電圧量(ヴォルター)の Placa とラジオの最終エタツプの電流と Volt の Pico または電流の支出を後の使用のために記入すること。

2) Audio の送信機：- Audio 送信機の能力の働きは、間接的な方法で、これは placa(EP) のヴォルターからの生産と Placa の電流(1P) のラジオの最終のエタツプと或る原動力の効果で云えば、"機間の動力" = $EP \times 1P \times F$ 。

3) 原動力の効果は送信機の各タイプに対し、製造家が確立させるものであつて、各送信機にカタログがつき詳しく説明してある筈である。配合機具の場合、原動力 F は希望者から供給されるものであつて、同時にかような原動力を決めるために、使用された各基礎の説明表を要する。

b) 維持方：-

1) Video の送信機：- Pico の能力は一つの読書指示でもつて Pico を示すのに統制され、ヴォルターの比例、ラジオ・フレクエンシー送信線の能力もしくは、電流を計らなければならぬ、a) 項に詳術されているように、1) のこの部も、能力の動きを保持するには、許可された能力の動きにできるだけ近い所で、そして例外の急変は別として、範囲から 10 パーセント以上と 20 パーセント以下は許可された強度から越してはならない。追加統制として、Placa のヴォルターにも、電流が出る時も、スタンダード黒テレビの形姿とアンテナで働いている送信機で計る。これらの Valores は本体的に読書に相応して取つた a) 項のもとに、このセクションの 1) に従う。

2) オーディオ(Audio) の送信機：- Audio 送信機の能力運用機関はできるだけ、許可された、能力機関の近くで実験するようにし、10%以上と 20%以下の許可されている、強度範囲から越さないこと。

テレビ・ステーションに要求できる、最少技術的条件

- Art. 03-05 照した能力の実効：- 照された能力の実効はdb における 1 kw (dbk)で、次述のように、最少ではない。すなわち；
- a) 人口1,000,000 を越さない都市。
 - b) 8 (dbk) 人口数が250,000 から1,000,000 にまでに含まれる都市。
 - c) 5 (dbk) 人口400,000 人から250,000人 までの都市。

Art. 03-06 スタジオの統制機具：-

- (追加を 見ること) スタジオ用カメラの機具：- (ORTHICON)
次述のような器具を含まれた、研究用 Audio, 機具, コンソラ, マイクロホン, 拡声機および他の器具。
研究室を照明する機具。

タイトル V

“ 免 許 ”

Art. 03-07 現在の公布規則以前に提出した、申請書は、無効と考慮されるから、この規則に同意して、60日以内に、新規なものと換えること。

Art. 03-08 テレビ局を運用する免許は政府の決定で許可され、次ぎの各条件所有者または、所有会社のみと与えられる。

- a) ベルー市民権所有者でベルー国で生まれた人。
公平的に資格のある者、品行上能力、信用など各必要条件を持つて
いるもの、およびテレビ、ラジオ事業に経験のある人たち。
- b) 米国の各法令によつて組織されている会社または法人は、当国に正しい、住所を持ち、構成者もベルーで生まれた市民であり、ラジオ運用の許可の申請者に関する規則は、全部統治される。

免許申請について

Art. 03-09 テレビ運用ステーションおよび設置の免許は、D.G.C.T. に向けて、
(追加を 見ること) 次項を同封して申請すること。

- a) 姓名および身元証明書。
- b) 会社、組合、または社団法人に関する申請は、名義および系項(会社の)証拠公正証書および商業登録証明書のコピーを同封すること。

- c) 100000ソールスに対する0%の内部借金の寄託保証の証明書。
(Caja de Depositos y Consignaciones または在リマ市の銀行における)
- d) 送信所や研究所などの位置場所。
- e) 2組の図面、送信所形体の説明、設備の位置とかアンテナ云々。を詳しく説明した、その上D.G.C.T.が承認している専門技師のサインのされたものを伴う。
- f) 研究所の全形体を説明した、2組の設計図、equipo の位置云々、をD.G.C.T.が承認している専門技師のサインのしてある書物を伴う。
- g) 技術的の資料
 - 1- 送信機フレクエンスーのバンド。
 - 2- 能力の Salida (AUDIO VIDEO)。
 - 3- 放射した有効能力。(発射した)
 - 4- Portador の堅固。
 - 5- impedancia de R. F. de Salida。
 - 6- 送信機アンテナの高さとタイプ(利益)。
 - 7- equipo のタイプとマーク。
 - 8- スタジオの統制機具の説明と、カナラ番号、フィルム映写機の機具パイプ
 - 9- 動機部。
 - 10- 利用できる技師連、またはこれから契約する技師。
- h) 各一般機具費用の予算。
 - i) 免許が出た日から、ステーションが活動開始する日までの、申請者が必要と考慮する日数。
 - j) 設備に要する、提案時間と、その費用をどうしてうめるかの、金額の詳細。

タイトル VI
" 一般条項 "
チャンネル間の区切り

Art. 03-10 雑音を避けるためおよびテレビ・ステーションがそれぞれサービシ

ている面横の運行を防ぐためには、送信所の位置と指定されるチャンネル間の最低距離に関し注意することは下記の如し。

- a) 同じチャンネルは唯カナル対の距離が280Km あれば指定され、即ちチャンネル2 から13 と最小限として、230Km はチャンネル14 から83 まで。
- b) 附近のチャンネルは唯送信所とその距離が100Km あれば指定ができ、一方から他方のチャンネルには、2-3-4 と8-9-10-11-12-13 まで、それから14 から83 までに含まれているチャンネルは90Km。
- c) チャンネル間に4 と5, 6 と7, それから13 と14, スターション間の距離に、どちらかを指定し、その附近のチャンネルを最小限に縮めることができる。

ただしその前にそれぞれ組織機関の技師たちの報告がある。

チャンネルの割当て

Art. 03-11. 次のようにテレビジョン・チャンネルが国内の各地に割当てられるものであり、混信の可能性に関する前条項の制限則令に注意すること。

チャンネル No. Mc. におけるフレクエンシーのバンド

2	54 - 60
3	60 - 66
4	66 - 72
5	76 - 82
6	82 - 88
7	174 - 180
8	180 - 186
9	186 - 192
10	192 - 198
11	198 - 204
12	204 - 210
13	210 - 216

Mc. におけるフレクエンシーのバンドのそのチャンネル No. 5 は 70-82

で、送信所のためまたは政府のサービス用として保留する。

Art. 03-12 チャンネル 4 から 84 は、D.G.C.T. の異議なしの命令によつて、割当てられ、そして利用できるよつになつている。

Art. 03-13 免許割当てに恵まれた申請者の、Caja de Depositos y Consignaciones に寄託してあつた保証金は戻り返える。

Art. 03-14 ステーションが社会奉仕運用に入るとともに、寄託してあつた保証金は戻るが、ただし、義務履行に、犯した場合は、国家の利得としてのこる。

Art. 03-15 テレビ・ステーションの免許申請提出のために、この法規が効力として入つた日から、60 日間の期限を与える。

Art. 03-16 この期限が過ぎて、もし他の申請があつた場合は、D.G.C.T. が技術的に研究した処分する。

Art. 03-17 利用できるチャンネル数以上に、申請があつた場合は全申請書を比較（ ）的に考慮し、先位順に、異議なく、次ぎの要素を決める。

- 1- 送信機の能力。
- 2- アンテナの利益。
- 3- 放射された効果的能力。
- 4- スタジオの機具、カメラ。
- 5- 設備の構案。
- 6- ラジオ、テレビ、キャンプにおける、申請者の前行経歴と経験。

Art. 03-18 前記七つ条件が、全申請者に揃つて同一であつた場合は、選定を政府（追加を）が決める。

見よ）

Art. 03-19 テレビのチャンネルが指定されたら、免許の出た日から権利所有者のために、90 日間の期限が定められ、その期限内に権利所有者は機具を求めた契約書や、各種の申請書における類別を含んだ全書類を D.G.C.T. に提出すること。

Art. 03-20 前記法規に従わない権利所有者は、割当てられたチャンネルに対する権利も保証金も失うことになる。

Art. 03-21 省令によつて設置及び試験の許可が出た日から、1 ケ年の期限が与え

られるのは、テレビ・ステーションが公衆向けにサービスができる状態に入られるためである。

Art. 03-22 不可抗力または当然と立証のできる場合は、権利所有者に対して、D.G.C.T.が30日間の延期を与えることができ、1ケ年の期限が経過し、その上送信機部品が到着していて、スタジオの設備のためとか、または線の整列或いは試験などをするために、付加的期間、他の色々な延期は、省令が要る。

Art. 03-23 申請書に述べてあるように、権利所有者は、送信機具に対する技術的対数指標を変更することができない。例えば強度の効力を減したり、またスタジオの機具を除いたり、Unidad movil 云々。

一般対数指標を改良することはできるが、減すことはできない。どんな変更および改善にしろ、その前にD.G.C.T.の許可を得ること。

Art. 03-24 何ら当然立証もできなく、1ケ年の期限が経過して、機具を引き取らない権利所有者の保証金は国家のものとなり、D.G.C.T.はまた許可を無効にする。

試験期間 -

Art. 03-25 全ステーションのその設置、準備が終了したら、30日間以上の試験期間に屈服すること。

Art. 03-26 ステーション許可所有者がD.G.C.T.の技師の検査を受けてもよいと考慮した折は、同課にその通知報告すること。

Art. 03-27 D.G.C.T.は一般の設置検査を次項の素描によつて実行する。

a) 設置および免許申請書に指定された機具について確定すること。

b) 原則に従つたステーションの特長を確定すること。

c) 試験。

d) 人員および運用の実験。

Art. 03-28 検査の結果が十分であれば、各最高決定を宣言し、公衆向けに、運用ができるようにチャンネルおよび免許を与える。

Art. 03-29 寄託保証金は、権利所有者に返戻される。

タイトル VII " 技術的条項 "

運用の一般条項 -

- Art. 08-30 全テレビ・ステーションに、運用のため、無制限期間の許可を与える。
- Art. 08-31 各ステーションは正規な時間に従った番組を保持すること。
- Art. 08-32 送信される番組は、構成的文化修養のためになるようなものとか、ラジオ普及の倫理規則に囲まれたもの、および公衆の精神、理智と文化標準に釣り合う、番組を提案すること。
- Art. 08-33 公衆権力に対する侮辱、攻撃的や、横暴、逆罪的、または精神、風習などに不正な、驚愕などを起こすようなことや、また国家の国際関係に害するようなことなど、至んずるに一般第三者の精神と物質的に害するようなことを固く禁じる。
- Art. 08-34 商業的の宣伝は目的、もしくは、番組の性質に害しない程度で、釣り合うように支持すること。
- Art. 08-35 テレビ・ステーションの Audio 送信は、Video 送信機と別々に作用してはならない。
ただし次ぎの例外の場合に；
a) 試験のため。
b) 故障、失敗または Video の番組が遅れた場合とか、報告のため、或いは一時的に公衆のアテンションを保つ場合、こういう場合は、特別な番組とか、音楽、情報などで継続してもよい。
- Art. 08-36 テレビ・ステーションの本所スタジオは、そのサービスする地方重要都市に据えつけること。
- Art. 08-37 ステーションは表示、ステーションの名義、また所名で各番組の開始および終りに Audio 送信機並びに Video で認明すること。
- Art. 08-38 各番組が生物か、複製であるかを報告すること。

タイトル VIII

“各種の条項”

権利所有者への制限 -

Art. 08-39 テレビ・チャンネルの作用，運用免許は，唯一つとしても譲渡することが許されない。またステーションの商業的運用が5年間を経過していなければ売ることまた貸すこともできない。

前述の条項どちらにせよ，政府の特別決定が要される。

Art. 08-40 ステーション運用5ヶ年以内に所有者が死亡した場合は，その相続人が免許の譲渡を申請することができ，それには，関係書類に，相続人としての証明書を加えて，D.G.C.T.に提出すれば，いずれ政府の決定によつて，その譲渡が許されるのである。

Art. 08-41 ステーション運用5ヶ年後は譲渡することができる。貸与したり，売
る場合は，D.G.C.T.の許可を要する。

Art. 08-42 譲渡の申請書，変更または移動など何れにしても装置のため，必要な
手続きに従うこと。

Art. 08-43 前条項の無線放送規則に関する一般処置，商業ラジオ普及およびテレ
ビジョンは官報“EL PERUANO”号に最後の処分命令が述べられた，章
句が発表された次の日から施行に入る。

各自，発布の法令は同じ規則の残り章句の施行日を決定する。

追 加
" 法 令 "

共 和 国 大 統 領

考慮事項：

電信、電話の条項第 3-17 および第 3-18 のテレビジョン設置に関する、免許申請書に関係することを明瞭にし、それとともに、要求された寄託保証金高を減縮せしめるとともに、出来得るかぎりの産業の扶殖の方法を容れ、政府の意志および、公衆の利益に異議ないようにつとめる。

発 令

第一条 電信、電話課規条第 03-16 を変更する。その内容は下記の如し。

Art. 03-08 スタジオの統制機具。

スタジオ用カメラの機具。

スタジオ、Audio の機具、Consola、マイクロ、拡声機およびその他の機具を含める。

スタジオを照明する機具。

第二条 引き続き、指例する規条の原文は次条項に交代させる。

Art. 03-17 テレビ・ステーションの免許申請書提出は何ら期限に従わなくて、いつでもできる。

Art. 03-18 D.G.C.T. は申請書が提出された日付から 60 日間内に技術的研究を
実行すること。

第三条 Art. 03-09 の附帯事項を変更す。その内容は下記の如し。

c) C.D.C. またはリマ市における或る銀行に寄託された、100000-
ソールの保証金証明書、この保証金は申請者の同じ金高の銀行信用
連帯契約の負担義務に一致し、設置義務が実現され、また運用開始試
験が成就すれば、支払い戻す。

第四条 各申請者に会社組織の公然公正証書を要求されなくて、その
かわり、お互い関係者同志で、それぞれ承諾を明記した覚書をだけで、
公正証書に高尙のため授与を得た日から、30 日間に行なうこと。この
必要条件を実現しなければ、保証金は他の不施行の場合に等しく保証金

は有効となる。

第五條 テレビジョンを産業に構成することを公表し、テレビジョン器具、その附属品および材料輸入の税金免除の実効を法令第140に定めて保護す。

第六條 権利所有者の従業員、または番組の作者、講演者、芸人或いはアナウンサーの中で省略または行為上に起き上がった違反は罰せられこれらは所有者の責任とともに、共同責任を負わされる。ただし所有者の明らかな命令によつて、行為または省略において出来上がった違反の組合はこれに限らず。

第七條 唯カナル(チャンネル)第5だけは国家の為に保留する。

第八條 政府が服従させる場合における、ラジオ普及についての打合わせ会議を創立する。

会議執行と創設支配は、内務省が行なり。

大統領官舎において。

リマ市 1957年4月5日

マネエル ブラード ホルヘ フェルナンデス ストール

第5章附録 その1

政令第488号 Decreto Supremo 488

(料金の基準)

第1条 国内公衆電話サービスを提供する企業は、現在の政令に定められた料金に従うものとする。

第1節 経済的秩序の保障

(純益の保障)

第2条 電話事業における私的資本の投資を促進し、その完全で恒久的に十分な収入を保障するため、政府は、電話企業が公衆サービスの改善に投資された自己資本の総平均額の12%の年度純益をあげるように、合理的な料金を保障する。

(自己資本)

第3条 この政令を実施する上において、次の諸項目の年間の毎月のバランスの平均を自己資本の総額と了解する。

- a) 株式によつて代表される資本
- b) 自由に処分しうる積立金、未分配の収入。貸方の資産価値の増加または超過支払い額に相応する積立金およびその他施設改善に投資されたものを含む。

(総収入)

第4条 この政令を実施する上において、電話事業運営により取得される総収入額とは、次の収入の総計をいう。

- a) この政令の第5条a)に規定するものを除き、あらゆる料金収入
- b) 電話企業が提供する特別の設備またはサービスのための料金。構内交換設備、ぜいたくな装置その他の同様なサービスを含む。
- c) 設備改善の費用に向けられた外貨債務の支払いにより企業が所得した通貨交換レートの変動による収入額
- d) 国内または国際サービス等を共同して行なつた場合における収入のうち電話企業の取分
- e) 利子収入その他の電話事業運営により取得される収入

(収入から除外されるもの)

第5条 この政令を実施する上において、次のものは電話事業運営により取得される総収入の一部と認めないものとする。

- a) 他の電話、電信またはケーブル会社の取分として企業が支払うべき額。サー

ビラの利用により取得された収入を除く。

- リ) 企業に確定した貸方の資産の売却または企業が所有する使用中または新品たる物資の偶発的な売却による収入

(参 照 出)

新の類 類と係に規定する利益の決定において、電話事業運営上の総支出は、次のものと考ふるものとする。

- ア) 給与および賃金、企業の職員および労務者のあらゆる労役に対して支払われるあらゆる報酬。
- イ) 政府の認可を受けた決定または協定により、職員または労務者の利益のために建設されまたは建設される予定の社会的性格をもつた施設のために毎年支出される金額。税支払いの見返りに受領する退職年金に担当するものを含む。
- ウ) 電話企業が支払う法律顧問および独立の会計士の報酬、一般管理費および国家料金委員会 Comision Nacional de Tarifas が承認した額の範囲内における技術、経営管理および財政上の援助の契約に基づき、国内、国外に支払われる金額。この政令の第 14 条に規定するもので、税支払いの見返りに受領するものである。
- エ) 運用、維持および修理の費用。
- オ) 外貨債務の支払いまたは国家料金委員会の認める外貨による支払いの準備の際の通貨交換レートの相異による損失。
企業が望むときは、国家料金委員会は、これらの損失をいくつかの業務の収入に割当てて認めるものとする。
- カ) この政令の規定する率をこえない減価償却引当金、減価基金繰入金、賦課金等。貸方の資産が再評価されたときは、引当金は最終の再評価額に従つて勘定される。
- キ) 施設改善のための社債その他の借入資本の借方の利子その他これらの金融に要する費用。これらの利子または費用は総額が借入額の 10% をこえるときは国家料金委員会の事前承認を要する。
- ク) あらゆる種類の国税、県税および市税。所得税を含み既に制定されているものおよび制定を予定されるものを含む。
- コ) 国家料金委員会が定める金融に必要な費用の初回の償還金。

j) 前各号に掲げるもの以外の企業活動に関する費用、賦課金または副当金で国家料金委員会の承認したもの。

(純益)

第7条 この政令を実施する上において、純益 (Redimiento neto) とは第4条に規定する電話事業運営による総収入と第8条に規定する控除可能の費用との差額とする。

(補償勘定)

第8条 各年度における純益が自己資本の総平均12%を超えるときは、超過分は「補償勘定」と称する特別の勘定に繰入れられ翌年度以降の純益の不足分を補充するために使用される。同様に、各年度における企業の純益が自己資本の総平均の12%に満たない時は、不足分は前記勘定から支出される。

(外貨債務支払いに要する外貨)

第9条 いかなるときでも外貨交換が自由でない時は、政府は電話施設に投資された外貨債務の支払いに必要な外貨を企業に公定レートで供給する。このための申請は、大蔵商務省 Ministerio de Hacienda y comercia に提供するものとし大蔵商務省は内務省 Ministerio de Gobierno y Policia と協議の上承認する。

(資産再評価)

第10条 企業の申請により、国家料金委員会は、免許事業に係る資産を再評価するものとする。

評価は、評価の時機において新品に取替えるものとして価格を決定し、会社の選択に従い委員会の定める算出表または専門家の鑑定に従う。

(再評価損益の処理)

第11条 再評価による企業資産の新価格は旧価格に代り、会計帳簿に登記される。

新旧の価格の差額は、次の通り処理される。

- a) 再評価による貸方資産の改定と同じ比率で減価償却引当金を調整すること。
- b) 再評価された資産を購入するに要した外貨債務の国内通貨相当額を修正すること。
- c) 企業の意思により全部または一部を負本化することのできる貸方の資産再評価積立金 Reserva Mayor Valor Bienes de Activo Fijo を設定しまたは増加させること。

(減価償却)

第12条 企業が定める各年の減価償却による(資産価格の)修正は、再評価資産に対し、前条の規定に従い、自己資本が5億ソール以上の企業においては貸方の償却総資産の平均5%以内、自己資本が51億ソールに満たない企業においては6%以内で企業が適当と認める比率により行なわれる。

1936年9月最高決定第8条および第15条f)項は、電話企業について改正し、法律第7904号第2章第1節によることとする。

(不利な改正の禁止)

第13条 財政に関する条項は、電話サービス拡張計画の資金獲得のために負担した最高政府の認める債務がある限り電話企業に不利に改正することができない。この保障は、この政令の施行前に電話企業が負担した債務についても適用される。

次節に規定する料金に関する基準は、国がこれに代る規則を定め、この節に規定する財政に関する保障を完全になした場合に改正することができる。

同様に第2節に規定する基準は、料金決定または再評価に関する手続に抵触する場合には、修正できない。

第2節 料金決定の基準

(国家料金委員会)

第14条 法律第12378号第101条により設置される国家料金委員会は、次条以下に規定する手続により、電話料金を定め、改正または修正し、および解釈するものとする。

第2条の規定を有効に実施するため、国家料金委員会は、次条以下に定めるところにより、定められた期限を厳守しなければならない。この事務を容易にし、この政令の第17条に規定する訴願の手続を迅速にするため、電話企業は毎月計算書を提出するものとする。委員会は、必要があるときは30日以内にこの計算書について注意をするものとする。

(国家料金委員会の構成)

第15条 国家料金委員会は、法律第12378号第12条に定める委員ならびに郵便電気通信総局が指名する委員およびこの国の電話会社が指名する委員により構成される。委員会の討議および決定においては、利害関係をもつ電話企業のみが参加できる。

(料金改定)

第16条 料金の通常改定は、3年ごとに行なわれる。利益がこの政令の3条に保障する12%以上または10%以下になつたときには内務省または企業の要請により特別改定を行なうことができる。

(料金改定の手続)

第17条 料金改定に関する電話企業の訴願は、委員会が定める事実および書類を3通密封して、官房長官 *Secretaria General* を経由して国家料金委員会に提出しなければならない。

第18条 委員会は、内務省から料金の改定の要請のあつたときは、15日以内に意見があるときは述べるよう関係電話会社に3日以内に通告する。

第19条 第18条に定める期間の経過後10日以内に委員会は、その要請の一般的検討をし、その後電話企業に必要な事実および資料の提出を求める。

次の20日間の中に、企業または省は、口頭または文書により意見を述べる。委員会は、職権でこの期間内に他のソースから事実および資料を徴取しまたは企業の帳簿および文書を調査できる。事態が複雑なときには、委員会は、この期間をさらに20日間延長できる。

委員会は、訴願提出後60日以内に、期間が延長されたときには80日以内に、決定をしなければならない。

第20条 内務省または電話会社は、その利益を守るため、審議中口頭または文書で主張をすることができる。彼等は、また法律顧問を伴つて行くことができる。

第21条 国家料金委員会の決定は、内務省および関係電話企業に通告される。内務省または企業が10日以内に再審を請求しない時には、料金はこの決定に従つて実施される。再審を請求された時は、委員会は、10日以内に関係者に通告し、その日から30日以内に決定する。

第22条 料金を決定し、改定し、修正し、または解釈する国家料金委員会の通達は、提出された問題の何れについても触れており、判断を決めるものでなければならない。企業は、その費用で10日以内に官報 *Diario Oficial e l Peruano* に掲載しなければならない。

第23条 委員会が再審の後になした決定は、行政機関に訴願することはできない。またたとえこの決定を不服として上訴するとしても、その決定は、直ちに実施しな

ればならない。

(資産価額)

第24条 電話企業の貸方の資産の価額は、最終の再評価による価額とする。再評価後取得した資産の原価は、企業の提出した文書によつて定める。

(資産再評価の手續)

第25条 第10条に規定する専門家方式は、3人の経験を有する者により個別になされる。専門家は、内務省、国家料金委員会および電話企業がそれぞれ指名する。資産再評価が請求されると料金委員会は内務省に通知し、または企業に通告する。彼等は、8日間以内に経験を有する者を指名する。同じ期間内に国家料金委員会は、民法施行法Codigo de Procedimientos Civiles 第492条(姻戚関係をもつ者の就任を禁ずる規定一訳者注)の規定に合致した者を指名する。内務省または電話企業は、指名の日から5日以内に2人の専門家の何れをも、理由を述べることなく忌避することができる。この期間内に忌避を受けないときは、国家料金委員会が個別に定める90日をこえない期間の間に、3人の専門家は決定を提出するものとする。専門家の決定は、できるだけ速かに事業の評価に関する評価技術協会Cuerpo Tecnico de Tasacionesの規則に従わなければならない。いかなる場合においても、電話企業の資産の一部をなす資産の評価に際しては、専門家は評価のときにおける市場価格を念頭に置かなければならない。

第26条 国家料金委員会は、30日以内に前各条に規定する評価に従つて当該資産の価格を決定する。

国家料金委員会が現条項に従つてした決定は、裁判によるの外、反することができず、直ちに発効する。

第27条 電話企業が支払う専門家の報酬その他これらの事務の費用または国家料金委員会に支払うべき金額は、この政令の第6条j)項に定める支出とみなす。委員会は、料金規程を実施するためにこれを認めなければならない。

第28条 料金の決定または電話企業の貸方資産の再評価に関する国家料金委員会の決定は、裁判により変えることができる。

裁判判決が行政決定(料金委員会の決定)を修正した結果、企業がこの政令の定める最高限度(12%)以上の収入があつたときは、その修正が有効な期間は、超過額は、前に規定した補償勘定(この政令の8条)に繰入れられる。裁判判決

が行政決定を修正した結果、企業の収入が減るときは、損失は、前に規定する勘定に割当てられる。

第 3 節 雑 則

(附 帯 サ ー ビ ス の 料 金)

第29条 構内交換電話、ぜいたくな装置加入区域外の線路その他同様なサービスのよう
な電話企業の提供する特殊の設備またはサービスの料金は、委員会の定める料金
と別に定める。

(公 共 機 関 の 料 金 減 額)

第30条 政府の各省その他の公共機関は、商業第1種の料金の半額を支払うものとする。

(電 話 帳)

第31条 電話サービスをする企業は加入者に電話機ごとに一冊の電話帳を定期的に無料
で配付しなければならない。企業は加入者から請求があつたときには、電話帳の
配付後 30 日以内に企業の責に帰する印刷上のミスを訂正する広告をその地方で
最大の新聞に一度限り掲載する義務がある。その日付（配付日、訳者注）もまた
新聞に掲載しなければならない。

(特 殊 サ ー ビ ス)

第32条 電話企業は、その運営地域においてその負担により Servicio Medio（仲介
サービス？）を実施することができる。このためその企業は、国家料金委員会に
料金の詳細に関するあらゆる資料をつけて申請書を提出しなければならない。

この制度実施に関する国家料金委員会の承認の後、第2節に規定するところによ
り、運用の開始の前に料金修正の申請を提出しなければならない。

第33条 この政令の規定は、最高政府が電話企業に認めるその他の電話サービスについ
ても適用する。

(政 府 費 用 の 負 担)

第34条 電話企業は、前年度の総収入の割合で郵便電気通信総局の代表の費用ならびに
国家料金委員会およびその他この政令の実施のため必要な機関に要する費用を支
払うものとする。委員会に資産再評価を申請した企業は、鑑定人の報酬および費
用を負担するものとする。

(公 衆 電 気 通 信 の 監 督)

第35条 公衆電話サービス開始のための免許申請の手續、監督および規制は、郵便、電

信、電話規則第1章第800条から第3章第849条までの規定に従つて内務省郵便電気通信総局が行なう。

(施設拡張の義務)

第36条 公衆電話サービスを行なつているものまたは将来行なうべき許可を受けたものは、公衆の需要を充たすため設備または回線網を拡張する義務がある。

第4節 経過規定

第37条 この政令を適用するため施設改善に向けられた資産の原価は関係電話企業における本年6月30日までに記載された額とする。

第38条 廃止された規則に規定する料金収入または経済的な保障に基づいて最高政府に行政上または裁判上の要求をして、解決されない電話企業は、それを放棄する旨の書類を内務省に提出することにより、この政令の適用を訴えることができる。

第39条 1956年1月23日最高決定第3425号、1956年1月26日同第3426号、1956年5月7日同第4450号および郵便電信電話規則中これらに係る条項は、この政令に抵触するときは廃止する。

1960年7月15日 リマ、政庁において署名

マヌエル、ブレード

ホルヘグリエベマツゲ リカルドエリアスアパリシオ

郵便、電信および電話に関する一般規則

Reglamento General de Correos,

Telegrafos y Telefonos (1916)

第3部

第1章

電話サービスの監督と検査

(監督機関)

第809条 電話サービスの監督と検査は、郵便電気通信総局の回線監視長室 (seccion dependiente del jefe de lineas) が行なう。

(電話サービスの種類)

第810条 電話サービスには、国により実施される公用サービス (servicio oficial) 料金をとつて建設される公衆サービス (servicio publico) および個人または協同の団体の専用の私有施設 (privado) がある。

(回線監視長室の職務)

第811条 回線監視長室の職務は、次のとおりとする。

- (a) 電話会社と加入者との関係についての規則を守らせ、または新しいサービスを開発するよう提案すること。
- (b) 公用サービスの電気通信網を建設し、保守すること。
- (c) 共和国全体の電話の改善について総局に提案するよう努力し、公用サービスについての管理をとりまとめること。

(通話)

第812条 市内 (urbanas) とは、加入者間において、1の町の中でできる通信をいう。市外 (interurbanas) とは、加入者の通信であるが他の町に通信するものをいう。

(安全な施設)

第813条 線路の建設は、総局が別に定めるところにより、安全に実施しなければならない。例えば、現在または将来建設される強電線との間には一定の間隔を保つこととする。

(電話会社の買上)

第814条 政府は、いつでも正当な対価を支払つて公衆サービスの所有権を取得することができる。この対価を定めるため、総局は、所有者と協議する。

(施設の譲渡)

第815条 いかなる公衆または私的施設も総局の定める手続きに従い、政府の許可を受けて譲渡することができる。

(公共用のための電話使用)

第816条 公共の必要がある場合、当局またはその代理をする者は、加入者または会社のいかなる電話機を使用することができ、火災が発生した場合、制服の消防手は、電話機を使用するため、加入者の了承を得て、その家に立入ることができる。

(電話サービスの政府吸収)

第817条 政府は、ペルーの電話サービスが外国に比べて劣っていると認めるときは、公衆の利便をはかる目的で、郵便電気通信総局に通知し、企業の意見を聞いた上で、これを吸収する権限を留保する。

(サービスの1時停止)

第818条 公共の秩序に恐威がある場合、政府は、共和国の全土または1部において、公衆または私有のサービスを必要な期間、抗議の余地なしに停止することができる。

第 2 章

第1節 回線建設の申請

(施設建設の免許)

第819条 共和国の領域においては、政府の免許なくして、公衆または私有の電話回線を建設することはできない。免許は、無償で付与される。

(申請の手続)

第820条 免許の申請は、総局を経由して政府に提出するものとする。申請の際、回線計画のプランまたは概略のほか、次のものを添附するものとする。

- a) 申請人の住所
- b) 回線の接続地点の詳細な仕様
- c) 使用する装置の数および分類ならびに材料

d) 回線の長さ

e) 建設の目的および効果、公衆サービスの建設のときは、料金の概要を添附する。

(免許の拒否)

第821条 政府は、便宜があると判断するときはいつでも、公衆サービスの建設の免許を拒否することができる。

(免許の取消)

第822条 私有の回線の免許は、免許取得者に永久的の権利を与えるものではない。政府が許可を取り消しても免許取得者は、抗議できない。廃止は、公衆の秩序維持のほか決定できない。

(免許のない施設)

第823条 第819条に規定する免許なく、または前各条に規定するところより失効した免許を使用して、電話サービスを建設した者は、総局がその回線を破壊するため必要とした損害を除き、10ないし100ポンドの罰金を科せられる。

(鉄道専用施設)

第824条 鉄道の規程に基づいて、専用電話線をつくつた鉄道会社は、総局に報告し、詳細な計画を送るのみで免許を要しない。

第2節 企 業

(施設提供の義務)

第825条 あらゆる企業は、加入契約に従つて公衆に電話通信をするために必要な施設および設備を提供する義務がある。

(故障の修理)

第826条 回線障害の場合、加入者は、直ちに書面で会社に申告しなければならない。会社は、その負担でできるだけ早く、応急の措置をとるまで修理しなければならない。

(通話停止)

第827条 加入者が料金を支払わないときは、会社は、5日前に書類によりメモを出した上で、サービスを停止することができる。

(無償架設)

第828条 いかなる会社も、地方の都市にある政府の電報局に会社の回線網に無償で接続し

なければならない。その通信は、公用または公共の利益のためのサービスにのみ使用される。同様に、何らの負担なしに州または準州の事務所にも接続しなければならない。

(自己負担による修理)

第829条 立証された不注意または悪用に原因する事務用電話機の故障や損傷は、その電話機が設けてある事務所の職員の負担で修理されるものとする。

(昼夜業務)

第830条 国内全土に亘り電話サービスは、昼夜の別なく行なわれる。

(通話濫用の禁止)

第831条 企業は、通話が濫用され、公衆や家族に対する敬意が傷つけられる事のないように注意する義務がある。この条項のいかなる違反も総局に伝えられ、総局は、事情に応じ取締手段を講ずる。

(罰金)

第832条 企業がその規則違反または公衆に対する契約不履行の場合、総局により罰金を課せられる。罰金は、事情の重大性に応じて課せられる。

(事故防止の義務)

第833条 いかなる企業もその職員を通じ、またリマ市では公衆電話サービス担当官の介在により、回線に生ずる事故の原因を調査し、再発防止の手段を講ずる義務をもっている。企業は、回線監視長室の検閲を受ける帳簿を備付け、その職員および一般公衆に生ずる事故をその原因や生質の如何を問わず記入する。

(加入約款の承認)

第834条 企業は、総局を通じ、その加入者との契約約款について政府の承認を受けなくてはならない。また、その契約のいかなる条件も政府の承認がなければ何の効力ももたない。

(電話番号簿)

第835条 いかなる企業も3ヶ月毎に加入者の名前と番号のついた番号簿を刊行し加入者に無料で配付する。番号簿には電話機の使用法とこの規則の該当条項を記載するものとする。

(統計報告の義務)

第836条 企業は、毎年、回線監視長を通じ、業態統計を総局に提出し、総局は、これを

担当課に回附する。私有施設の権利譲受人も同様な義務をもっている。

第3節 加入者

(加入者の権利)

第837条 加入者は、契約書に署名した日以後は、電話局を通じすべての回線網に接続する権利をもつ。調印した日は、加入者の契約期間の開始日となる。

(電話機を使用できる者)

第838条 電話機を使用できる者は、加入者および加入者と同居する者とする。

事業所においては、顧客または関係者に電話機を貸すことができる。ただし、加入者は、この使用に対し何の報酬をも要求できない。この条項の違反は、総局の判断において、被害者たる企業の利益のためにかつ企業体自身による申告があつた事が立証されれば罰金を課する。

(加入者の責による故障)

第839条 電話機の使い方が悪いために受けた故障は、加入者の責任である。

(長期停止の場合の料金減額)

第840条 加入者は、第826条に規定する申告をしてから8日間以上故障が続いた場合、年間支払額の12分の1に相当する料金の減額を請求できる。

(通話時間の制限)

第841条 何人の請求する電話機使用も5分間以上にわたることができない。

第4節 電話料金

(料金の認可)

第842条 いかなる企業も事前に政府の承認を受ける事なく電話料金を適用できない。

料金表を実施してから1年以内にこれを変更することはできない。変更のためには、企業は、総局を通じて認可を申請するものとする。

(公共機関の料金減額)

第843条 政府およびその附属機関は、いつでも官庁の行なう前納により、一般料金の50%の減額を受ける。電話サービスが現に存在する都市または今後建設される都市の当局についても同様の特典をもつものとする。

第5節 公衆電話

(公衆電話の料金)

第844条 公衆電話をもついかなる加入者も電話業務に対して報酬を受けることができ

る。ただし、関係企業との間で協定し、政府の承認した特別料金を企業に支払うものとする。

(直営公衆電話)

第845条 企業は、その負担で(直営の)公衆電話を営業するため、中心地にそれを設置する場合には、(加入者による)公衆電話設置の請求を拒否する権利をもっている。

(公衆電話通話料)

第846条 公衆電話の利用者の支払い料金は、1通話5分ごとに市内は10セントポ、市外は20セントポ以内とする。

第 3 章 苦 情

(申告先)

第847条 企業に対する苦情が処理されない場合は、リマ市では、回線監視長に対して提出するものとし、これを総局に回附する。リマ以外の都市では電報局長に対して行なり。

(電報局長による監督)

第848条 電報局長は、各地の電話業務の監督の任に当り、企業がこの規則および契約を公衆に対して履行するように取り計らい、必要な場合には、回線監視長に対し総局の定めた罰金を課するよう要請する。総局は、回附された訴えで立証されたものを検討し、企業の申立てを聴いた上で決定を行なり。

第849条 回線監視長は、総局と協議の上、苦情の行なわれた回線および電話機を検査するため、苦情の正当性を認め、責任の所在を確かめるために職員を指命する。

